

尙同條約の第五條には、「日清兩國政府ハ本條約批准交換後、直ニ各一名ノ委員ヲ臺灣省ヘ派遣シ該省ノ受渡ヲ爲スヘシ而シテ本條約批准交換後二箇月以内ニ右受渡ヲ完了スヘシ」と約し、而して人民の國籍に付ては、同條は「日本國ニ割與セラレタル地方ノ住民ニシテ右割與セラレタル地方ノ外ニ住居セント欲スル者ハ自由ニ其ノ所有不動産ヲ賣却シテ退去スルヲ得ヘシ其ノ爲ニ本條約批准交換ノ日ヨリ二箇年ヲ猶豫スヘシ但シ右年限ノ滿チタルトキハ未タ其ノ地方ヲ去ラサル住民ヲ日本國ノ都合ニ依リ日本國臣民ト視爲スルコトアルヘシ」と定め、即ち期限後本島に居住する人民の國籍認定を日本政府の自由選擇に委したのである。

次で同年五月十日、海軍大將樺山資紀子爵は臺灣總督を仰付られ、陸海軍務の司令官を兼ね、且臺灣授受の爲めに全權委員として簡派せらるゝことになつた。之に對し當時伊藤内閣總理大臣は臺灣接收及施政の大綱に關し、次の如き訓令を與へてゐる。

今回勅命を以て貴官を簡拔し授くるに臺灣總督兼軍務司令官の重任を以てせられたるは深く貴官の材能果決に信倚せらるゝに由るを以て今更に項目を臚列して詳細示教するの要なきが如しと雖も粗めて諸般の政治を新領土に施くに當り必ず先づ其の要旨を概定せざるべからず殊に事の外交に涉るものに至りては貴官と締盟各國領事館と直接應對せらるゝの場合あるべきを以て豫め其執務上に於ける項目を列記し以て政府と貴官との間に軒輕なきを期するの要あり仍て本大臣は貴官方に重任を帯びて前往せらるゝに際し詔命を奉承して左に其の大綱を開示す其意専ら貴官の重任の執行に資せんとするに存し固より貴官を掣肘せんとするにあらざるは亦辨を俟たざる所なり若夫將來豫知すべからざる事情生じ而も其の性質急激に屬し政府に電稟して命を待つ暇なき場合あらば貴官は本訓令の明文に適合せずと思料せらるるものと雖も臨機專行して後其の顛末を報告する事を得。

講和條約の明文に據れば批准交換後清國よりも直に全權委員を簡派し該交換の日より二箇月以内即ち明治廿八年七月八日までを限り臺灣及澎湖の兩島並に附屬諸島の引渡を結了せざるべからざるに依り貴官は左の諸項に準據し豫め清國全權委員と會同し引渡の日時場所等を商議決定せらるべし。

一 臺灣澎湖の兩島並に附屬諸島及砲臺軍庫清國文武官の管理せる官有物件受渡に關する公然の手續はなるべく速に完結し貴官の直に御名を以て新領土を嗣後統治するの意を公布せらるべし其公布文は適當の期間に於て貴官に送達すべし

二 清國文武官の管理せる官有物件に就き豫め詳細の目錄を調製せしむるを要す然れども成るべく速に公然の手續を完結する爲に先づ大要の目錄を制して其の受授を終り詳細の目錄は追て調製することを得

三 清國が占有する城壘兵器製造所及凡そ清國文武官の管理する諸官有物の引渡を受け之と同時に清國軍隊の佩帶する兵器を引揚ぐべし但し荷物及私有物は携帶するを許容するものとす

四 清國軍隊は成るべく速に撤去せしむるを要す其の全く撤去するまでの間は我軍隊司令官は清國軍隊の退き駐在すべき地を指定命令すべし之と同時に於て彼の撤兵の期日を確約するを要す但し彼の駐兵する間の費用は凡て清國自ら支辨し一切我に於て關せざるべし

五 清國軍隊は成るべく速に撤去せしむるを要するを以て貴官は清國全權委員と撤兵に必要な手續を商定せらるべし若し彼に於て其の手續の商定を拒み又は之を怠る時は清兵を最近の清領港まで無料にて乗船せしむべし其の止むを得ざる場合に於ては貴官は強迫して撤兵を促さしむべし

但し無賃にて清兵を乗船せしむる場合に於ては途中其の暴行を防ぐに必要な準備を設くべし



- 六 清國軍隊全く撤去したる後は豫て取揚げ置きたる兵器を清國政府に返還すべし
  - 七 批准交換後二箇月以内と雖も引渡の事終らば總督府に於て直に行政事務を施行し清國軍隊より引渡を受けたるもの、外其他の官有物をも占有すべし
- 以上は條約上の期限内に於て平穩受授する場合に於する手續を概舉したるものなるも萬一彼に於て全權委員を簡派せず或は引渡を拒み若しくは引渡を怠りたる場合に於ては條約上の割地は批准交換後當然我主權の下に在るものなるを以て臨機處分し其止を得ざる場合に於ては兵力を以て強制執行すべし若し捕虜あるときは戰時捕虜と同一の取扱を爲し追て釋放すべきものとす而して引渡手續の強制に出でたると協議に由るとに論なく既に我が版圖に歸したる以上は専ら人民の撫育を圖り全島の治安を保持して各々其の堵に安ぜしむるを要す然れども亦須く軍令の下に庶般の政治を施し所在人民をして狎侮の心を生ぜしむべからず恩威併行能く其の事情を詳悉し以て其の行政組織を實施すべし今其の要領を左に列擧す。

總督府

秘書官參事官之に隸す

總督府中部門を分つこと左の如し

- 一 治民部  
一切の行政を施行し教育技藝等を掌る
- 二 財務部  
租稅海關稅及會計事務を掌る

### 三 外務部

臺灣には淡水雞籠臺南府打狗の四開港場ありて外國人の居留するもの少からず清國は既に臺灣に於ける主權を失ひたるものなれば我に於て清國と各國との間に存在したる條約を受繼ぐべきにあらずと雖も我政府は任意を以て舊來の開港場に外人の往來居住及其他從來の接遇を受けしむるに付きては先づ彼等をして安堵せしむるを要す新領土に於ける外交上の事務は最も慎戒注意を加ふべきものあるべく隨つて本部を特設するの必要あり

### 四 殖産部

臺灣は荒蕪未開地其半に居るを以て殘に將來大に之を開發するの道を講ぜざるべからざるに付特に本部を設けて其の調査勸誘を努めしむるを要す

### 五 軍事部

陸海軍を合一して本部を置き軍隊要塞憲兵並に艦隊の巡航に關する事務を掌らしむ

### 六 交通部

現に鐵道の設あり又郵便の事務あり將來益々運輸交通の事務を擴張するの要あり

### 七 司法部

本部は須臾もなかるべからず而して刑法は本邦の刑法を適用すべしと雖も治罪法に至りては之を適用するを得ず宜しく簡易なる治罪手續を規定すべし

### 外國領事館の事

在臺灣外國領事官にして貴官が總督の任に當らるゝ時まで引續き其の職務を執れるものは更に我が政府の認可



を經ずして其職を繼續せしめらるべし貴官就任の後任命せられ又は其の職を執る領事官は貴官の認可を經たる後更に我が政府の認可状を得べきものとす

#### 領事裁判の事

領事裁判權に關しては或る指定の制限内に於て之を執行する事は我が政府又峻拒せずと雖も爲めに軍隊運動の障碍となり若くは貴官の職務に支障ありと思料せらるゝに於ては認可するを要せず然れども勢ひ事繁雜に涉るを以て尤も熱圖せざるべからず

#### 在臺灣臣民の事

臺灣在住の清國臣民は平和條約に依り二年間其の屬籍を變更せずして依然居住するを許さるゝも其の満期の後引續き居住せんことを欲する者に對しては將來種々の問題を生ずべし而して此の問題に關する制限を嚴にし以て政治上の善良なる發達を企圖せざるべからず仍て貴官は此等人民の戶籍及所有不動産の調査を急にするを要す

臺灣澎湖島は地廣く民衆し仍て按ずるに總督府の下に更に地方官を置くの要あるも知るべからず貴官は先づ右の要領に基きて庶政を施き且詳細調査報告せらるべし政府は其の報告に準據し之が爲めに要する人員を派出し將來永遠島地に恰當するの制度を定めんとす(臺灣警察沿革誌別篇勸諭令旨諭告訓達類纂)。

樺山總督は受命の翌五月十一日、臺灣總督府條例及内閣に於ける臺灣事務局の設置に付て具案稟申する所があつたが、同月十六日内閣總理大臣より右御裁可不相成旨の回答に接した。而して同月二十一日、臺灣總督府假條例が制定された。それに依ると臺灣總督府には民政、陸軍、海軍の三局が設けられることになつた。而して民政局には内務、

外務、殖産、財務、學務、逓信及司法の七部が置かれることになつた。かくして同月二十七日辨事公使水野蓮が民政局長に、陸軍少將大島久直が陸軍局長に、海軍少將角田秀松が海軍局長にそれ〴〵任命せられた。尙同年六月十三日に至り、内閣に臺灣事務局が設けられ、次で同月十八日同事務局總裁に伊藤内閣總理大臣を、副總裁に陸軍中將川上操六を、委員に大藏次官田尻稻次郎、男爵伊東巳代治、外務次官原敬、逓信省通信局長田健次郎、陸軍次官兒玉源太郎、海軍中將山本權兵衛をそれ〴〵任命せられた。

かくして一應中央並に現地の行政機構は整つたが、さて實際の施政に當つて見ると、事は中々面倒であつた。何となれば、當時の實情は臺北附近すら尙未だ兵塵の巷であり、殊に中南部に於ては羽檄旁午靖亂の效を擧ぐるには尙相當の日月を要するものがあつた。かゝる状態の下に於て民政事務を開始した現地當局の苦心は、まことに並々ならぬものがあつたことは容易に想像される所である。七月十六日伊藤内閣總理大臣は、臺灣總督府の政務の取扱に關して次の如き訓示を爲してゐるが、まことに當時の情勢を雄辯に物語つてゐるものがある。

臺灣總督府目下の情勢は一面に於ては戰鬪に従事し一面に於ては臺北各地住民の庶務に従事し百事至難の境遇に在ること推察に餘あり然るに事の難易を問はず到底我が目的を達する爲には内外相應し利便を圖り速に鎮定の奏功を望まざるべからず故に臺灣事務局に於ては成るべく敏速に總督府の要求に應じ鎮定迄の間は法規等に拘泥せず萬事敏捷に相運候管に申合せ委員一同協議致居候處今事の整理を圖り將來の秩序を立つるは頗る必要の事と存候故左の簡條を以て及内訓候間總督府各部一致服膺候様御示命有之度候

- 一 新規の事業は成るべく他日に譲り目下の處にては鎮定の功を奏する爲め差置き難きものに止むること
- 二 總督府よりの要求は各部各課より各省に直接に稟申するときは區々に涉り事端を錯雜ならしむるに付統一を旨



として總て總督より臺灣事務局總裁に稟申すること但臺灣事務局務整理規則第十三條に依り事務上既定の事項にして其の進行上の關係に屬するものは此の限りにあらず

三 經費の要求は其の目的主旨を明瞭にし豫算の形式を具へて提出すること

四 内地に於て吏員を採用し及巡査其他の人員を募集するは總督府に於て直接に之を爲すことを止め之を臺灣事務局に稟申し臺灣事務局より其筋に移牒して總督府の需に應ずること

五 諸職工人夫等雇入の請求は其の使用の目的及之を使用する期限の豫定を記入すること

六 總督府限りに規定したる事項にして經費の決算上會計検査院へ通牒を要するものは漏れなく臺灣事務局に報告し他日の衝突を避くべきこと

七 民事上の事務に使用する人員は平定に至るまで成るべく現在の人員を増加せず以て他日の煩累を貽さざる様注意すること

八 各國領事軍艦船舶居留地及歐米人民其他總て外國人に關することは早便を以て臺灣事務局に報告すること

追而前各項の事柄は凡て軍事と相關せざるは勿議の儀に有之此段爲念申添候也(臺灣警察沿革誌別篇 昭勅令旨諭告訓達類纂)

かくして遂に七月十八日内閣總理大臣より通牒あり、臺灣に於ては軍政が施かるゝこととなつた。越えて八月六日陸軍省達を以て改めて臺灣總督府條例が定められた。右に依ると、臺灣全島の鎮定を見るまで、臺灣總督府を純然たる軍事官衙と爲し、總督幕僚の外に陸軍、海軍及民政の三局を、而して民政局に内務、殖産、財務及學務の四部を置くこととなつた。かくして其の後半歳餘、臺灣統治は純然たる軍政に依つて進められたのである。

乍併、其の後軍隊の努力に依り漸く臺灣全島の平定を見るに至つたので、愈々明治二十九年三月勅令第八十八號を以て臺灣總督府條例(註一)が制定せられ、同年四月一日より之を實施されることになつた。新條例に依れば、總督は之を親任官とし、陸海軍大將若くは中將を以て之に充てることになつてゐる。而して總督は委任の範圍内に於て陸海軍を統率し、拓殖務大臣の監督を承けて諸般の事務を統理するものである。即ち總督は民政機關であると共に、軍政軍令の機關でもあるのである。總督の補助機關として總督府に民政・軍務の二局が置かれ、之に關する官制が相次で公布せられた。而して臺灣總督府民政局官制(註二)に依れば、民政局は臺灣總督府の管轄に屬する行政及び司法に關する事務を整理する所であり、それは總務・内務・殖産・財務・法務・學務及通信の七部に分れてゐる。尙又臺灣總督府軍務局官制(註三)に依れば、軍務局は臺灣總督の管轄に屬する陸海軍軍政及軍令に關する事を掌る所であり、それは陸軍部及海軍部の二部に分れ、それ／＼陸軍及海軍に關することを掌ることになつてゐる。

(註一) 臺灣總督府拔萃(明治二十九年勅令第八十八號)

第一條 臺灣ニ臺灣總督ヲ置キ臺灣島及澎湖列島ヲ管轄セシム

第二條 總督ハ親任トス陸軍大將若クハ中將ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 總督ハ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ拓殖務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス

第四條 總督ハ主任ノ事務ニ付其ノ職權若クハ特別ノ委任ニ依リ總督府令ヲ發シ之ニ禁錮二十五日又ハ罰金二十五圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 總督ハ其ノ管轄區域内ノ防備ノ事ヲ掌ル

第三章 外地の行政機構

第六條 總督ハ其ノ管轄區域内ノ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テハ直ニ陸軍大臣拓殖務大臣參謀總長及海軍軍令部長ニ之ヲ報告スヘシ  
第七條 總督ハ必要ト認ムル地域内ニ於テ其ノ地ノ守備隊若クハ駐在武官ヲシテ民政事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得  
第八條 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ拓殖務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス  
第九條 總督ハ知事ノ命令又ハ處分ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分



ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第十條 總督ハ拓殖務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ級位變動ヲ奏上ス

第十一條 總督ハ所部文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ並ニ奏任官ノ免官ニ係ルモノハ拓殖務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ上奏シ其ノ他ハ之ヲ專行ス

第十二條 總督事故アルトキハ民政局長軍務局長ノ中官等高等キ者其ノ職務ヲ代理ス

第十三條 總督府ニ總督官房ヲ置ク

總督官房ニ副官二人及專任秘書官二人ヲ置ク總督ノ命ヲ承ケ機密事務及文書ノ取扱ヲ掌ル

副官ハ陸海軍佐尉官ノ内各一人ヲ以テ之ニ充ツ

第十四條 總督府ニ民政軍務ノ二局ヲ置ク其ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム

(中略)

第十條 民政局ニ左ノ七部ヲ置ク

- 總務部
- 内務部
- 殖産部
- 財務部
- 法務部
- 學務部
- 通信部

(下略)

(註三) 臺灣總督府軍務局官制拔萃

(明治二十九年勅令第十六號)

第一條 軍務局ハ臺灣總督ノ管轄ニ屬スル陸海軍軍政及軍令ニ關スル事務ヲ掌ル所トス

(中略)

第四條 軍務局ニ陸軍部及海軍部ヲ置ク

第五條 陸軍部ニ於テハ陸軍ニ關スルコトヲ掌ル

第六條 海軍部ニ於テハ海軍ニ關スルコトヲ掌ル

(下略)

(註二) 臺灣總督府民政局官制拔萃

(明治二十九年勅令第九十號)

第一條 臺灣總督府民政局ハ臺灣總督ノ管轄ニ屬スル行政及司法ニ關スル事務ヲ整理スル所トス

其の後明治三十年八月、中央政府に於ては拓殖務省が廢せられ、新に内閣總理大臣が外地の事務統理の任に當ることになつた。之に伴ひ、臺灣總督府條例に付ても總督の監督系統の點等に關し、若干の改正が行はれた。

其の後同年十月、臺灣總督府條例が廢止せられ、新に臺灣總督府官制(註一)が公布された。尤も之は總督の地位權限等には何等の變更をも見たものではなく、唯其の部内機構に改正を加へたものに過ぎない。即ち從來の民政局官制及軍務局官制は之を廢止せられ、新に總督府に陸軍幕僚、海軍幕僚、民政局及財務局が置かれることになつた。而して民政局は民政及司法に關する一般の事務を掌り、財務局は財務に關する事務を掌るものである。陸海軍幕僚の職任に付ては、別に陸海軍幕僚條例(註二)の定むる所であるが、それはそれ／＼臺灣總督の所轄内に於ける陸海軍に關する事を掌る處とせられた。

(註一) 臺灣總督府官制拔萃

(明治三十年勅令第三六二號)

第一條 臺灣總督府ニ臺灣總督ヲ置ク

總督ハ臺灣及澎湖列島ヲ管轄ス

第二條 總督ハ親任トス陸海軍大將若ハ中將ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 總督ハ委任ノ範圍内ニ於テ陸海軍ヲ統率シ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス

第四條 總督ハ軍政及陸海軍軍人軍屬ノ人事ニ關シテハ陸軍大臣若ハ海軍大臣、防禦作戰並動員計畫ニ關シテハ參謀總長若ハ海軍軍令部長、陸軍軍隊教育ニ關シテハ監軍ノ區處ヲ承ク

第五條 總督ハ其ノ職權若ハ特別ノ委任ニ依リ總督府令ヲ發シ之ニ禁錮一年以下又ハ罰金二百圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第六條 總督ハ其ノ管轄區域内ノ防備ノ事ヲ掌ル

第七條 總督ハ其ノ管轄區域内ノ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ直ニ内閣總理大臣陸軍大臣海軍大臣參謀總長及海軍軍令部長ニ之ヲ報告スヘシ

第八條 明治二十九年法律第六十三號第二條又ハ第四條ノ勅裁ヲ謂フトキハ内閣總理大臣ヲ經由スヘシ

第九條 總督ハ必要ト認ムル地域内ニ於テ其ノ他ノ守備隊長若ハ駐在武官ヲシテ民政事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第十條 總督ハ知事若ハ廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第十一條 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス



第十二條 總督ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ級位級勳ヲ上奏ス

第十七條 財務局ハ財務ニ關スル事務ヲ掌ル

(以下略)

第十三條 總督ハ所部文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ保ルモノ並ニ奏任官ノ免官ハ内閣總理大臣ヲ經テ上奏シ其ノ他ハ之ヲ專行ス

(註二) 臺灣總督府陸軍幕僚條例拔萃

(明治三十年勅令第三六三號)

第十四條 總督府ニ總督官房ヲ置ク

第一條 臺灣總督府陸軍幕僚ハ臺灣總督ノ所轄内ニ於ケル陸軍ニ關スル事務ヲ掌ル處トス

(以下略)

總督官房ニ副官二人及專任秘書官二人ヲ置ク機密事務及文書ノ取扱ヲ掌ル

副官ハ陸海軍佐尉官ノ内各一人ヲ以テ之ニ充ツ

(註二) 臺灣總督府海軍幕僚條例拔萃

(明治三十年勅令第三六四號)

秘書官ハ奏任トス

第十五條 總督府ニ陸軍幕僚海軍幕僚民政局財務局ヲ置ク

第一條 臺灣總督府海軍幕僚ハ臺灣總督ノ所轄内ニ於ケル海軍ニ關スルコトヲ掌ル

(以下略)

第十六條 民政局ハ民政及司法ニ關スル一般ノ事務ヲ掌ル

其の後明治三十一年二月、中央政府に於ける外地事務統理の權限が内閣總理大臣より内務大臣に移された。之に伴ひ、臺灣總督府官制に於ても亦總督の監督系統等に關し若干所要の改正が行はれた。降つて明治四十三年六月、また中央政局の所管大臣が内務大臣より内閣總理大臣に移つた。従つて之に伴ひ、臺灣總督府官制にも亦所要の改正が行はれた。ところが、また大正二年六月外地統治の所管大臣の地位は内務大臣に舞ひ戻つたので、臺灣總督府官制にも亦之に對應する改正が行はれた。然るに、大正六年七月には、またざる所管大臣が内務大臣から内閣總理大臣に移つた關係上、臺灣總督府官制にも亦所要の改正が行れた。まことに應接に追のない變更振りである。乍併、それは唯中央政府の所管大臣の變更に止まるものであつて、臺灣總督が軍事民政の兩者を掌るものとする其の根本趣旨に於

ては、何等の變更をも見るものではなかつたのである。

### 二 大正八年臺灣總督府機構の改正

大正八年八月十九日、同年勅令第三百九十三號を以て臺灣總督府官制に重大な改正が行はれた(註)。それは臺灣總督の任用資格に關し、從來陸海軍大將若しくは中將に限定されてゐたのを、今回其の制限を撤廢したことである。即ち文官總督の制が布かれたことである。之と同時に從來總督に委任せられてゐた兵權が解除され、總督は一般の政務に關する統理權のみを有することとなつた。而して總督の外に純粹の軍事機關として臺灣軍司令官が置かれることとなり、總督は安寧秩序の保持の爲め必要と認むるときは、其の管轄區域内に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求し得ることになつた。尤も總督が陸軍武官である場合には、之に臺灣軍司令官を兼ねしむることを得ることになつてゐる。尙總督に對する兵權委任の解除に伴ひ、從來此の爲めに置かれてゐた諸規定が官制中より削除された。改正の動機は、世運の進展に伴ひ、民力の發達に資し住民福祉の増進を期せんが爲めといふにあつたが、また世界大戰後民心の趨向を察知した原内閣の文治政策が、之を然らしめたものであらう。

かくして大正八年十月二十九日、初代の文官總督として男爵田健治郎が任命された。田總督は領臺當初即ち明治二十八年六月臺灣事務局設置の際、交通部の代表委員として之に列し、夙に臺灣總督の文官説を主張した人であつた。田總督は大正八年十月十一日基隆に上陸、翌十二日總督府に於て府内高等官及在臺北各官衙長を集め、其の施政方針を訓示したが、その折文官總督制の趣旨に付て左の如く述べてゐる。

此度臺灣總督府官制の改正に依りまして、文武各官分立して、一方には文官總督が出來、一方には軍司令官が獨立



されたのであります。此事は實に時勢の進運が最早文武途を異にして良いと、云ふ場合に進んだのと、一は臺灣の實況が總督が必ずしも兵權を握つてゐる必要がないといふ程度に迄進んだ、此二つに胚胎して、斯く斷行されたことに外ならぬのであります。此の如きは内地では疾くより行はれてゐたことで、今日別々になつたとて、施行上に於て手の裏を覆すやうになると思ふのは大なる誤解であります。自分は始めて文官總督の任を受けましたが、武官との關係に就いては中央當局と極めて密接に且圓滿なる諒解を爲したる事であつて、此事は事々しく却つて申さぬがよいと思ひますが、一應念の爲に一言して置きます。夫れで諸君に覓むるのは、諸君に於ても陸海軍の官憲と始終交渉せらるゝことが多々ありませう。其の場合は相互に舊來と少しも變ることなく、意思の疏通は常に充分の協調を遂げるやうに希望するのであります。

自分は此度第一次の文官總督として、此重任に當つたのであります。飽迄も誠心誠意職責を竭くすことを覺悟して居ります。(中略)。願くは諸君は常に研究的態度を持して、其の職に勤め、充分下僚を督勵して、一致協力國家の爲に吾々が朝廷の高恩を洽及し、臺灣民衆をして永久に世界に匹儔なき大和民族となることに、充分に盡瘁努力せられんことを衷心深く望む次第であります。

(註) 臺灣總督府官制改正拔萃

(大正八年勅令第三九三號)

第二條 總督ハ親任トス

第三條 總督ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス

第三條ノ二 總督ハ安寧秩序ノ保持ノ爲必要ト認ムルトキハ

其ノ管轄區域内ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第四條 總督陸軍武官ナルトキハ臺灣軍司令官ヲ兼シムルコトヲ得

(以下略)

其の後臺灣總督府の中央機構は、引き続き此の大正八年の改正の形を維持して來たのである。尤も昭和四年六月、中央政府に外地事務統理の機關として新に拓務省が出來たのに照應して、臺灣總督府官制にも亦所要の改正が施された。乍併、それが固より制度の根本に觸れる底のものでないことは、また謂ふ迄もない所である。

三 内地行政一元化の爲にする臺灣總督府官制の改正

1 臺灣總督の地位

昭和十七年十一月一日、同年勅令第七百二十八號を以て、臺灣總督府官制に成る種の重要な改正が行はれた(註)。而して之と對應して、更に勅令第七百二十九號を以て「朝鮮總督及臺灣總督ノ監督等ニ關スル勅令」(前掲第三章第二節中朝鮮總督の地位附註ニ參照)が公布された。右は内地行政一元化の目的を以て行はれたもので、臺灣總督の地位に對し、或る種の變更を加へたものである。

(イ) 臺灣總督と内務大臣との關係

今次内地行政一元化の爲にする内務省官制の改正に依り、内務大臣は新たに臺灣總督府に關する事務を統理することになつた。而して臺灣總督は内務大臣の監督の下に、臺灣に於ける諸般の政務を統理することとなつた。尙今回の改正に於ては、特に内務大臣の事務統理權に實效あらしむべく、内務大臣は臺灣總督に對して、臺灣總督府の事務統理の爲監督上必要な指示を爲し得るに至つた。内務大臣が臺灣總督府の事務を統理するといふことは、從來拓務大臣が臺灣總督府の事務を統理してゐたのと全く同様の關係であつて、唯内務大臣が拓務大臣の地位を襲つたものに過ぎない。また臺灣總督が内務大臣の監督の下に、臺灣に於ける政務を統理するといふことも、從來臺灣總督が拓務



大臣の監督の下にあつたと全く同様の關係である。唯從來拓務大臣は臺灣總督に對して、一般的行政監督の權限を有してゐたけれども、之に必要な指示を爲し得たか否かの點に付ては、法上何等の定まるべきものがなかつた。従つて結局從來拓務大臣は監督權は之を有するも、指示權なしと解されてゐたのである。それが今回の改正に依り、内務大臣は朝鮮總督に對して、監督上必要な指示を爲し得るに至つたのである。

然らば内務大臣が右指示權を行使して臺灣總督に對して指示を爲したる場合、臺灣總督は之に對して如何なる態度を取るべきものであらうか。即ち臺灣總督は必ず其の指示の内容に従つて行動することを要するものであらうか。それとも亦かの朝鮮總督に對する内務大臣の指示の如く、之に付て克く考慮を爲すことを要するも、内容的には從ふを要せざるものと解すべきものであらうか。此の場合臺灣總督は、必ず内務大臣の指示に従ふことを要するものと解する。何となれば、内務大臣は官制上の權限として臺灣總督に對し監督權を有するものである。而して右の指示は此の監督權に基くものであるから、之に對しては法上遡由の義務を生ずるものと解しなければならぬ。従つて此の指示は、かの朝鮮總督に對する内務大臣の指示とは、其の本質を異にするものと解すべきである。即ちそれは所詮内務大臣に對する朝鮮總督の地位と臺灣總督の地位とが、本質的な差異を有することよりして生ずる當然の差異である。朝鮮總督は前述の如く、之を置かれた當初より、其の朝鮮に於ける政務の統理に付ては何人からも一般的行政監督を承くるものではなかつた。即ち朝鮮總督は常に天皇に直隸する最高の行政督廳たるの地位を把持して來たものである。然るに之に反し臺灣總督は、其の設置の當初より、其の政務の統理に付ては必ず主務大臣——主務大臣は數次に亘つて變化したが——の監督を承くるものとなつてゐるのである。今次の改正は唯從來の拓務大臣對朝鮮總督及び臺灣總督の關係が、内務大臣對朝鮮總督及び臺灣總督の關係に置き換へられたこと、竝に内務大臣が兩總督に對して指示を爲

し得るに至つただけのことであつて、其の本質に付ては何等の變更をも齎したものである。

(ロ) 臺灣總督と内閣總理大臣及び各省大臣との關係

同じく今回の臺灣總督府官制の改正に依り、總督は「別ニ定ムル所ニ依リ内閣總理大臣及各省大臣ノ監督ヲ承ク」ることとなり、又之に對應する勅令第七百二十九號に依り、其の個別的行政監督の範圍及び態様が明かにせられた。此の個別的行政監督の點は、前に朝鮮總督のそれに付て述べた所と全く同様である。即ち同勅令列記の事項に付ては内閣總理大臣及び各省大臣は臺灣總督に對し所謂個別的行政監督の權限を有し、且つ之に基いて指示を爲し得る、而して其の指示に對しては、總督は之に従ふべき法上の拘束を承くるものである。尤も上述の如く朝鮮總督は、從來何れの大臣からも行政監督を承けてゐなかつた、それが今回の改正に依つて、初めて被監督者の地位に立つことになつた譯で、まことに重大な地位の變化を齎したものと謂ふべきである。乍併、臺灣總督は、上述の如くもともと其の主務大臣から一般的行政監督を承け、また他の大臣よりも個別的行政監督を承けることが官制上明らかになつた。従つて今回の改正に依り、其の個別的行政監督を承くるの範圍が廣まつたことは指摘出来るけれども、其の朝鮮總督の場合の如く其の身分上に本質的な差異を齎したものと解すべきではない。尙又内閣總理大臣及び各省大臣の有する個別的行政監督の權限に實效あらしむべく、新に指示權が認められた。このことは、行政の實際運営の上に於ては非常に重大な働きを示すものと思はれるが、乍併それは何等臺灣總督の地位身分に本質的な變化を及ぼすものと解すべきではないのである。(各省大臣の臺灣總督に對する個別的行政監督に付ては、從來二の勅令があつた。即ち一は明治二十九年勅令第八十六號で、それは「臺灣ニ於ケル郵便及電信ニ關スル事務ハ逋信大臣ノ監督ニ屬ス」る旨を規定してゐるものである。其の二は、明治三十年勅令第九號で、それは「臺灣ニ於ケル貨幣、銀行、擔保附社債信託、關



税及規製樟腦油專賣ニ關スル事務ハ大藏大臣ニ屬スル旨、竝に其等の事務に付ては、「大藏大臣ハ臺灣總督ヲ監督スル旨を規定してゐる。而して今回勅令第七百二十九號を以て「朝鮮總督及臺灣總督ノ監督等ニ關スル勅令」の公布と共に、上述明治二十九年勅令第八十六號は之を廢止された。乍併、明治三十年勅令第九號には何等手が觸れられなかつた。蓋しそれは今回の勅令に對する特別法とも考ふべきものであらう。

## 2 臺灣總督府の部内機構

一 臺灣總督の權限 臺灣總督府に於ける最高首腦者は、謂ふ迄もなく臺灣總督である。總督は臺灣總督府官制、(註一)の定むる所に依り、臺灣を管轄し、内務大臣の一般的行政監督の下に諸般の政務を統理する。尤も今回の改正に依り勅令所定の事項に限り、内閣總理大臣及び各省大臣の個別的行政監督を承くるに至つたことは、前項に於て述べた通りである。尙臺灣に於ける政務に付ても、其の直接各省大臣の權限に屬するもの(例へば軍政・外交・曆時等其の事柄の性質上、中央政府の一元的運營の要求さるゝもの、又は法令の規定に依り特に中央政府の權限に屬せしめられたもの)があり、其等に付て臺灣總督の權限を有せざることは勿論である。

總督は安寧秩序の保持の爲必要と認むるときは、其の管轄區域内に於ける陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得る。臺灣總督は其の當初武官を以て補せられてゐたのであるが、さきに大正八年の官制改正に依り、其の資格制限が撤廢された。従つて此の兵力使用の請求權が附與された譯である。尤も總督が陸軍武官なる場合に於ては、之に臺灣軍司令官を兼ねしむることを得ることになつてゐる。

總督は法律の特別の委任に依り、其の命令を以て法律事項を規定することを得る(大正十年(法律第三號)之を律令と謂ふ。律令の制定に付ては、主務大臣を経て勅裁を請はなければならぬ。尤も臨時緊急を要する場合に於ては、總督は勅

裁を経ずして直に律令を發することが出来る。而して此の場合には、公布後直に勅裁を請はなければならない。若し其の勅裁の得られない場合には、總督は直に其の命令の將來に向つて效力なきことを公布しなければならない。尙律令の制定に付ては、現に臺灣に行はれてゐる法律及勅令に違反することを得ないといふ制限がある。尙律令の制定に付て上奏を爲す場合には、法律は其の主務大臣のみを経由することを要求してゐる。乍併、此の場合其の内容如何に依つては、個別的行政監督の權限を有する内閣總理大臣及び各省大臣を経由するの必要があるのではないかと考へられる。何れ此等の點に付ては、後に律令の章下に於て述べることにする。尙總督は其の職權又は特別の委任に依り、臺灣總督府令を發することを得る。府令には一年以下の懲役若しくは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得る。

總督は知事又は廳長の命令又は處分にして、成規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を停止し又は取消すことを得る。

總督は所部の官吏を統督し、奏任文官の進退は内務大臣に由り内閣總理大臣を経て之を上奏し、判任官以下の進退は之を專行する。總督はまた内務大臣に由り内閣總理大臣を経て、所部文官の敘位敘勳を上奏する。總督は尙所部の文官を懲戒する。而して其の勅任官に係るもの竝に奏任官の免官は、内務大臣に由り内閣總理大臣を経て上奏し、其の他は之を專行する。

其の他總督は法令の定むる所に依り、廣く各種行政爲を爲し、また管内の自治團體其の他に對する監督權を有することは謂ふ迄もない。

二 臺灣總督の補助機關 總督の一般的輔佐機關としては總務長官がある。總務長官は總督を佐け府務を總理し、



總督官房及各局部の事務を監督する。

總督府には總督官房の外、總務・文教・財務・國土・殖産・食糧及警務の七局並に外事及法務の二部が置かれ、それ／＼其の事務を擔當してゐる。尙また總督府外局として、交通局、專賣局及税關等が存在してゐる。

三 臺灣總督の諮問機關 總督の諮問機關として臺灣總督府評議會がある。

評議會は領臺直後即ち明治二十九年三月三十一日、同年勅令第八十九號を以て公布せられた臺灣總督府評議會章程に依るものを以て其の嚆矢とする。而して同章程に依れば、評議會は總督、民政局長、軍務局長、民政局部長、軍務局長及民政局參事官を以て組織せられる。而して其の職務とする所は、明治二十九年法律第六十三號に依る命令を議決するの外、總督の諮詢に依つて（一）豫算案及決算、（二）重大なる土木工事の設計、（三）人民の請願にして特に重大なるもの、其の他總督に於て必要と認め特に諮詢する事項に付き意見を答申することになつてゐた。明治二十九年法律第六十三號といふのは、所謂「六三法」であつて、臺灣總督に律令制定權を認められたものである。

其の後評議會章程に對しては漸次改正が加へられ、結局其の審議の範圍は律令の草案に限らるゝに至つた。然るに明治三十九年法律第三十一號（律令制定權に關するもの）は、律令制定に就き評議會設置のことを謳つてゐなかつたので、自然本評議會は廢止せられてしまつた。

其の後大正十年に至り、時の田總督は、民意容聽の一手段として、臺灣總督の政治上の最高諮問機關たる臺灣總督府評議會設置の要を認め、種々考究する所があつた。かくして遂に同年勅令第二百四十號を以て、臺灣總督府評議會官制の公布を見るに至つた。而して同年六月十一日より四日間に亘り右評議會第一回の會合が開かれたが、田總督は右評議會に於て次の如く述べてゐる。以て同會設置の趣旨を窺ふに足るものがある。

本月一日勅令を以て臺灣總督府評議會の官制を發布せられ即日會員の任命を行ひ茲に第一回評議會を召集し諸君と一堂に相會し我臺灣の重要な施設に關し審議を開始するの機會を得たるは本官の最も欣幸と爲す所なり  
本評議會は從來存在したる律令審議會が唯官吏の會員のみを以て組織せられ單に律令の草案を審議したるものと爰に其の性質目的を殊にするのは言を俟たず又昨年十月より實施せられたる州制市制街庄制に依り成立したる協議會とも其成立の理由を異にし本會は是等地方公共團體所屬の諮問機關に對する上級諮問機關たるの性質目的を有するものにあらざるなり

本評議會は其の官制に明示したる如く若干の官吏及民間の學識經驗に富める有力者中より選抜任命したる會員を以て組織せられ而して其の職務は總督の諮問に應じ意見を開陳するにあり約して之を言へば總督の政治上に於ける最高の諮問機關なり總督の諮問事項に關しては官制中明示する所なしと雖も苟しくも總督の所見を以て諮問に附すべきものと認めたる事項即ち重要な民政上の施設にして總督が民意を徵するの必要ありと信じたる案件は敢て律令審議の形式に拘泥せず隨時之を此會に諮問し其の意見を徵するなり

翻て本島民政の現状を通觀するに昨年十月地方制度實施以來地方政務の系統的形體は略ぼ其の完成を見たりと雖も其の施設の實質的内容に到つては之を今後の規畫改善に俟つべきもの甚だ多し凡そ是等重要の施設は皆之を我帝國の發展と本島人文の進歩に對照し之に順應する所以の途を檢討せざるべからず曰く教育の普及改善曰く道路交通政策の確立曰く民生に關する法律實施範圍の量定等審議立案して決行するもの一にして足らず是れ皆國家の進運と民人の幸福に關し至大の關鍵たらざるはなし今正に是等の要件を擧げ之を諸君の研鑽に附す今や諸君は全島の重望を荷ひて此の會に臨まれ是等重要案件に就き其の審議を開始せられんとす其任務頗る重し殊に本會の性質たる官



民を分たず黨派に偏せず雄辯宏辭を競ふの要なし故に本官は諸君と共に眞摯の態度を持し互に其の胸蘊を悉くし慎重研究以て確實なる成果を擧げ和衷協同一に國家の進運と民人の幸福とに貢獻するを以て本會の目的と爲し奮闘努力あらんことを惟れ望む開會の始に當り敢て腹心を敷く

其の後昭和五年七月八日、同年勅令第二百二十八號を以て臺灣總督府評議會官制に若干の改正が行はれたが、之に關し時の石塚總督は次の如く述べてゐる。

總督府評議會官制の改正は去月三十日勅裁を経て公布せらるゝに至つたが評議會は總督の最高諮問機關として大正十年設置せられて以來年を閱すること九年會員諸君は常に其の蘊蓄を盡して熱心に本島施政上の重要事項に就て調査研究し其の意見を答申せられ施政の運用上に貢獻せられたる所少からずと信するのである然し同官制は何分九年前の制定に係り其の間に於ける本島社會の文物百般の進歩變遷は著しいものがあり従つて同官制も世運の推移に適應せしむる様改正するの必要を認めたとである即ち今回改正の要點は(一)には從來の會員定數二十五名を四十名に増加せること(二)には總督に對し施政上の事項に關し建議を爲す權限を新に附與したことに存するのであるが其の目的は各方面より學識經驗ある者を網羅し本島の施政に關し廣く意見を徵し民意の趨く所を察し依りて以て之を施政の實際に鑑考し島民の福利増進に資せんとするの趣旨に外ならぬのである

其の後評議會官制に關しては何等の改正も加えらるゝことなく、以て今日に至つてゐる。而して現行官制(註二)に依れば、臺灣總督府評議會は臺灣總督の監督に屬し、其の諮問に應じて意見を開申するものであるが、尙臺灣施政の重要事項に關して臺灣總督に建議することを得るものとなつてゐる。會長は總督、副會長は總務長官、會員の總數は四十人以内で、それは總督府部内の高等官及臺灣に居住する學識經驗ある者の中より總督が命ずることになつてゐる。

る。會員の任期は二年であるが、總督は必要と認むる時は、たとひ任期中であつても之を解任出来る。

(註一) 臺灣總督府官制(抜萃)

- 第一條 臺灣總督府ニ臺灣總督ヲ置ク
- 總督ハ臺灣ヲ管轄ス
- 第二條 總督ハ親任トス
- 第三條 總督ハ内務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス
- 總督ハ別ニ定ムル所ニ依リ内閣總理大臣及各省大臣ノ監督ヲ承ク
- 第三條ノ二 總督ハ安寧秩序ノ保持ノ爲必要ト認ムルトキハ其ノ管轄区域内ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
- 第四條 總督陸軍武官ナルトキハ臺灣軍司令官ヲ兼シムルコトヲ得
- 第五條 總督ハ其ノ職權若ハ特別ノ委任ニ依リ總督府令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第九條 總督ハ必要ト認ムル地域内ニ於テ其ノ地ノ守備陸長若ハ駐在武官ヲシテ民政事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得
- 第十條 總督ハ知事又ハ廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
- 第十一條 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ内務

第三章 外地の行政機構

(以下略)



(註一) 臺灣總督府評議會官制

第一條 臺灣總督府評議會ハ臺灣總督ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應シ意見ヲ開申ス  
 評議會ハ臺灣施政ノ重要事項ニ關シ臺灣總督ニ建議スルコトヲ得  
 第二條 評議會ハ會長一人、副議長一人及會員四十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
 第三條 會長ハ臺灣總督、副會長ハ臺灣總督府總務長官ヲ以テ之ニ充ツ

會員ハ臺灣總督府部内高等官及臺灣ニ居住スル學識經驗アル者ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス  
 會員ノ任期ハ二年トス但シ臺灣總督必要ト認ムル場合ニ於テハ任期中ト雖解任スルコトヲ得  
 第四條 會長ハ會務ヲ總理ス會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代理ス  
 會長副會長共ニ事故アルトキハ臺灣總督ノ指定スル會員會長ノ職務ヲ代理ス  
 (以下略)

第二款 臺灣に於ける地方行政機構の變遷

一 官治行政機構

一 沿革 領臺直後の、明治二十八年五月二十一日、臺灣總督府假條例が公布されたことは前述の通りであるが、それには總督府の中央機構と共に其の下に於ける地方機構に付ても、若干の規定が置かれてゐる。而してそれに依ると地方機構としては、島内に縣及支廳を置くことが定められてゐる。乍併、當時島内は未だ土匪猖獗治安安全からざる状態にあつたので、實際問題として地方行政機構と謂ふもそれは殆ど名のみであつた。

超えて明治二十九年四月、愈々島内に民政が施行されることになり、同年三月三十一日同年勅令第九十一號を以て臺灣總督府地方官官制(註二)が公布されたが、これこそ臺灣に於ける地方官官制の嚆矢と見るべきものである。之

に依ると臺灣に臺北、臺中及臺南の三縣並に澎湖島廳を置き、縣の下には便宜支廳を置くこととなつてゐる。地方廳には知事、島司以下の職員が配置され、知事、島司は各縣及島廳の首腦として行政事務を管理し、其の職員を指揮監督することになつてゐる。

(註一) 臺灣總督府地方官官制拔萃

(明治二十九年勅令第九十一號)

第一條 臺灣ニ臺北縣、臺中縣、臺南縣及澎湖廳ヲ置ク其ノ

位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二條 縣ノ下ニ便宜支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域

ハ臺灣總督之ヲ定ム

(中略)

第九條 知事及島司ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ

執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第十條 知事及島司ハ命令若クハ特別ノ委任ニ依リ縣令又ハ

島廳令ヲ發スルコトヲ得

第十一條 知事ハ支廳長ノ處分若クハ命令ノ成規ニ違ヒ公益

ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ之ヲ取消シ

又ハ停止スルコトヲ得

第十二條 知事島司及支廳長ハ非常急變ニ際シ兵力ヲ要スル

トキハ其ノ附近地ノ守備隊長ニ出兵ヲ請フコトヲ得

第十三條 知事及島司ハ所部ノ官吏ヲ監督シ其ノ進退ハ之ヲ

臺灣總督ニ具狀ス

第十四條 知事及島司ハ所部ノ奏任官ノ懲戒ハ之ヲ臺灣總督

ニ具狀シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第十五條 知事及島司ハ臺灣總督ノ認可ヲ經テ廳中ノ分課及

處務ノ規程ヲ定ムルコトヲ得

第十六條 支廳長ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ行政事務ヲ

掌理ス

(中略)

第二十六條 縣、支廳及縣支廳及島廳ノ下ニ警察署、監獄署

ヲ置ク知事又ハ島司ニ於テ必要ト認ムルトキハ臺灣總督ノ

認可ヲ得テ警察署ノ下ニ警察分署、監獄署ノ下ニ監獄支署

ヲ置クコトヲ得

第二十七條 警察署長、警察分署長ハ警部、監獄署長、監獄

支署長ハ看守長ヲ以テ之ニ充ツ

警察署長、警察分署長、監獄署長及監獄支署長ハ上官ノ指

揮ヲ承ケ各其ノ署主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ吏員ヲ監督ス

(以下略)

其の後年代の經過すると共に、本島の地方行政機構は實にめまぐるしい迄に變化した。乍併、それは主として行政



區劃の分割方法に關するものであつて、其の主義精神に至つては何等變化を見ることなく、それは一に中央集權制の強化といふことにあつたやうである。従つて勢ひ地方官の權限は頗る狭く、其の活動の範圍は自ら局限せられざるを得ない状態であつた。

然るに其の後地方團體の進展著しきものあり、凡百の事項一に中央の指揮を俟つて行動するが如きは、其の當を得ざる夥しきものあることが痛感するに至つた。かくして一面地方自治制度確立の要著しきものと共に、他面また之と隨伴して地方官制改正の要が大に叫ばれるに至つた。茲に於て、田總督の大正九年七月、同年勅令第二百十八號を以て臺灣總督府地方官制の改正（註）が行はれた。而して右改正地方官制は同年九月一日より實施せられたが、田總督は同日總督府會議室に各部局長各課長並に各州知事、事務官、警視、郡守、市尹等百餘名を招集して、次の如き訓示を爲す所があつた。よく今次地方官制改正の趣旨を盡してゐるものがある。

今回改正の地方官制は本日より施行せられ之と相伴ふて發布せられたる州制、市制、街庄制は來る十月一日を以て施行せられんとす諸君は此新制度施行の時機に際し新に地方の重責を荷ひ將に其任に赴かんとす茲に諸君の會同を煩はし本總督の所見を披瀝するは最も本懐とする所なり

惟ふに領臺以來二十五年歴代の總督上 至仁の教旨を奉體し下島民の康寧を念として心神を傾注して本島の開發に努む治績大に揚り民人恵に依る其の發達の迅かなる世界植民地に於て稀に見る所にして中外の驚歎する所たり然れども行政の要は時勢と民情とに順應し歩を遂て進み漸を以て施すに在り百般の經營一朝にして之が改善を全ふせんこと素より望み難し從來常に政務を中央に集中し其施設地方に洽からざりしは蓋し時の宜しきに從ふ所以にして亦止を得ざる所なりとす今や時勢の進運と人文の發達とは茲に行政の組織を變更し又地方公共團體の成立を認むるの

統治上に最も必要なるを確認し今回の改革を觀るに到れり即ち西部地方の十廳を廢合して五州と爲し州に知事を置き又州を分て郡及市と爲し街庄長を置き各其の職責を明にす更に州制市制街庄制を施行して地方公共團體を設定し地方適切の施政を爲さしむると共に地方自治の基を開始せり從來地方官制の改正數回に亘りしと雖も其主義精神に至りては依然として中央集權に傾き地方官の權限極めて狭く其活動の範圍自ら局限せられたり然るに今回の改正たるや獨り其地位を高め其權限を擴充せるのみならず之と相伴うて地方團體の成立を認むるに至れるは誠に本島に於ける地方行政の一新紀元を畫するものと謂はざる可からず

今や國家の隆運に伴ひ其施設を要するもの頗る多端に亘り凡百の事件一に中央の指揮を俟つて行動するが如きは機宜の處置を失するのみならず惹て政務の滯滞を來すの虞なしとせず故に國家の施設と雖も一地方に局限する事項の如きは成るべく所在の地方官をして専ら責任を以て之に當らしめ以て國務の進歩と民衆の利便を増進することに努めざる可からず殊に地方公共事業の施設に至りては地方公共團體の成立によりて始めて之を遂ぐることを得是れ新制度の起れる所以にして諸君の留意せざる可からざる所なりとす

抑も地方長官は一州を統轄し又之を代表するものにして其の職責の重大なる言を俟たず教育に産業に土木に衛生に其盛衰完否一に繫りて諸君の双肩にあり其民彝良風を振作し公益に對する公德心と國家に對する義務觀念とを涵養し常に清新潑刺たる氣勢を添へ又其思想を善導して人心の歸向を愆るなからしむるは亦實に諸君の重責たらずんばあらず殊に本島數萬の民衆は其文化の程度未だ母國に比較する能はざるのみならず言語風俗を異にし思想感情を同じうせざるものあるが爲母國に於ける諸般の制度を擧げて直に之を本島に施行し難きものありと雖も將來進歩發達の大に見るべきものあるの場合に於ては更に一層改善の途を講ずるの必要あるべきを推思し常に指導誘掖して其文



化を進むることを努めざるべからず今回發布の地方制度の如き亦一に此旨に依れり而して此目的を達せんが爲めには内地人本島人常に互に同胞相倚るの觀念を以て融和親睦の實を擧げしめざるべからず是れ本島の福祉を増進する所以にして本總督の最も欣快とする所なり諸君は常に此精神を體し指導啓發其宜しきを制せられんことを望む(中略) 支廳を廢し郡市を設け郡守市尹を置きたるは又今回改正の重要な點とす從來支廳長以下の地方官吏は主として警察官吏を以て之に充て普通行政事務をも兼掌せしめたり此の如きは畢竟時代に順應せし便宜手段に過ぎざるを以て普通行政事務は普通文官を以て之に充て警察をして警察本然の機能を發揮せしむることとせり然れども警備力の重要なるは言を俟たず今回の改正は要するに警察本然の職責に復歸せしめたるに過ぎずして斷じて警備力を縮少したるものにあらず而して郡守に警察權を付與したるは行政機關の統一を保たしめむが爲めなり諸君宜しく郡守以下を督勵し協同一致事に當らしむべし

理蕃の業は本島に於ては又重要な政務たり蕃地は本島面積の過半を占むるに拘らず常に普通行政區域と截然之を區別し長く差別的城壁を設くるの觀あるは本島統治上最も遺憾とする所なり新制度に於ては蕃地は總て平地に合せて郡を設定し蕃地開發の實況に應じて隨時隨所逐次街庄制を布くに便ならしむると同時に蕃地の開發人夫物資の供給等の利便を考慮せり(下略)

新地方官制の制定は、從來の十二廳中西部十廳を廢合して、臺北・新竹・臺中・臺南・高雄の五州を新設すると共に、東部の花蓮港及臺東の二廳を存せしめるものである。而して州知事又は廳長は、臺灣總督の指揮監督を受け、法令を執行し部内の行政事務を管理する職責を有するものである。州知事及び廳長の權限は、今次官制の改正に依り從來に比し頗る擴充された。而して之に關聯して、其の地位も亦大に向上する所があつた。

州の下には郡及市が置かれた。郡守及市尹は、知事の監督を受け、法令を執行し部内の行政事務を掌理する職責を有するものである。尙郡守は警察及衛生の事務に關し、郡に配置せられた警視・警部・警部補及巡查を指揮監督するの權限が與へられた。乍併、郡守それ自身は警察官ではなく、それは唯警察官を指揮監督する權能を附與されてゐるのみである。尙市に於ては、別に警察署が設けられ、市尹は全然之にタッチしないものである。今次の地方官制改正前に於ては、廳の補助機關として支廳が置かれてゐたが、其の支廳の職にある者は多く警察官であつた。尤も官制の上では、普通の文官又は警察官の何れでも其の地位に就き得るやうになつてゐたのであるが、實際問題としては其の殆ど全部が警察官を以て占められてゐる状態であつた。乍併、それは島内文化の向上と共に、種々面白からぬ點が感じられて來た。今次の改正に於ても、郡守に對しては依然として警察權が附與されてゐるが、乍併、普通行政事務は主として普通行政官吏をして之に當らしめ、警察官は専ら其の本然の責務に邁進せしめるといふやうに留意されてゐる。

郡の下には街又は庄が置かれた。街庄長は上官の指揮監督を受け、街庄内の行政事務を補助執行するものである。尙東部の二廳には郡又は市の如きものは之を置かれず、支廳が置かれた。蓋し開化の程度著しく西部五州に劣るものがあるが故である。尙支廳の下には街庄が置かれた。

右の中、州・廳・市・街・庄は、何れも行政區劃であると共にそれ自身一の地方團體を形成してゐるものである。乍併、郡は唯行政區劃たる性質のみを有し、地方團體たるの性質は之を有せざるものである。

(註) 臺灣總督府地方官制拔萃

(大正九年勅令第二一八號)

第一條 臺灣ニ左ノ州及廳ヲ置ク

臺北州



新竹州  
臺中州  
臺南州  
高雄州  
臺東廳  
花蓮港廳  
州及廳ノ位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

(中略)

第五條 知事又ハ廳長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第六條 知事又ハ廳長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ州令又ハ廳令ヲ發スルコトヲ得

知事ハ其ノ發スル命令ニ二月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、七十圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

廳長ハ其ノ發スル命令ニ拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第七條 知事又ハ廳長ハ管内ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ臺灣總督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方ノ陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第八條 知事又ハ廳長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ奏任官ノ功

過ヲ臺灣總督ニ具狀ス

判任官ノ進退ハ知事自ラ之ヲ行ヒ廳長ハ臺灣總督ニ之ヲ具狀ス

第九條 知事ハ郡守、市尹又ハ警察署長ノ爲ス處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

廳長ハ街庄長ノ爲ス處分ニ付テハ前項ノ例ニ依リ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

(中略)

第二十八條 廳長ハ廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲臺灣總督ノ認可ヲ受ケ支廳ヲ置クコトヲ得

支廳長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

支廳長事故アルトキハ上席官吏其ノ職務ヲ代理ス

第二十九條 市ニ警察署ヲ置ク

知事ハ必要アリト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得

警察署ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

警察分署ノ名稱、位置及管轄區域ハ知事之ヲ定ム

(中略)

第三十二條 州ニ郡及市ヲ置ク

郡ノ數ハ四十七、市ノ數ハ三トス

郡及市ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

(中略)

第三十六條 郡守又ハ市尹ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理シ所部ノ官吏ヲ指揮監督ス

郡守ハ警察及衛生ノ事務ニ關シ郡ニ配置セラレタル警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第三十七條 郡守又ハ市尹ハ其ノ指揮監督スル判任官ノ進退ヲ知事ニ具狀ス

第三十八條 郡守ハ街庄長ノ爲ス處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

(中略)

第四十八條 郡ニ街又ハ庄ヲ置ク但シ臺灣總督ノ指定スル蕃地ニハ之ヲ置カサルコトヲ得

臺灣總督ハ地方ノ狀況ニ依リ廳ニ街又ハ庄ヲ置クコトヲ得

街庄ノ名稱及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

街ニ街長、庄ニ庄長ヲ置ク判任官ノ待遇トス但シ街長ハ十人ヲ限リ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

街庄長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ街庄内ノ行政事務ヲ補助執行ス

街庄長ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

二 現勢 現在臺灣の地方行政機構は、臺灣總督府地方官官制(註)の定むる所に依り同島を臺北・新竹・臺中・臺南及高雄の五州並に臺東・花蓮港及澎湖の三廳に分ち、州に知事・廳に廳長を置いて部内の行政事務を管理せしめるといふ方法を取つてゐる。

知事又は廳長は臺灣總督の指揮監督を承け、法令を執行し部内の行政事務を管理するものである。而して部内の行政事務に付、其の職權又は特別の委任に依つて、管内一般又は其の一部に州令又は廳令を發することが出来る。尙管内の靜謐を維持する爲め兵力を要する場合に於ては、之を臺灣總督に具狀しなければならぬ。乍併、非常急變の場合に際しては、直に當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することが出来る。

知事又は廳長は所部の官吏を指揮監督し、奏任官の經過は之を臺灣總督に具狀する。判任官の進退は知事は自ら之



を行ひ、廳長は臺灣總督に之を具狀することになつてゐる。尙知事又は廳長は、郡守、市長又は警察署長の爲す處分にして成規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の處分を取消し又は停止することが出来る。尙又澎湖廳長に限り、街庄長の爲す處分に付ても、右の例に依つても之を取消し又は停止することが出来る。州及花蓮港廳には其の下部行政機構として郡及市を、臺東廳には同じく郡を置く。現在郡の數は五十一、市の數は十一である。

郡守又は市長は知事又は廳長の指揮監督を受け、法令を執行し、部内の行政事務を掌理し、所部の督吏を指揮監督する。尙郡守は警察及衛生の事務に關し、郡に配置せられた地方警視以下の警察官を指揮監督する。尙市尹は警察權を有せず、市には別箇に警察署があつて警察及衛生のことを掌つてゐる。

郡守又は市長は其の指揮監督する判任官の進退を知事又は廳長に具狀する。尙郡守は街庄長の爲す處分にして成規に違ひ、公益を害し又は權限を犯すものありと認むる場合に於ては、其の處分を取消し又は停止することが出来る。郡及澎湖廳には、其の下部行政機構として、街庄を置く。尤も臺灣總督の指定する蕃地には之を置かざることを得る。

街に街長、庄に庄長を置く。何れも判任官待遇である。但し四十一人を限つて之を奏任官待遇と爲すことが出来る。街庄長は上官の指揮監督を受け、街庄内の行政事務を補助執行するものである。

(註) 臺灣總督府地方官官制

第一條 臺灣ニ左ノ州及廳ヲ置ク

臺北州

新竹州  
臺中州  
臺南州

高雄州

臺東廳

花蓮港廳

澎湖廳

州及廳ノ位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

第五條 知事又ハ廳長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第六條 知事又ハ廳長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ州令又ハ廳令ヲ發スルコトヲ得

知事ハ其ノ發スル命令ニ二月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、七十圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得  
廳長ハ其ノ發スル命令ニ拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第七條 知事又ハ廳長ハ管内ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ臺灣總督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方ノ陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第八條 知事又ハ廳長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ奏任官ノ功過ヲ臺灣總督ニ具狀ス  
判任官ノ進退ハ知事ハ自ら之ヲ行ヒ廳長ハ臺灣總督ニ之ヲ具

第三章 外地の行政機構

狀ス

第九條 知事又ハ廳長ハ郡守、市長又ハ警察署長ノ爲ス處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

澎湖廳長ハ街庄長ノ爲ス處分ニ付テハ前項ノ例ニ依リ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

(中略)

第二十八條 澎湖廳長ハ廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲臺灣總督ノ認可ヲ受ケ支廳ヲ置クコトヲ得

支廳長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

第二十九條 市ニ警察署ヲ置ク

警察署ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十條 警察署長ハ地方警視ヲ以テ之ニ充ツ

警察署長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

(中略)

第三十二條 州及花蓮港廳ニ郡及市ヲ、臺東廳ニ郡ヲ置ク  
郡ノ數ハ五十一、市ノ數ハ十一トス

郡及市ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十三條 郡及市ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク  
郡守



市長  
助役

(中略)

第三十六條 郡守又ハ市長ハ知事又ハ廳長ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ所部ノ官吏ヲ指揮監督ス郡守ハ警察及衛生ノ事務ニ關シ郡ニ配置セラレタル地方警視警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第三十七條 郡守又ハ市長ハ其ノ指揮監督スル判任官ノ進退ヲ知事又ハ廳長ニ具狀ス

第三十八條 郡守ハ街庄長ノ爲ス處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消

シ又ハ停止スルコトヲ得

(中略)

第四十六條 澎湖廳及郡ニ街又ハ庄ヲ置ク但シ臺灣總督ノ指定スル蕃地ニハ之ヲ置カサルコトヲ得

街庄ノ名稱及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

街ニ街長、庄ニ庄長ヲ置ク判任官ノ待遇トス但シ四十一人ヲ限リ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

街庄長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ街庄内ノ行政事務ヲ補助執行ス

街庄長ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

## 二 自治行政機構

一 大正九年地方自治制の創始 臺灣に於ける地方自治の制度は、田總督の大正九年始めて其の實施を見たものである。即ち大正九年七月三十日同年律令第三號を以て州制(註一)を、同第四號を以て廳地方費令(註二)を、同第五號を以て市制(註三)を、同第六號を以て街庄制(註四)を公布せられ、同年十月一日より實施せられたのである。

此の日全島の民衆は雀躍欣舞して祝意を表し、各地舉つて提灯行列を爲して、新制を謳歌した。總督は當日早曉登廳し、全職員を召集して今次地方制度革新の趣旨を述べた諭告文を朗讀し、之を一般民衆に告し、次で臺灣神社に參拜して新制度の實施に付て奉告する所があつた。

尙これよりさき其の前月九月二日、總督は今回制定の地方自治制度に關し、新聞紙に左の談話を發表する所があつたが、それはよく本制度制定の理由を盡してゐるものがある。

今次の地方自治制施行は予が赴任に際し爲せし統治方針の一端を具體化實施せるのみ本島統治の精神と其大綱は赴任當時客秋十一月十二日の訓示中に既に之を闡明する處あり即ち抑も臺灣は帝國を構成する領土の一部にして當然帝國憲法の統治に從屬する版圖なり英佛諸國屬領の唯本國の政治的策源地たり又は經濟的利源地たるに止まる植民地と同一視すべきにあらず隨つて其の統治の方針は凡て此の大精神を出發點として諸般の施設經營を爲し本島民衆をして純然たる帝國臣民として我が朝廷に忠誠ならしめ國家に對する義務觀念を涵養すべく教化善導せざるべからず云々と提唱したるがこれぞ即ち這回地方制度の前提を爲せるものにして又實に其淵源を暗示せるものとす由來各國の植民政策は植民地と本國との人種的關係に基き其統治方針に多大の逕庭あるは素より情勢止むを得ざる處なるが其の差等を通觀するに植民地の在住民が本國と同民族なるか若くは同一人種に繋がる場合と全く互に人種を異にする際とは其の差定に霄壤も音ならざる也蓋し植民地の在住民が本國と同民族たるに方りては大體植民地を母國の延長と看做して同一或は共通の法制下に之を統治し得べきことは濠洲及加奈陀が英本國に對する柄乎たる事例に照らしても分明なる處なるが之と同時に假令同民族に非ずとするも同一人種が各融合同化する資質を具有するは植民政策上見逃すべからざる事實なり現に「民族の坩堝」と稱せらるゝ米國はアングロサクソン以下獨逸、伊太利、露西亞、其他幾多の各民族が悉く固有の言語、風俗、慣習を擔ふて移住せるに拘らず成な胥渾化して茲に北米合衆國人なる一民族を形成しつゝあるは其の基礎を同一人種に置きたる結果なりと云ふべく我が國策上應に他山の石と爲すに足るべきなり(中略)



本島は當然帝國領土の延長として統治せらるべき性質を有し決して英佛等の屬領中全く人種を殊にするものと換を一にすべきものに非ざる也斯く本島を帝國領土の延長なりと做す以上は歸納的に其の進歩發達の程度に従ひ内地的に地方自治を實施するに至るを必至の勢なりと爲すべし由來國家は衆多自治體の集團に據り形成せられたるピラミツト型の社會組織なるを以て其根柢たる自治體の健全は直に國運の消長に影響する事勿論なり隨つて本島が帝國領土の延長たる以上本島に健全なる地方自治制を施行するは正に喫緊の要務たるを看取し今回新地方制度を實施するに決したるが但だ本島の文化は領臺二十五星霜大に進歩の跡なきに非ざるも其の民度猶内地と同一の市町村制を布き完全の自治を實施するの域に到達せざると一方本島人の風俗習慣を計算に加ふるも亦一要件たるを失はざるに省み茲に此新制度を施行するに至れるが右は自治制に入る基礎を築けりとは慥に稱道し得べきなり新制度に於て市尹街庄長、協議會員を官選とせるは表面聊か自治の精神と背馳せる觀を呈せるも本島現在の民庶民情を揣り且自治の運用を指導監督する過程中に在る現在に於ては實に止む能はざる制度なるも之を舊制に比すれば當然に雲泥の差あることを知るべきなり例へば從來の區長と新制の街庄長を對比せんに區長なる者は單純なる下級行政補助の一吏員たるに止まり隨つて其の權限甚だ不明確にて而して區として公法人の資格を有せざるが故に所有權も有せず地方税を賦課し若くは第三者と契約を爲す權能をも把持すること能はざりしが新制の街庄長は街庄を代表して法律勅令に依り街庄に屬せしめられたる事務を處理するものにして完全に公法人として自治體の執行機關と目し得べきなり又從來參事は單に廳長の諮問機關にて廳長が必要ありと認めたる際任意に之に諮問を爲せるも實際は殆ど空名の名譽職たるに過ぎざりし也然るに之に反して協議會は等しく其の性質諮問機關なるも律令を以て諮問事項を規定し

- 一 歳入出豫算を定むること但豫算の追加更正にして市税街庄税使用料又は手数料に増減變更なきものを除く

- 二 市條例、街庄條例を設け又は改廢すること

- 三 市税、街庄税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徵收に關すること

- 四 律令第五號第三十九條律令第六號第四十二條の財産の處分に關すること

等の事項は必然的に協議會の諮問を経ることを原則としたり而して此新機關たる街庄協議會員の選任に就ては其銓衡の標準を専ら當該地域の實情に照して公共事業に參與するに適當なる人材を物色したるものにして敢て内地人と本島人との間に其人員の割合を定むる等の意味を有せず隨つて内地人の多き所もあるべく本島人の多き所もあるべし即ち精神に於ても又實際に在りても其標準は全く人物本位に在りて内地人本島人の孰れにも偏倚する如きことなきを言明す斯くて今回の新制度に於て予は始めて臺灣地方自治團體の産婆役を演じたるも自治が本島に適應性を發揮して呱呱の聲を擧げたる此嬰兒が果して健全に生育し善く吾人の所期に副ふや否やは前途猶逆睹すべからざるものありて這般の革新は實に本島に投じたる一試金石なり蓋し自治は絕對に公共心を前提とせる觀念にして其の運用は徹頭徹尾公德心の發露に俟つを條件とす若し一自治體の機關は素より之を組織せる個人にして公共心の發達幼稚にて濫りに私心を抱藏するに於ては假令何程間然する處なき善美の制度を創むるも自治は速に根柢より破壊し盡さるゝ筋合なるを以て此際本島民も當に覺醒する處あり關係官廳の指導誘掖と相待つて自發的に大に公共心の涵養を圖り以て自治の運用に慣熟せんことを努めざるべからざるなり

今次地方自治制度の創始に依り、州、市、街庄は何れも地方公共團體として獨立の法人格が認められるに至つた。而して州、市、街庄の名稱及區域は、何れも國の行政區劃に依るものである。

州、市、街庄は、何れも法律、勅令又は律令に依り之に屬せしめたる事務を處理し、州知事は州の事務を擔任し州



を代表し、市尹は市の事務を擔任し市を代表し、街庄長は街庄の事務を擔任し街庄を代表するものである。

州、市、街庄には、諮問機關たる協議會を置く。協議會は州に在つては州知事、市に在つては市尹、街庄に在つては街庄長及各其の協議會員を以て之を組織し、協議會員の定員は州に在つては二十人以上三十五人以下、市に在つては十五人以上三十人以下街庄に在つては七人以上二十人以下の範圍に於て臺灣總督が之を定めることとなつてゐる。協議會の議長は州に在つては州知事、市に在つては市尹、街庄に在つては街庄長とし、協議會員は州に在つては州に、市に在つては市に、街庄に在つては街庄に住所を有し、學識名望ある者に就き、州に在つては臺灣總督、市に在つては州知事、街庄に在つては州知事又は廳長之を命ずる。協議會員は名譽職で其の任期は二年である。

尙東部未開の諸地方に對しては州制の如きものは之を布かず、臺東廳及花蓮港廳の管轄區域を通じて一の廳地方費を設けた。廳地方費は一種の地方團體とも見られるべきものであつて、之には多く州制の諸規定が準用されてゐる。乍併、協議會の點が其の準用から外されて居り、即ち廳地方費には諮問機關たる協議會の備は之無きものである。

(註一) 臺灣州制沿革 (大正九年律令第三號)

第一條 州ノ名稱及區域ハ國ノ行政區劃ニ依ル

第二條 州ハ法律、勅令又ハ律令ニ依リ州ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス

第三條 州知事ハ州ノ事務ヲ擔任シ州ヲ代表ス

(中略)

第十二條 州ノ事務ニ關シ州知事ノ諮問ニ應セシムル爲州ニ協議會ヲ置ク

協議會ハ州知事及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

協議會員ノ定員ハ二十人以上三十五人以下ノ範圍内ニ於テ臺灣總督之ヲ定ム

協議會ハ州知事ヲ以テ議長トス

第十三條 州知事ハ州ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スヘレ但シ急施ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 歳入出豫算ヲ定ムルコト但シ豫算ノ追加更正ニシテ州稅使用料又ハ手数料ニ増減變更ナキモノヲ除ク

二 州稅、使用料、手数料又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト

三 第二十九條第一項ノ借入金ニ關スルコト

四 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

五 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

六 基本財産及積立金數等ノ設置管理及處分ニ關スルコト

七 第四十一條ノ財産ノ處分ニ關スルコト

第十四條 協議會員ハ州ニ住所ヲ有シ學識名望アル者ニ就キ臺灣總督之ヲ命ス

協議會員ハ名譽職トス

協議會員ノ任期ハ二年トス但シ補闕ノ協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第十五條 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ臺灣總督ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十六條 名譽職員ハ職務ノ爲ニ要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十七條 州ハ基本財産又ハ積立金等ヲ設クルコトヲ得

第十八條 州ハ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第十九條 州ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ律令ヲ以テ州ノ負擔ニ屬セシメタル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第三章 外地の行政機構

第二十條 州ノ費用ハ州稅、州ノ財産ヨリ生スル收入、使用料

手数料、其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二十一條 法律、勅令又ハ律令ニ規定アルモノノ外州ノ費用ヲ以テ支辨シ得ル費目左ノ如シ

一 吏員ノ給料其ノ他ノ州及郡ノ廳費

二 土木費

三 教育費

四 衛生費

五 勸業費

六 社會事業費

七 營繕費

八 協議會費

九 州費用取扱費

第二十二條 州稅トシテ賦課シ得ルモノノ左ノ如シ

一 地租附加稅

二 所得稅附加稅

三 戶稅

四 營業稅

五 雜種稅

戶稅ハ構戶者ヨリ之ヲ徵收ス

營業稅及雜種稅ノ種類ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十三條 州ハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ其ノ費用ヲ市街庄



ニ分賦スルコトヲ得

第二十四條 州ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

州ハ特定人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二十五條 州ノ費用ヲ以テ支辨スル事業ノ爲特別ノ必要アル

トキハ夫役又ハ現品ヲ賦課スルコトヲ得

第二十六條 州ニ屬スル徵收金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ

徵收スルコトヲ得

前項ノ徵收金ニ付テハ國ニ屬スル徵收金ニ次テ先取特權ヲ有

シ其ノ追徴及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第二十七條 州稅、使用料、手数料及夫役現品並其ノ賦課徵收

ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十八條 使用料及手数料ニ關スル細則ハ州知事之ヲ定ム

細則中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

細則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第二十九條 州ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、舊債償還又ハ天

災事變ノ爲必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ許可ヲ受ケ借入金

ヲ爲スコトヲ得

州ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲必要アルトキハ臺灣總督ノ許可ヲ

受ケ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ

爲スコトヲ得

第三十條 州ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製シ年度開始四月前

迄ニ臺灣總督ニ提出シ其ノ認可ヲ受クヘシ

用ヲ豫算ニ載セサルトキ又ハ豫算中不適當ト認ムル費用アル  
トキハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加ヘ又ハ削減スルコト  
ヲ得

第四十一條 州ノ廢置分合又ハ區域變更ニ依リ必要アルトキハ  
臺灣總督ハ關係州知事ノ意見ヲ徵シ州ノ財産ノ處分ヲ爲スコ  
トヲ得

(以下略)

(註二) 臺灣廳地方費令拔萃(大正九年律令第四號)

第一條 臺東廳及花蓮港廳ノ管轄區域ヲ通シテ廳地方費ヲ設ク

廳地方費ハ臺灣總督之ヲ管理ス

第二條 廳地方費ニ關シテハ臺灣州制第二條、第五條、第十七

條乃至第二十二條、第二十四條乃至第三十四條及第四十一條

ノ規定ヲ準用ス但シ同律令第二十八條及第四十一條中州知事

トアルハ廳長トス

廳地方費ノ財務ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

(註三) 臺灣市制拔萃(大正九年律令第五號)

第一條 市ノ名稱及區域ハ國ノ行政區劃ニ依ル

第二條 市ハ法律、勅令又ハ律令ニ依リ市ニ屬セシメタル事務

ヲ處理ス

第三條 市尹ハ市ノ事務ヲ擔任シ市ヲ代表ス

第三章 外地の行政機構

州ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第三十一條 州ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ之ヲ閉鎖ス

決算ハ出納閉鎖後三月以内ニ臺灣總督ニ之ヲ報告スヘシ

第三十二條 州ノ費用ヲ以テ支辨スル事項ニシテ數年ヲ期シ其

ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ

繼續費ト爲スコトヲ得

第三十三條 州ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第三十四條 州ノ收入金及支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ

收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第三十五條 協議會及協議會員ニ關スル事項、費用辨償、給料

旅費其ノ他給與ニ關スル事項、賠償責任、身元保證其ノ他史

員ニ關スル事項並財務ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十六條 州ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ

依リ規約ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ州組合ヲ設クルコトヲ

得

第三十七條 州組合ニハ州ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難

キ事項及必要ナル事項ニ付テハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十八條 州ノ事務ハ臺灣總督之ヲ監督ス

第三十九條 臺灣總督ハ州ノ事務ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ

又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十條 臺灣總督ハ州ニ於テ法律、勅令又ハ律令ヲ以テ其ノ

負擔ニ屬セシメタル費用又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費

(中略)

第十一條 市ノ事務ニ關シ市尹ノ諮問ニ應セシムル爲市ニ協議

會ヲ置ク

協議會ハ市尹及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

協議會員ノ定員ハ十五人以上三十人以下ノ範圍内ニ於テ臺灣

總督之ヲ定ム

協議會ハ市尹ヲ以テ議長トス

第十二條 市尹ハ市ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スヘシ但

シ急務ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト認ムルトキハ此ノ限

ニ在ラス

一 歲入出豫算ヲ定ムルコト但シ豫算ノ追加更正ニシテ市稅

使用料又ハ手数料ニ増減變更ナキモノヲ除ク

二 市條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

三 市稅、使用料、手数料又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル

コト

四 第二十七條第一項ノ借入金ニ關スルコト

五 歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔

ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

六 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

七 基本財産及積立金數等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

八 第三十九條ノ財産ノ處分ニ關スルコト

第十三條 協議會員ハ市ニ住所ヲ有シ學識名望アル者ニ就キ州

協議員トシテ之ヲ選任ス

第十四條 協議會員ハ市ニ住所ヲ有シ學識名望アル者ニ就キ州

協議員トシテ之ヲ選任ス

第十五條 協議會員ハ市ニ住所ヲ有シ學識名望アル者ニ就キ州

協議員トシテ之ヲ選任ス



- 知事之ヲ命ス
- 協議會員ハ名譽職トス
- 協議會員ノ任期ハ二年トス但シ補闕ノ協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス
- 第十四條 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ州知事ハ之ヲ解任スルコトヲ得
- 第十五條 名譽職員ハ職務ノ爲ニ要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得
- 第十六條 市ハ基本財産又ハ積立金穀等ヲ設クルコトヲ得
- 收益ノ爲ニスル市ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スヘシ
- 第十七條 市ハ公益上必要アル場合ニ於テハ州知事ノ許可ヲ受ケ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得
- 第十八條 市ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ律令ヲ以テ市ノ負擔ニ屬セシメタル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ
- 第十九條 市ノ費用ハ市稅市ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス
- 第二十條 法律、勅令又ハ律令ニ規定アルモノノ外市ノ費用ヲ以テ支辨シ得ル費目左ノ如シ
  - 一 吏員ノ給料其ノ他ノ市役所費
  - 二 土木費
  - 三 教育費
  - 四 衛生費

- 五 勸業費
- 六 社會事業費
- 七 督繕費
- 八 協議會費
- 九 市費用取扱費
- 第二十一條 市稅トシテ賦課シ得ルモノ左ノ如シ
  - 一 國稅又ハ州稅ノ附加稅
  - 二 特別稅
- 第二十二條 市ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得
- 市ハ特定人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得
- 第二十三條 市ノ費用ヲ以テ支辨スル事業ノ爲特別ノ必要アルトキハ夫役又ハ現品ヲ賦課スルコトヲ得
- 第二十四條 市ニ屬スル徵收金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得
- 前項ノ徵收金ニ付テハ州又ハ廳地方費ニ屬スル徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル
- 第二十五條 市稅、使用料、手数料及夫役現品並其ノ賦課徵收ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第二十六條 市ハ特別稅、使用料及手数料ニ關スル事項ニ付テハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ市條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ
- 市ハ營造物ノ使用ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受ケ市條例ヲ設クルコトヲ得

- 市條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
- 市條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ
- 第二十七條 市ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、舊債償還又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り臺灣總督ノ許可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得
- 市ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲必要アルトキハ州知事ノ許可ヲ受ケ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得
- 第二十八條 市ハ毎會計年度歲入出豫算ヲ調製シ年度開始二月前迄ニ州知事ニ提出シ其ノ認可ヲ受クヘシ
- 市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
- 第二十九條 市ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ之ヲ閉鎖ス
- 決算ハ出納閉鎖後二月以内ニ州知事ニ之ヲ報告スヘシ
- 第三十條 市ノ費用ヲ以テ支辨スル事項ニシテ數年ヲ期シ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得
- 第三十一條 市ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得
- 第三十二條 市ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル
- 第三十三條 協議會及協議會員ニ關スル事項、費用辨償、給料旅費其ノ他給與ニ關スル事項、賠償責任、身元保償其ノ他吏員ニ關スル事項並財務ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三章 外地の政行機構

- 第三十四條 州知事ハ市街庄ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲市街庄組合設置ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ管理方法及費用負擔方法ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ市街庄組合ヲ設クルコトヲ得
- 第三十五條 市街庄組合ニハ市ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項及必要ナル事項ニ付テハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第三十六條 市ノ事務ハ第一次ニ於テ州知事、第二次ニ於テ臺灣總督之ヲ監督ス
- 第三十七條 監督官廳ハ市ノ事務ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ市ノ事務ノ監督ニ關シテ發シタル命令又ハ爲シタル處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
- 第三十八條 州知事ハ市ニ於テ法律、勅令又ハ律令ヲ以テ其ノ負擔ニ屬セシメタル費用又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキ又ハ豫算中不適當ト認ムル費用アルトキハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加ヘ又ハ削減スルコトヲ得
- 第三十九條 市ノ廢置分合又ハ區域變更ニ依リ必要アルトキハ州知事ハ關係市尹街庄長ノ意見ヲ徵シ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ市街庄ノ財産ノ處分ヲ爲スコトヲ得

(以下略)



(註三) 臺灣街庄制沿革 (大正九年律令第六號)

- 第一條 街又ハ庄ノ名稱及區域ハ國ノ行政區劃ニ依ル
- 第二條 街庄ハ法律、勅令又ハ律令ニ依リ街庄ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス
- 第三條 街庄長ハ街庄ノ事務ヲ擔任シ街庄ヲ代表ス

(中略)

- 第十三條 街庄ノ事務ニ關シ街庄長ノ諮問ニ應セシムル爲街庄ニ協議會ヲ置ク

協議會ハ街庄長及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

協議會員ノ定員ハ七人以上二十人以下ノ範圍内ニ於テ臺灣總督之ヲ定ム

協議會ハ街庄長ヲ以テ議長トス

- 第十四條 街庄長ハ街庄ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スヘシ但シ急務ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 歳入出豫算ヲ定ムルコト但シ豫算ノ追加更正ニシテ街庄稅使用料又ハ手数料ニ増減變更ナキモノヲ除ク

二 街庄條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

三 街庄稅、使用料、手数料又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト

四 第三十條第一項ノ借入金ニ關スルコト

五 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

六 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

七 基本財産及積立金數等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

八 第四十二條ノ財産ノ處分ニ關スルコト

第十五條 協議會員ハ街庄ニ住所ヲ有シ學識名望アル者ニ就キ州知事又ハ廳長之ヲ命ス

協議會員ハ名譽職トス

協議會員ノ任期ハ二年トス但シ補開協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第十六條 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ州知事又ハ廳長ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第十七條 名譽職員ハ職務ノ爲ニ要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

名譽職ノ街庄長及助役ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

第十八條 街庄ハ基本財産又ハ積立金數等ヲ設クルコトヲ得

州知事ハ必要ト認ムルトキハ基本財産又ハ積立金數等ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第十九條 街庄ハ舊來ノ慣行アル場合ニ限り廳長又ハ郡守ノ認可ヲ受ケ營造物ノ特殊ノ者ヲシテ使用セシムルコトヲ得

前項ノ營造物ヲ新ニ使用セムトスル者アルトキハ街庄ハ之ヲ許可スルコトヲ得

第二十條 街庄ハ公益上必要アル場合ニ於テハ廳長又ハ郡守ノ許可ヲ受ケ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 街庄ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ律令ヲ以テ街庄ノ負擔ニ屬セシメタル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第二十二條 街庄ノ費用ハ街庄稅、街庄ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二十三條 法律、勅令又ハ律令ニ規定アルモノノ外街庄ノ費用ヲ以テ支辨シ得ル費目左ノ如シ

- 一 有給ノ街庄長及吏員ノ給料其ノ他ノ街庄役場費
- 二 土木費
- 三 教育費
- 四 衛生費
- 五 勸業費
- 六 社會事業費
- 七 營繕費
- 八 協議會費
- 九 街庄費用取扱費

第二十四條 街庄稅トシテ賦課シ得ルモノ左ノ如シ

- 一 國稅、州稅又ハ廳地方費稅ノ附加稅
- 二 特別稅

第二十五條 街庄ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

街庄ハ特定人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二十六條 街庄ノ費用ヲ以テ支辨スル事業ノ爲特別ノ必要アリ

第三章 外地の行政機構

ルトキハ夫役又ハ現品ヲ賦課スルコトヲ得

第二十七條 街庄ニ屬スル徵收金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ徵收金ニ付テハ州又ハ廳地方費ニ屬スル徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵及還付ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第二十八條 街庄稅、使用料、手数料及夫役現品並其ノ賦課徵收ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二十九條 街庄ハ特別稅、使用料及手数料ニ關スル事項ニ付テハ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ街庄條例ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

街庄ハ營造物ノ使用ニ付臺灣總督ノ認可ヲ受ケ街庄條例ヲ設クルコトヲ得

街庄條例中ニハ五圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

街庄條例ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第三十條 街庄ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、舊債償還又ハ天災地變ノ爲必要アル場合ニ限り臺灣總督ノ許可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得

街庄ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲必要アルトキハ州知事又ハ廳長ノ許可ヲ受ケ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 街庄長ハ每會計年度歳入出豫算ヲ調製シ年度開始二月前迄ニ廳長又ハ郡守ニ提出シ其ノ認可ヲ受クヘシ



街庄ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第三十二條 街庄ノ出納ハ翌年度六月三十日ヲ以テ之ヲ閉鎖ス

決算ハ出納閉鎖後一月以内ニ廳長又ハ郡守ニ之ヲ報告スヘシ

第三十三條 街庄ノ費用ヲ以テ支辨スル事項ニシテ數年ヲ期シ

其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定

メ繼續費ト爲スコトヲ得

第三十四條 街庄ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第三十五條 街庄ノ收入金及支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府

ノ收入金及支拂金ノ例ニ依ル

第三十六條 協議會及協議會員ニ關スル事項、費用辨償、手當

給料、旅費其ノ他給與ニ關スル事項、賠償責任、身元保證其

ノ他吏員ニ關スル事項並財務ニ關スル事項ハ臺灣總督之ヲ定

ム

第三十七條 州知事又ハ廳長ハ街庄ノ事務ノ一部ヲ共同處理セ

シムル爲街庄組合設置ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ管理方

法及費用負擔方法ヲ定メ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ街庄組合ヲ設

クルコトヲ得

第三十八條 街庄組合ニハ街庄ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用

ニ 昭和十年地方自治制度の全面的改正

右地方制度の實施後、地方團體の發展順調なるものあるに鑑み、其の後

之に適當な改正を爲すの要が認めらるるに至つた。かくして中川總督の昭和十年四月一日、律令第一號を以て臺灣州

制の改正（註一）を、同第二號を以て市制の改正（註二）を、同第三號を以て街庄制の改正（註三）を見た。而して市

制及街庄制は同年十月一日より、州制は翌十一年十月一日より施行せられることになつた。而して今回の改正に依り

初めて臺灣に於ける地方團體に公選に依る議決機關の出現を見るに至つたのである。

改正の趣旨は左記昭和十年四月一日に於ける總督諭告に見るが如く、一に地方自治行政の進暢を圖り、島民をして

純忠の國民たるの認識を更に深徹せしめんとするに外ならぬ。

諭告

皇謨初めて斯の地に覃びてより正に四十年歴代の總督

至仁の聖旨を奉體して銳意維れ努め、閩島の官民亦克く戮力匪勉し、治績漸く顯れ、文化彌々彬んにして百般の施

設益々整齊に庶からんとす

本總督曩に 大命を拜して任に此の地に蒞むや、先づ以て帝國領土として本島の嚮ふべき方途を説明し、衆庶其

の過誤なからんことを期したり。即ち本島統治の方針の儼乎不動たるを瞭にし、其の希ふ所専ら本島の速に其の人

と土地とを擧げて渾融輯睦、以て國運を扶翼すべきことを以てしたり。

今茲に地方制度に改訂を加へ、地方公共團體に生々の氣力を與へんとする所以のもの亦定に此に存す、本日をして

て畏くも

勅裁を仰ぎ、關係律令の公布を見るに至りたるは、本島施政に一伸展を齎すものにして寔に欣快に禁へざる所なり

這般の改正は恰く制度の全般に涉り、多岐に及ぶと雖も、其の要を摘すれば、地方公共團體の畛域を一層明にし

之が共同の事務を處理し、公益を擧ぐるは住民各自の責務なる所以を自覺せしめ、議員を選擧して地方公務に參與

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹

せしめ、仍て以て適切の監督と相俟ちて地方自治行政の進暢を圖り、島民をして純忠の國民たるの念識を更に深徹



せしめんとするに在り。故に本制度の實施に依り、凡そ公正の民意は百般の施設に反映し、公共の福祉を進め、國運の進展に寄與する所尠からざるべしと雖も、制度効用の死活を制するものは、一に懸りて制度根帯の諒解と民衆の自覺とに在りとす。

島民須く其の制度の趣旨とする所を了得して、正しき公權の行使は同時に之と表裏する義務の賦在寧ろ大なるを思ひ、又地方公共團體の指導に在りて之が監督に膺る者は、改正の精神を體し、董理宜きを制して制度運用の徹底に邁進し、俱に相俟ちて 聖慮に應ふる所なかるべからず。若し夫れ制度の本義を曲げて恣に權義を弄び、或は指導監督の根幹を没却して、徒に形骸の枯葉に捉はるるが如きは斷じて許されざるべし。

改正制度公布に際し本總督の庶幾する所概ね敍上の如し。冀くば衆庶制度の妙用を致し、益々郵家の進運に貢獻する所あらんことを。

尙市制及街庄制が愈々實施に移された昭和十年十月一日、平塚總務長官は之に關して左の如き談話を發表してゐるが、よく其の趣旨とする所を述べてゐる。

本島地方行政に一新紀元を劃すべき改正地方制度が愈々本日を以て實施せらるゝに至りましたことは、洵に御同慶に堪へない次第でありまして、本制度の實施に依りまして、地方公共の福祉は益々増進せられ、又之を楔機として本島は産業教育交通衛生等全般に互り一大躍進を爲すものと信ずるのであります。

改正地方制度は既に去る四月一日律令及府令を以て公布せられ、爾後實施の爲に各般の準備を進めて來ましたが、特に制度改正の趣旨の徹底竝に訓練に就ては、銳意力を致し萬遺漏なきを期してゐるのであります。固より改正地方制度の趣旨とする所は、地方公共の事務を處理して其の福祉の増進を圖ることが住民各自の責務であることを自

覺せしめ、又民意を充分地方行政に反映せしめ、地方公共團體の伸暢を圖らんとするに在るのであります。依つて以て統治の達成と國運進展の礎と爲さんとす次第であります。

申す迄もなく、本島に於ける地方制度は大正九年十月に之を創設し、爾來茲に十有五年島民の制度に對する自覺も進み、自治的訓練も相當の域に達し、運用の實績は見るべきものがあるのであります。今般選舉制度の創始議決機關の設置等劃期的の改正を加へられたのであります。住民が公共事務に參畫するの範圍は著しく擴張せられたのであります。従て夫だけ住民は公の義務を増し責任を課せられた事となるのであります。島民の新制度に對する理解と其の自覺如何は、直に改正地方制度の成否を決するものと謂ふも過言ではありませぬ。即ち新制度の運用は島民が一層本島統治の大方針と制度の眞髓とを諒解し、公共に奉仕し敢て之に殉ずるの自覺に依り、克く有終の美を濟す事を得るものであります。第一回の選舉は、十一月二十二日を期して全島九市二百五十五街庄に於て、一齊に行はるのであります。島民は克く選舉の本義を理解せられ、公共的精神を以て當らねたいのであります。吾々は今茲に其試煉に一步を踏み出したのであります。五百萬島民は克く此の負荷に任じ期待に應へ、堂々其の成果を收むる事を確信して疑はない次第であります。茲に新地方制度の實施に當りまして、吾々は島民と共に愈々協心戮力内臺一如以て運用の萬全を期し、一視同仁の聖恩に報ひ奉るの覺悟を新にする次第であります。

今次地方制度改正の根本方針は、(イ)州、市、街、庄の分合は之を行はざること、(ロ)州、市、街、庄の法人格を明示すると共に、市街庄住民の權利義務を規定すること、(ハ)州、市、街、庄の住民に選舉權、被選舉權を附與し、議決機關として州に州會、市に市會を置くこと、但し街庄には從來通り諮問機關たる協議會を存置すること、(ニ)州會議員、市會議員及街庄協議會員の半數を官選とし、半數を民選とすること、(ホ)理事機關は公選とせず



従前通り官吏たる知事、市尹及街庄長を以て之に充て、之に廣範圍の監督權を附與し、以て制度運用上遺漏なきを期することとしたこと等である。要するに新に議決機關を設けたること、及其の選任に公選の方法を導入したことが其の主眼である。

州の議決機關たる州會議員の選舉は、間接選舉の方法を以てし、各選舉區に於て市會議員及街庄協議會員をして之を行はしめるものである。而して市會議員又は街庄協議會員の選舉權を有する者は、州會議員の被選舉權を有する者とし、州會議員の定数は州に依り二十二人乃至三十六人とした。そして其の定数の二分の一に當る員數は之を官選とし、州會議員の被選舉權を有する學識名望ある者の中より、臺灣總督が之を命ずることとした。尙州の副議決機關として州參事會があり、それは州知事、内務部長及名譽參事會員六人を以て組織せられる。州知事は州會又は州參事會の議決又は選舉を取消すことを得るし、また州會の解散を命ずることも出来る。

市街庄に於ける市會議員又は街庄協議會員の選舉資格及被選舉資格は、帝國臣民たる年齢二十五年以上の男子にして獨立の生計を營み、六月以來當該市街庄の住民となり、且六月以來臺灣總督府の指定したる市街庄稅年額五圓以上を納むる者である。議員の定数は市會に在りては人口に比例し二十四人乃至四十人とし、街庄協議會に在りては八人乃至二十人とする。尙市の副議決機關として市參事會あり、それは市尹、助役及名譽參事會員六人を以て組織する。市尹は市會又は市參事會の議決を執行し、又は其の議決或は選舉に對し取消權を有する。尙總督は市會又は街庄協議會の解散を命じ、州知事は期日を定めて市會の停會を命じ、廳長又は郡守は期日を定め街庄協議會の停會を命ずることを得る。

かくして第一回の市會議員及街庄協議會員の總選舉は、昭和十年十一月二十二日を期して全島一齊に行はれた。新

選舉制度は改正地方制度の中樞を爲すもので、其の選舉の適正に行はるゝや否やは、改正地方制度の目的達成に重大なる關係あるに鑑み、總督府に於ては早くより其の實施準備に萬全を期した。かくして總選舉は實施されたが、其の投票率は全島を通じて九割五分九厘に達し、最高は新竹・高雄の各九割七分四厘、最低は澎湖廳の九割とし、内臺人別に之を見れば、全島平均内地人は九割三分六厘、本島人は九割六分四厘である。何れにしても非常な成功裡に其の第一回の選舉を終つた譯である。かくして臺灣に於ける地方自治の制度は、此の時以來押しも押されぬ確固不動の立派な存在となつたのである。而して今日に於ても、其の州制・市制及街庄制は、此の昭和十年の改正殆ど其のまゝが行はれてゐるのである。

(註一) 臺灣州制拔萃(昭和十年律令第一號)

第一章 總 則

第一條 州ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律勅令又ハ律令、ニ依リ州ニ屬スル事務ヲ處理ス

(中 略)

第二章 州 會

第五條 州ニ州會ヲ置キ議長及州會議員ヲ以テ之ヲ組織ス  
議長ハ州知事ヲ以テ之ニ充ツ州知事事故アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス

第六條 州會議員ノ定數ハ二十人以上四十人以下ノ範圍内ニ於テ臺灣總督之ヲ定ム

第三章 外地の行政機構

第七條 州會議員ノ定數ノ二分ノ一及定數ヲ二分シ難キ場合ニ於ケル其ノ端數ニ相當スル員數ノ議員ハ之ヲ選舉ス

第八條 州會議員ノ選舉ハ各選舉區ニ於テ市會議員及街庄協議會員之ヲ行フ

選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ議員ノ配當ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第九條 州内ニ於テ市會議員又ハ街庄協議會員ノ選舉權ヲ有スル者ハ州會議員ノ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ニシテ在職中ノモノ及州市街庄稅滯納處分中ノ者ハ此ノ限ニ在ラス

一 判官、檢察官、警察官吏及收稅官吏

二 小學校及公學校ノ教員

選舉事務ニ關係アル官吏及有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セズ



州ノ官吏及有給ノ吏員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ州ノ州會議員ト相兼スルコトヲ得ス

第十條 州會議員ノ定數ヨリ第七條ノ規定ニ依リ選舉スヘキ議員ノ員數ヲ控除シタル員數ノ議員ハ州會議員ノ被選舉權ヲ有スル者ニシテ學識名望アルモノノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス

第十一條 市會議員又ハ街庄協議會員ハ州會議員ト相兼スルコトヲ得ス

第十二條 州會議員ハ名譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス  
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレ又ハ任命セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス

第十三條 州會議員中缺員ヲ生シタルトキハ六月以内ニ補缺スヘシ

前任者カ選舉ニ依リタル者ナルトキハ選舉ニ依リ任命ニ依リタル者ナルトキハ任命ニ依リテ之ヲ補缺ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲選舉及任命ヲ行フ場合ニ於テ議員中缺員アルトキハ併セテ補缺選舉又ハ補缺任命ヲ行フヘシ

補缺議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十四條 州會ハ州ニ關スル左ノ事項及法令ニ依リ其ノ權限ニ

屬スル事項ヲ議決ス

一 歲入出豫算ヲ定ムルコト

二 決算報告ニ關スルコト

三 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、州稅又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト

四 州債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第六十六條第二項ノ借入金ヲ除ク

五 基本財産及積立金穀等ノ設置及處分ニ關スルコト

六 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

七 特別會計ヲ設クルコト

八 歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

第十五條 州會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ州參事會ニ委任スルコトヲ得

第十六條 州會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第十七條 州會ハ州ノ公益ニ關スル事項ニ付意見書ヲ關係行政廳ニ提出スルコトヲ得

第十八條 州會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ  
州會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ州會成立セス招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セス又ハ州會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十九條 會議規則及傍聽人取締規則ハ臺灣總督ノ定ムルモノヲ除クノ外州會ノ議決ヲ經テ州知事之ヲ定ム

會議規則ニハ本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ州會ノ議決ニ依リテ五日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外州會、州會議員並ニ州會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三章 州參事會

第二十一條 州ニ州參事會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 州知事

二 內務部長

三 名譽參事會會員

第二十二條 名譽參事會會員ノ定數ハ六人トシ州會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ

州會ハ名譽參事會會員ト同數ノ補充員ヲ選舉スヘシ

名譽參事會會員中缺員アルトキハ州知事ハ補充員ノ中ヨリ之ヲ補缺ス其ノ順序ハ選舉ノ時ヲ異ニスルトキハ選舉ノ前後ニ依リ選舉同時ナルトキハ得票數ニ依リ得票同數ナルトキハ年長者ヲ取り年齡同シキトキハ抽籤ニ供ル仍缺員アル場合ニ於テハ臨時補缺選舉ヲ行フヘシ

名譽參事會會員及其ノ補充員ハ隔年之ヲ選舉スヘシ

名譽參事會會員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス州會議員

第三章 外地の行政機構

ノ任期満了シタルトキ亦同シ

第二十三條 州參事會ハ州知事ヲ以テ議長トス州知事事故アルトキハ內務部長議長ノ職務ヲ代理ス

第二十四條 州參事會ノ職務權限左ノ如シ

一 州會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト

二 州會閉會中州會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノヲ州會ニ代リテ議決スルコト

三 州會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ州知事ニ於テ州會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ州會ノ權限ニ屬スル事件ヲ州會ニ代リテ議決スルコト

四 訴訟、訴訟及和解ニ關スル事件ヲ議決スルコト

五 其ノ他法令ニ依リ州參事會ノ權限ニ屬スル事項

前項第二號ノ規定ニ依リ州參事會ニ於テ議決スヘキ事件ハ州會ノ議決ヲ經テ州知事之ヲ定ム

第二十五條 第十七條及第十八條ノ規定並ニ第十九條中會議規則ニ關スル規定ハ州參事會ニ、第二十條ノ規定ハ州參事會及州參事會會員ニ之ヲ準用ス

第四章 州官吏及州吏員

第二十六條 州知事ハ州ヲ統轄シ州ヲ代表ス

州知事ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 州費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スルコト

二 州會及州參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發ス



ルコト

- 三 財産及營造物ヲ管理スルコト但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スルコト
- 四 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スルコト
- 五 證書及公文書類ヲ保管スルコト
- 六 法令又ハ州會若ハ州參事會ノ議決ニ依リ使用料、手数料州稅又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スルコト
- 七 其ノ他法令ニ依リ州知事ノ職權ニ屬スル事項

(中略)

第二十九條 州會又ハ州參事會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ州知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ臺灣總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ州知事ハ臺灣總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル州會又ハ州參事會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ州知事ハ臺灣總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スヘシ

第三十條 州會又ハ州參事會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ州ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ州知事ハ其ノ意見ニ依リ又ハ臺灣總督ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ州知事ハ臺灣總督ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

得

第三十四條 州會及州參事會ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ州知事ニ於テ專決處分スルコトヲ得

(中略)

第六章 州ノ財務

第四十五條 州ハ基本財産ヲ設ケ又ハ特定ノ目的ノ爲積立金穀等ヲ設ケルコトヲ得

第四十六條 州ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徴收スルコトヲ得州ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第四十七條 州ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第四十八條 州ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ律令ニ依リ州ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第四十九條 郡廳舎ノ建築費及修繕費並ニ郡役所費ハ國費ヲ以テ支辨スルモノヲ除クノ外州ノ負擔トス

第五十條 州稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

- 一 國稅附加稅
- 二 特別稅

(中略)

第六十條 州ハ特別ノ必要アルトキニ限り夫役又ハ現品ヲ州内一部ノ市街庄其ノ他ノ公共團體又ハ一部ノ納稅義務者ニ賦課スルコトヲ得

第三章 外地の行政機構

ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ爲シタル州會又ハ州參事會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ州ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ州知事ハ臺灣總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

第三十一條 州會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ州知事ニ於テ州會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ州知事ハ州會ノ權限ニ屬スル事件ヲ州參事會ノ議決ニ付スルコトヲ得

州參事會成立セサルトキ又ハ會議ヲ開クコト能ハサルトキハ州知事ハ臺灣總督ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得

州會又ハ州參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキ又ハ前二條ノ規定ニ依リ州會又ハ州參事會ノ議決ヲ取消シタルトキハ前項ノ例ニ依ル

州參事會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル

得

第三十二條 州參事會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ州參事會成立セサルトキ又ハ州知事ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ州知事ハ之ヲ專決處分シ次回ノ會議ニ於テ其ノ處分ヲ州參事會ニ報告スヘシ

第三十三條 州知事ハ期日ヲ定メテ州會ノ停會ヲ命スルコトヲ得

學藝、美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得

夫役又ハ現品ハ之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ  
夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役又ハ現品ニ付テハ之ヲ適用セス

第六十六條 州ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、州ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災地變等ノ爲必要アル場合ニ限り州債ヲ起スコトヲ得

州ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第六十七條 州知事ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製シ年度開始二月前迄ニ州會ノ議決ヲ經ヘシ

州ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第六十八條 州知事ハ州會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第六十九條 州費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第七十條 州ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ



特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

豫備費ハ州會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

第七十一條 州知事ハ豫算カ州會ノ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ臺灣總督ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第七十二條 州ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第七十三條 州ノ支拂金ニ關スル時款ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第七十四條 決算ハ翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ州會ニ報告スヘシ

決算ハ之ニ關スル州會ノ議決ト共ニ之ヲ臺灣總督ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第七十五條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外州稅、使用料、手数料、豫算調製ノ式其ノ他州ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第七章 州ノ監督

第七十六條 州ハ臺灣總督之ヲ監督ス

第七十七條 臺灣總督ハ州ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ觀察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得

臺灣總督ハ州ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十八條 州ニ於テ法律、勅令又ハ律令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ臺灣總督ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

臺灣總督ハ州ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得

第七十九條 臺灣總督ハ州會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

州會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ノ選舉及任命ヲ行フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ臺灣總督ハ別ニ其ノ期間ヲ定ムルコトヲ得

第八十條 臺灣總督ノ認可ヲ要スル事件ニ付テハ臺灣總督ハ申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ認可ヲ與フルコトヲ得

第八十一條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外州ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

(註二) 臺灣市制拔萃(昭和十年律令第二號)

第一章 總 則

第一條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律、勅令又ハ律令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

(中略)

第二章 市 會

第七條 市ニ市會ヲ置キ議長及市會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ市尹ヲ以テ之ニ充ツ市尹事故アルトキハ助役議長ノ職ヲ得

ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

五 前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

選舉權ヲ有スル者市稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得

市ハ第一項六月ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第一項六月ノ期間ハ市街庄ノ廢置分合又ハ區域變更ノ爲中斷セララルコトナシ此ノ場合ニ於テハ新ニ市ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル臺灣街庄制第十條第一項ニ規定スル街庄稅ハ之ヲ第一項ニ規定スル市稅ト看做ス

第十一條 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未ダ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ竝ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノモノハ市會議員ノ選舉權ヲ有セス

第十二條 市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ニシテ在職中ノモノ及第十條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラス

一 判官、檢察官、警察官吏及收稅官吏

二 小學校及公學校ノ教員

第三條 外地の行政機構

一 禁治産者及準禁治産者

二 破産者ニシテ復權ヲ得サルモノ

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 刑法第二條第一章又ハ第三章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿

ノ選舉權ヲ有ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 市會議員ノ定數ノ二分ノ一ニ相當スル員數ノ議員ハ之ヲ選舉ス

第十條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ六月以來市住民ト爲リ且六月以來臺灣總督ノ指定シタル市稅年額五圓以上ヲ納ムルモノハ其ノ市ニ於テ市會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 市會議員ノ定數左ノ如シ

一 人口五萬未滿ノ市 二十四人

二 人口五萬以上十萬未滿ノ市 二十八人

三 人口十萬以上二十萬未滿ノ市 三十二人

四 人口二十萬以上三十萬未滿ノ市 三十六人

五 人口三十萬以上ノ市 四十人

議員ノ定數ノ基準ト爲ルヘキ人口ニ關シテハ臺灣總督之ヲ定ム

議員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ臺灣總督必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 市會議員ノ定數ノ二分ノ一ニ相當スル員數ノ議員ハ之ヲ選舉ス

第十條 帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ六月以來市住民ト爲リ且六月以來臺灣總督ノ指定シタル市稅年額五圓以上ヲ納ムルモノハ其ノ市ニ於テ市會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 市會議員ノ定數左ノ如シ

一 人口五萬未滿ノ市 二十四人

二 人口五萬以上十萬未滿ノ市 二十八人

三 人口十萬以上二十萬未滿ノ市 三十二人



選舉事務ニ關係アル官吏及市ノ有給吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

市ノ官吏及有給ノ吏員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ市ノ市會議員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十三條 市會議員ノ定數ノ二分ノ一ニ相當スル員數ノ議員ハ市會議員ノ被選舉權ヲ有スル者ニシテ學識名望アルモノノ中ヨリ州知事之ヲ命ス

第十四條 市會議員ハ各譽職トス

議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレ又ハ任命セラレタル議員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期満了ノ日迄在任ス

第十五條 第九條ノ規定ニ依ル市會議員中缺員ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ缺員カ議員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ州知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ補缺選舉ヲ行フヘシ

第十三條ノ規定ニ依ル市會議員中缺員ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ缺員カ議員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ州知事ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ補缺任命ヲ行フヘシ  
議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲選舉及任命ヲ行フ場合ニ於テ

議員中缺員アルトキハ併セテ補缺選舉又ハ補缺任命ヲ行フヘシ

補缺議員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十六條 市會ハ市ニ關スル左ノ事件及法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

一 市條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ニ關スルコト

四 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、市税又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト

五 市債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第六十七條第二項ノ借入金ヲ除ク

六 基本財産及積立金數等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

九 特別會計ヲ設クルコト

十 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

市尹必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲クル事件ノ外市ニ關スル事件ヲ市會ノ議決ニ付スルコトヲ得

第十七條 市會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ市參事會ニ委任スルコトヲ得

名譽職參事會員中缺員アルトキハ直ニ補缺選舉ヲ行フヘシ  
名譽職參事會員ハ隔年之ヲ選舉スヘシ  
名譽職參事會員ハ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス市會議員ノ任期満了シタルトキ亦同シ

第十八條 市會ハ法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ

第十九條 市會ハ市ノ公益ニ關スル事件ニ付意見書ヲ關係行政廳ニ提出スルコトヲ得

第二十條 市會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ  
市會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ市會成立セス招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セス又ハ市會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 會議規則及傍聽人取締規則ハ臺灣總督ノ定ムルモノヲ除クノ外市會ノ議決ヲ經テ市尹之ヲ定ム

會議規則ニハ本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ市會ノ議決ニ依リテ五日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外市會、市會議員並ニ市會議員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三章 市參事會

第二十三條 市ニ市參事會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 市尹
- 二 助役
- 三 名譽職參事會員

第二十四條 名譽職參事會員ノ定數ハ六人トシ市會ニ於テ議員ノ中ヨリ之ヲ選舉スヘシ

第三章 外地の行政機構

第二十八條 市尹ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

第四章 市官吏及市吏員

第二十七條 第十九條及第二十條ノ規定並ニ第二十一條中會議規則ニ關スル規定ハ市參事會ニ、第二十二條ノ規定ハ市參事會及市參事會員ニ之ヲ準用ス

前項第二號ノ規定ニ依リ市參事會ニ於テ議決スヘキ事件ハ市會ノ議決ヲ經テ市尹之ヲ定ム

第二十七條 第十九條及第二十條ノ規定並ニ第二十一條中會議規則ニ關スル規定ハ市參事會ニ、第二十二條ノ規定ハ市參事會及市參事會員ニ之ヲ準用ス

四 訴訟、訴訟及和解ニ關スル事件ヲ議決スルコト

五 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事項

三 市會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市尹ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市會ニ代リテ議決スルコト

二 市會閉會中市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノヲ市會ニ代リテ議決スルコト

一 市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト

ハ助役議長ノ職務ヲ代理ス

第二十六條 市參事會ノ職務權限左ノ如シ

一 市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト

二 市會閉會中市會ノ權限ニ屬スル事件ニシテ輕易ナルモノヲ市會ニ代リテ議決スルコト

三 市會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市尹ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市會ニ代リテ議決スルコト

四 訴訟、訴訟及和解ニ關スル事件ヲ議決スルコト

五 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事項

前項第二號ノ規定ニ依リ市參事會ニ於テ議決スヘキ事件ハ市會ノ議決ヲ經テ市尹之ヲ定ム

第二十七條 第十九條及第二十條ノ規定並ニ第二十一條中會議規則ニ關スル規定ハ市參事會ニ、第二十二條ノ規定ハ市參事會及市參事會員ニ之ヲ準用ス



- 市尹ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ
- 一 市費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スルコト
- 二 市會及市參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發スルコト
- 三 財産及營造物ヲ管理スルコト但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スルコト
- 四 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スルコト
- 五 證書及公文書類ヲ保管スルコト
- 六 法令又ハ市會若ハ市參事會ノ議決ニ依リ使用料、手数料市税又ハ夫役現品ヲ賦課徴收スルコト
- 七 其ノ他法令ニ依リ市尹ノ職權ニ屬スル事項

(中略)

第三十一條 市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ超エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ市尹ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ市尹ハ州知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ市尹ハ州知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スヘシ

第三十二條 市會又ハ市參事會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市尹ハ其ノ意見ニ依リ

又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ市尹ハ州知事ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル市會又ハ市參事會ノ議決仍明ニ公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市尹ハ州知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決ヲ取消スコトヲ得

第三十三條

市會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市尹ニ於テ市會ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市尹ハ市會ノ權限ニ屬スル事件ヲ市參事會ノ議決ニ付スルコトヲ得

市參事會成立セサルトキ又ハ會議ヲ開クコト能ハサルトキハ市尹ハ州知事ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事件ヲ處分スルコトヲ得

市會又ハ市參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルトキ又ハ前二條ノ規定ニ依リ市會又ハ市參事會ノ議決ヲ取消シタルトキハ前項ノ例ニ依ル

市參事會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル

前四項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ市尹ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第三十四條 市參事會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ市參事會成立セサルトキ又ハ市尹ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市尹ハ之ヲ專決處分シ次回ノ會議ニ於テ其ノ處分ヲ市參事會ニ報告スヘシ

(中略)

第三十七條 市ハ州知事ノ認可ヲ受ケ處務便宜ノ爲區ヲ劃スルコトヲ得

區ニ區長一人ヲ置ク區長ハ名譽職トス市會議員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ市尹之ヲ任免ス

區長市會議員ノ選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

區長ハ市尹ノ命ヲ承ケ區内ニ於ケル市ノ事務ヲ補助ス

區長ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事情アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ妨ケス

(中略)

第六章 市ノ財務

第四十八條 收益ノ爲ニスル市ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スヘシ

市ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又ハ積立金數等ヲ設クルコトヲ得

第四十九條 市ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徴收スルコトヲ得

市ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徴收スルコトヲ得

第五十條 市ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 市ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ律令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第三章 外地の行政機構

市ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他法令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

第五十二條 市税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

- 一 國稅及州稅ノ附加稅
- 二 特別稅

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徴收スルモノトス

(中略)

第六十一條 夫役又ハ現品ハ特別ノ必要アルトキニ限り之ヲ賦課スルコトヲ得

學藝、美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得

夫役又ハ現品ハ直接市稅ヲ準率トシ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ州知事ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役又ハ現品ニ付テハ之ヲ適用セス

(中略)

第六十七條 市ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、市ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り



市債ヲ起スコトヲ得

市ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第六十八條 市尹ハ每會計年度歳入出豫算ヲ調製シ年度開始一

月前迄ニ市會ノ議決ヲ經ヘシ

市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第六十九條 市尹ハ市會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正

ヲ爲スコトヲ得

第七十條 市費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費

用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續

費ト爲スコトヲ得

第七十一條 市ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲

豫備費ヲ設クヘシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

豫備費ハ市會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ス

第七十二條 市尹ハ豫算カ市會ノ議決ヲ經タル後直ニ之ヲ州知

事ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第七十三條 市ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第七十四條 市ノ支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ支拂金ノ

例ニ依ル

第七十五條 決算ハ翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ

市會ニ報告スヘシ

決算ハ之ニ關スル市會ノ議決ト共ニ之ヲ州知事ニ報告シ且其

ノ要領ヲ告示スヘシ

第七十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外市税、使用料、手

數料、豫算調製ノ式其ノ他市ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ臺

灣總督之ヲ定ム

第七章 市街庄組合

第七十七條 市街庄ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協

議ニ依リ州知事ノ認可ヲ受ケ規約ヲ定メテ市街庄組合ヲ設ク

ルコトヲ得

市街庄組合ハ法人トス

第七十八條 市街庄組合ニシテ其ノ組合市街庄ノ數ヲ増減シ、

共同事務ノ變更ヲ爲シ其ノ他規約ヲ變更セントスルトキ又ハ

市街庄組合ヲ解カントスルトキハ關係市街庄ノ協議ニ依リ州

知事ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於ケル財產處分ニ關スル事

項ニ付亦同シ

第七十九條 前二條ノ場合ニ於テハ市會ノ議決及街庄協議會ノ

諮問ヲ經ヘシ

第八十條 公益上必要アル場合ニ於テハ州知事ハ關係アル市會

及街庄協議會ノ意見ヲ徵シ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ市街庄組合

ヲ設ク若ハ之ヲ解キ、組合市街庄ノ數ヲ増減シ、規約ヲ定メ

若ハ之ヲ變更シ又ハ財產處分ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

第八十一條 組合ノ規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル市街

庄、組合ノ共同事務、組合役場ノ位置、組合會ノ組織及組合

會議員ノ選舉、組合事務ノ管理並ニ組合費用ノ支辨方法ニ付

ムルコトヲ得

第八十八條 州知事ハ期日ヲ定メテ市會ノ停會ヲ命スルコトヲ

得

第八十九條 監督官廳ノ認可ヲ要スル事件ニ付テハ監督官廳ハ

申請ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ認可ヲ與

フルコトヲ得

第九十條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外市ノ監督ニ關シ必要

ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

(註三) 臺灣街庄制沿革(昭和十年律令第三號)

第一章 總 則

第一條 街庄ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其

ノ公共事務及法律、勅令又ハ律令ニ依リ街庄ニ屬スル事務ヲ

處理ス

(中 略)

第七章 街庄協議會

第七條 街庄ノ事務ニ關シ街庄長ノ諮問ニ應セシムル爲街庄ニ

街庄協議會ヲ置キ議長及街庄協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ街庄長ヲ以テ之ニ充ツ街庄長事故アルトキハ其ノ代理

者議長ノ職務ヲ代理ス

第八條 街庄協議會員ノ定數左ノ如シ

一 人口五千未満ノ街庄

八人

規定ヲ設クヘシ

第八十二條 市街庄組合ノ事務ハ州知事ノ指定シタル市尹又ハ

街庄長之ヲ管理ス

第八十三條 市街庄組合ニ關シテハ法令中別段ノ規定アル場合

ヲ除クノ外市ニ關スル規定ヲ準用ス

第八章 市ノ監督

第八十四條 市ハ第一次ニ於テ州知事、第二次ニ於テ臺灣總督

之ヲ監督ス

第八十五條 監督官廳ハ市ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務

ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ覆シ及實地ニ就キ事務ヲ觀察

シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得

監督官廳ハ市ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコ

トヲ得

上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ市ノ監督ニ關シテ爲シタル命

令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第八十六條 市ニ於テ法律、勅令又ハ律令ニ依リ負擔シ又ハ當

該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ州知

事ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

州知事ハ市ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ臺灣總督

ノ指揮ヲ請ヒ之ヲ削減スルコトヲ得

第八十七條 臺灣總督ハ市會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

市會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ノ選舉及任命ヲ行フ

ヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ臺灣總督ハ別ニ其ノ期間ヲ定



- 二 人口五千以上一萬未満ノ街庄 十人
- 三 人口一萬以上一萬五千未満ノ街庄 十二人
- 四 人口一萬五千以上二萬未満ノ街庄 十四人
- 五 人口二萬以上二萬五千未満ノ街庄 十六人
- 六 人口二萬五千以上ノ街庄 二十人

協議會員ノ定數ノ基準トナルヘキ人口ニ關シテハ臺灣總督之ヲ定ム

協議會員ノ定數ハ總選舉ヲ行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シ著シク人口ノ増減アリタル場合ニ於テ州知事又ハ廳長必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 街庄協議會員ノ定數ノ二分ノ一ニ相當スル員數ノ協議會員ハ之ヲ選舉ス

第十條 帝國臣民タル年齡二十五年以上ノ男子ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ六月以來街庄住民ト爲リ且六月以來臺灣總督ノ指定シタル街庄稅年額五圓以上ヲ納ムルモノハ其ノ街庄ニ於テ街庄協議會員ノ選舉權ヲ有ス但シ左ノ各號ノ一ニ相當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 禁治產者及準禁治產者
- 二 破產者ニシテ復權ヲ得サルモノ
- 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 四 刑法第二編第一章又ハ第三章ニ掲クル罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
- 五 前號ニ掲クル罪以外ノ罪ヲ犯シ六年未滿ノ懲役又ハ禁錮

ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後其ノ刑期ノ二倍ニ相當スル期間ヲ經過スルニ至ル迄ノ者但シ其ノ期間五年ヨリ短キトキハ五年トス

選舉權ヲ有スル者街庄稅滯納處分中ハ選舉權ヲ行使スルコトヲ得ス

街庄ハ第一項六月ノ制限ヲ特免スルコトヲ得

第一項六月ノ期間ハ市街庄ノ廢置分合又ハ區域變更ノ爲中斷セラレルコトナシ此ノ場合ニ於テハ新ニ街庄ノ區域ト爲リタル地域ニ於テ負擔シタル第一項ニ規定スル街庄稅又ハ臺灣市制第十條第一項ニ規定スル市稅ハ之ヲ第一項ニ規定スル街庄稅ト看做ス

第十一條 陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未タ入營セサル者及歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ相當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ並ニ志願ニ依リ國民軍ニ編入中ノモノハ街庄協議會員ノ選舉權ヲ有セス

第十二條 街庄協議會員ノ選舉權ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ニシテ在職中ノモノ及第十條第二項ニ規定スル者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 判官、檢察官、警察官吏及收稅官吏
  - 二 小學校及公學校ノ教員
- 選舉事務ニ關係アル官吏、待遇官吏及街庄ノ有給吏員ハ其ノ

關係町域内ニ於テ被選舉權ヲ有セス

街庄長及街庄ノ有給ノ吏員其ノ他ノ職員ニシテ在職中ノモノハ其ノ街庄ノ協議會員ト相兼ヌルコトヲ得ス

第十三條 街庄協議會員ノ定數ノ二分ノ一ニ相當スル員數ノ協議會員ハ街庄協議會員ノ被選舉權ヲ有スル者ニシテ學識名望アルモノノ中ヨリ州知事又ハ廳長之ヲ命ス

第十四條 街庄協議會員ハ名譽職トス

協議會員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

協議會員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲解任ヲ要スル者アルトキハ臺灣總督ノ定ムル所ニ依リ之ヲ定ム

協議會員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレ又ハ任命セラレタル協議會員ハ總選舉ニ依リ選舉セラレタル協議會員ノ任期滿了ノ日迄在任ス

第十五條 第九條ノ規定ニ依ル街庄協議會員中缺員ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ續員カ協議會員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ州知事若ハ廳長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ補缺選舉ヲ行フヘシ

第十三條ノ規定ニ依ル街庄協議會員中缺員ヲ生シタル場合ニ於テ其ノ缺員カ協議會員定數ノ六分ノ一ヲ超ユルニ至リタルトキ又ハ州知事若ハ廳長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ補缺任命ヲ行フヘシ

協議會員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲選舉及任命ヲ行フ場合ニ於テ博識會員中缺員アルトキハ併セテ補缺選舉又ハ補缺任命

ヲ行フヘシ

補缺協議會員ハ其ノ前任者ノ殘任期間在任ス

第十六條 街庄長ハ街庄ニ關スル左ノ事件ヲ街庄協議會ニ諮問スルコトヲ要ス

- 一 街庄條例ヲ設ケ又ハ改廢スルコト
  - 二 歲入出豫算ヲ定ムルコト
  - 三 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、街庄稅又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト
  - 四 街庄債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第五十九條第二項ノ借入金ヲ除ク
  - 五 基本財産及積立金數等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
  - 六 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト
  - 七 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト
  - 八 特別會計ヲ設ケルコト
  - 九 歲入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト
  - 十 訴訟、訴訟及和解ニ關スルコト
  - 十一 其ノ他法令ニ定ムル事件
- 街庄長必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲クル事件ノ外街庄ニ關スル事件ヲ街庄協議會ニ諮問スルコトヲ得

第十七條 街庄協議會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ



街庄協議會ノ意見ヲ徴シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ街庄協議會成立セズ、招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セズ又ハ街庄協議會ヲ招集スルコト能ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十八條 會議規則及傍聽人取締規則ハ臺灣總督ノ定ムルモノヲ除クノ外街庄協議會ニ諮問シ街庄長之ヲ定ム

會議規則ニハ本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ會議規則ニ違反シタル協議會員ニ對シ五日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得

第十九條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外街庄協議會、街庄協議會員並ニ街庄協議會員ノ選舉及其ノ取締ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三章 街庄長及街庄吏員

第二十條 街庄長ハ街庄ヲ統轄シ街庄ヲ代表ス

街庄長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

- 一 街庄費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スルコト
- 二 財産及營造物ヲ管理スルコト但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スルコト
- 三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スルコト
- 四 證書及公文書類ヲ保管スルコト
- 五 使用料、手数料、街庄税又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スルコト
- 六 其ノ他法令ニ依リ街庄長ノ職權ニ屬スル事項

(中略)

第二十三條 街庄協議會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ諮問ニ應セサルトキハ街庄長ハ第十六條第一項ノ規定ニ拘ラス廳長又ハ郡守ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經スシテ其ノ事件ヲ處分スルコトヲ得

第二十四條 街庄協議會ノ諮問ヲ經ヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ街庄協議會成立セサルトキ又ハ街庄長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ街庄長ハ第十六條第一項ノ規定ニ拘ラス諮問ヲ經スシテ之ヲ處分スルコトヲ得

第二十五條 前二條ノ規定ニ依ル處分ニ付テハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ街庄協議會ニ報告スヘシ

(中略)

第三十條 街庄ハ廳長又ハ郡守ノ認可ヲ受ケ處務便宜ノ爲區ヲ劃スルコトヲ得

區ニ區總代一人ヲ置ク區總代ハ名譽職トス街庄協議會員ノ選舉權ヲ有スル者ノ中ヨリ街庄長之ヲ任免ス

區總代街庄協議會員ノ選舉權ヲ有セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

區總代ハ街庄長ノ命ヲ承ケ區内ニ於ケル街庄ノ事務ヲ補助ス區總代ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事情アルトキハ任期中ト雖モ之ヲ免スルコトヲ妨ケス

(中略)

第五章 街庄ノ財務

第四十條 收益ノ爲ニスル街庄ノ財産ハ基本財産トシテ之ヲ維持スベシ

街庄ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産又積立金穀等ヲ設クルコトヲ得

第四十一條 街庄ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

街庄ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第四十二條 街庄ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 街庄ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ律令ニ依リ街庄ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

街庄ハ其ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他法令ニ依リ街庄ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ街庄税及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第四十四條 街庄税トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

- 一 國稅、州稅又ハ廳地方費稅ノ附加稅
- 二 特別稅

特別稅ハ別ニ稅目ヲ起シテ課稅スルノ必要アルトキ賦課徵收スルモノトス

(中略)

第五十三條 夫役又ハ現品ハ特別ノ必要アルトキニ限り之ヲ賦課スルコトヲ得

第三章 外地の行政機構

學藝、美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得

夫役又ハ現品ハ直接街庄税ヲ準率トシ且之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ但シ廳長又ハ郡守ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五十九條 街庄ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、街庄ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り街庄債ヲ起スコトヲ得

街庄ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第六十條 街庄長ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製シ年度開始一月前迄ニ廳長又ハ郡守ニ提出シ其ノ認可ヲ受ケヘシ

街庄ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第六十一條 街庄長ハ街庄協議會ノ諮問ヲ經廳長又ハ郡守ノ認可ヲ受ケ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 街庄費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期間各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第六十三條 街庄ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

豫備費ハ豫算認可ニ付廳長又ハ郡守ノ削除シタル費途ニ充ツルコトヲ得



第六十四條 街庄長ハ豫算ノ認可ヲ受ケタル後直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

第六十五條 街庄ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第六十六條 街庄ノ支拂金ニ關スル時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第六十七條 決算ハ翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ街庄協議會ニ報告スヘシ

決算ハ之ヲ廳長又ハ郡守ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第六十八條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外街庄稅、使用料、手数料、豫算調製ノ式其ノ他街庄ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六章 街庄組合

第六十九條 街庄ハ其ノ事務ノ一部ヲ共同處理スル爲其ノ協議ニ依リ州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受ケ規約ヲ定メテ街庄組合ヲ設クルコトヲ得

第七十條 街庄組合ハ法人トス

第七十一條 街庄組合ニシテ其ノ組合街庄ノ數ヲ増減シ、共同事務ノ變更ヲ爲シ其ノ他規約ヲ變更セントスルトキ又ハ街庄組合ヲ解カントスルトキハ關係街庄ノ協議ニ依リ州知事又ハ廳長ノ認可ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於ケル財産處分ニ關スル事項ニ付亦同シ

第七十二條 前二條ノ場合ニ於テハ街庄協議會ノ諮問ヲ經ヘシ公益上必要アル場合ニ於テハ州知事又ハ廳長ハ關

係アル街庄協議會ノ意見ヲ徵シ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ街庄組合ヲ設ケ若ハ之ヲ解キ、組合街庄ノ數ヲ増減シ、規約ヲ定メ若ハ之ヲ變更シ又ハ財産處分ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

第七十三條 組合ノ規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル街庄、組合ノ共同事務、組合役場ノ位置、組合會ノ組織及組合會議員ノ選舉、組合事務ノ管理並ニ組合費用ノ支拂方法ニ付規定ヲ設クヘシ

第七十四條 街庄組合ノ事務ハ州知事又ハ廳長ノ指定シタル街庄長之ヲ管理ス

第七十五條 街庄組合ニ關シテハ法令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外街庄ニ關スル規定ヲ準用ス

第七章 街庄ノ監督

第七十六條 街庄ハ州ノ區域内ノモノニ在リテハ第一次ニ於テ郡守、第二次ニ於テ州知事、第三次ニ於テ臺灣總督之ヲ監督シ廳ノ區域内ノモノニ在リテハ第一次ニ於テ廳長、第二次ニ於テ臺灣總督之ヲ監督ス

第七十七條 監督官廳ハ街庄ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徵シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得

監督官廳ハ街庄ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十八條 街庄ニ於テ法律、勅令又ハ律令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ廳長又ハ郡守ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

第七十九條 臺灣總督ハ街庄協議會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

街庄協議會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ協議會員ノ選舉及任命ヲ行フヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ臺灣總督ハ別ニ其ノ期間ヲ定ムルコトヲ得

第八十條 廳長又ハ郡守ハ期日ヲ定メテ街庄協議會ノ停會ヲ命スルコトヲ得

第八十一條 州知事又ハ廳長ハ助役及會計役ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得

係アル街庄協議會ノ意見ヲ徵シ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ街庄組合ヲ設ケ若ハ之ヲ解キ、組合街庄ノ數ヲ増減シ、規約ヲ定メ若ハ之ヲ變更シ又ハ財産處分ノ方法ヲ定ムルコトヲ得

第七十三條 組合ノ規約ニハ組合ノ名稱、組合ヲ組織スル街庄、組合ノ共同事務、組合役場ノ位置、組合會ノ組織及組合會議員ノ選舉、組合事務ノ管理並ニ組合費用ノ支拂方法ニ付規定ヲ設クヘシ

第七十四條 街庄組合ノ事務ハ州知事又ハ廳長ノ指定シタル街庄長之ヲ管理ス

第七十五條 街庄組合ニ關シテハ法令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外街庄ニ關スル規定ヲ準用ス

第七章 街庄ノ監督

第七十六條 街庄ハ州ノ區域内ノモノニ在リテハ第一次ニ於テ郡守、第二次ニ於テ州知事、第三次ニ於テ臺灣總督之ヲ監督シ廳ノ區域内ノモノニ在リテハ第一次ニ於テ廳長、第二次ニ於テ臺灣總督之ヲ監督ス

第七十七條 監督官廳ハ街庄ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徵シ及實地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ出納ヲ檢閲スルコトヲ得

監督官廳ハ街庄ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

廳長又ハ郡守ハ前項以外ノ吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコトヲ得

前二項ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス

州知事、廳長又ハ郡守ハ吏員ノ解職ヲ行ハントスル其ノ吏員ノ停職ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ停職期間報酬又ハ給料ノ全部又ハ一部ヲ給セサルコトヲ得

懲戒ニ依リ解職セラレタル者ハ二年間州、廳地方費、市街庄其ノ他之ニ準スヘキモノノ公職ニ就クコトヲ得ス

第八十二條 監督官廳ノ認可ヲ要スル事件ニ付テハ監督官廳ハ申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ認可ヲ與フルコトヲ得

第八十三條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外街庄ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

昭和十二年廳制の施行 上述昭和十年の地方制度改正に於ては、東部臺灣の未開地方に行はれてゐた廳地方費の制度には、何等手が染められる所がなかつた。然るに其の後此等諸地方に於ても、其の進歩發達の跡洵に顯著なるものがあつた。茲に於て遂に昭和十二年に至り此等の地方に於ても廳地方費の制度が廢せられ、新に廳制が實施せらるゝに至つた。即ち昭和十二年九月九日同年律令第十六號を以て臺灣廳制(註)が公布せられ、同年十月一日より其の實施を見るに至つたのである。尙その廳制制定の趣旨並に内容に付ては、當時森岡總務長官及山縣内務局長の爲したる聲明が克く其の要を盡してゐるので、左に其の全文を掲げる。



## 東部開發と臺灣廳制の施行に就て（森岡總務長官）

多年の懸案でありました臺灣廳制も、愈々本日をも以て公布せらるゝに至りました事は、本島地方行政の進展上洵に御同慶に堪へない次第であります。

由來東部臺灣たる臺東及花蓮港廳は、大正九年本島地方制度の全般改正の際、各般の事情に於て西部地方と其の揆を一にせざりし爲、行政制度に於ても特殊の取扱をなし、臺東花蓮港兩廳を以て設置せられたる廳地方費の制度を採り、更に大正十五年に澎湖廳を合せて今日に至つた次第であります。

爾來十有七年を経たる今日、廳下の實情を見まするに、教育教化に於て就學歩合及國語普及の程度は、必ずしも西部諸州に劣らざるに至り、産業交通衛生等に付ても、其の面目を一新して進歩發達の跡洵に顯著なるものがあるに至つたのであります。茲に於て廳地方費を廢して廳制を施行するの必要があるものであります。

近時内外の情勢に鑑み、本島の各種重要資源の開發を圖るの要特に緊切なるものがありますが、之が爲には、殊に東部地方の開發に俟つべきものが尠くないのであります。即ち將來山地及礦物資源の開發、特殊農作物の獎勵、河川整理、水利施設、耕地の造成、移民の招致、企業の助成、交通運輸の整備等に付其の發展を期せねばならぬのであります。而して之が達成には、固より各般に涉り刷新改善を加へるの要があるのであります。現行の行政制度を以てしては、將來の發展に適應し得ざるの憾があるのであります。即ち廳地方費は地理的に懸絶し且地方的事情を異にする三廳の區域を通じて設置せられ、又地方民をして公務に參與協力せしめ地方行政に民意を反映せしむるが如き機關を存せざる等、地方團體としての形體機能に缺くる所があるのであります。廳下の情勢と地方制度

の本旨に鑑みまして、之が改正は當然迫るべき常道であると申すべきであります。

乍併、制度の效用は運営の妙を得て始めて其の成果を擧ぐることは、言を俟なざる所でありまして、制度の死活を制するものは、一に懸りて新制度神髓の理解と地方住民の自覺如何に在るのであります。

希くば廳民各位は能く制度改正の趣旨とする所を了得せられまして、公共奉仕の大精神を以て官民協力一致之が運営に當り、以て新制度有終の美果を收められん事を望む次第であります。

## 臺灣廳制の要綱に就て（山縣内務局長）

今回本島東部地方竝に澎湖島に於て、久しく待望せられたる臺灣廳制の公布を見るに至りましたことは、先年行はれたる西部地方制度の改正と相俟て、本島地方行政上に一新紀元を劃するものでありまして、衷心慶祝に堪へないところであります。

臺灣廳制制定の趣旨に付きましては、總督總務長官の談話に依て盡きて居りますが、臺灣廳制の核心を爲す諸點に付其の概要を述べますれば、從來の廳地方費は臺東花蓮港澎湖三廳の管轄區域を通じたる綜合的地方團體でありましたが、之を三分し國の行政区劃たる各廳の區域を以て地方團體たる廳の區域としたのであります。又民意暢達の機關に付きましては、廳地方費には之を缺いて居つたのでありますが、新に廳協議會を設置し、廳の重要事項に付廳長の諮問に應ぜしめ、民意を廳の行政に反映せしむることとしたのであります。尙廳地方費は臺灣總督の管理に屬して居つたのでありますが、廳制に於ては廳長をして廳の行政を統轄せしめ廳を代表せしむることとし、一層地方の實情に即應して行政を行はしめ、以て團體事務の伸暢を圖つたのであります。



本令は来る十月一日より實施の豫定を以て諸般の準備を進めて居るのでありますが、臺東花蓮港兩廳下に於ては臺灣廳制實施の外、更に從來の支廳を廢して新に郡を設置し、又區を廢して其地域に街庄を置くこととしたのであります。近く之に關する關係法令の公布を見る筈であります。而して澎湖廳下には既に街庄が置かれて居り、又特に郡を設くるの必要を認めませんので、廳制が實施せらるゝのみであります。終りに新制度の要綱を摘出して、廳制の一般を明に致したいと存じます。

- 一、新に地方公共團體たる廳を設置し、其の名稱及區域は國の行政區劃に依らしめたること。
- 一、廳は法律勅令に依り廳に屬せしめたる事務を處理するものとせること。
- 一、廳に廳協議會を置き、議長及廳協議會員を以て之を組織し、議長は廳長を以て之に充て、廳長事故あるときは其の代理者に議長の職務を代理せしむること。
- 一、廳協議會員の定数は十人以上二十人以下の範圍内に於て臺灣總督之を定むること。
- 一、廳協議會員は廳内に住所を有し學識名望ある者の中から臺灣總督之を命ずること。
- 一、廳協議會員は名譽職とし其の任期は二年とすること。
- 一、廳協議會は歳入出豫算其他一定の事件の諮問に應ずるものとせること。
- 一、廳協議會は行政廳の諮問あるときは意見を答申すること。
- 一、廳長は廳を統轄し廳を代表するものとせること。
- 一、廳協議會成立せざるとき、會議を開くこと能はざるとき、又は諮問に應ぜざるときは、廳長は臺灣總督の指揮を請ひ諮問を経ずして其の事件を處分し得ることとせること。

一、廳協議會の諮問を経べき事件にして臨時急施を要する場合に於て、廳協議會成立せざるとき、又は廳長に於て之を招集するの暇なしと認むるときは、廳長をして專決處分せしむること。

(中略)

- 一、廳は其の必要なる費用及法律勅令又は律令に依り廳の負擔に屬する費用を支辨する義務を負ふものとせること。
- 一、郡廳舎の建築費及修繕費並に郡役所費は、國費を以て支辨するものを除くの外廳の負擔としたること。
- 一、法律勅令又は律令に規定あるもの、外、廳の費用を以て支辨し得る費目として、土木費、教育費、衛生費、勸業費、社會事業費、社會教育費、營繕費を掲記したること。
- 一、廳の費用は廳稅廳の財産より生ずる收入使用料手数料其他の收入を以て支辨せしむること。
- 一、廳稅として賦課することを得べきものは國稅附加稅及特別稅とせること。
- 一、廳は臺灣總督之を監督すること。
- 一、臺灣總督は廳の監督上必要ある場合に於ては、事務の報告を爲さしめ、書類帳簿を徴し及實地に就き事務を視察し又は出納を檢閲することを得るものとせること。
- 一、廳に於て法令に依り負擔し又は當該官廳の職權に依り命ずる費用を豫算に載せざるときは、臺灣總督は理由を示して其の費用を豫算に加ふることを得るものとせること。
- 一、臺灣總督は廳の豫算中不適當と認むるときは、之を削減することを得るものとせること。



一、臺灣總督の認可を要する事件に付ては、臺灣總督は申請の趣旨に反せずと認むる範圍内に於て更正して認可を與ふることを得るものとせること。

一、以上數項に定むるもの外、廳の監督に關し必要なる事項は、臺灣總督之を定むるものとせること。

(註) 臺灣廳制沿革(昭和十二年律令第十六號)

第一章 總 則

第一條 廳ノ名稱及區域ハ國ノ行政區劃ニ依ル

第二條 廳ハ法律、勅令又ハ律令ニ依リ廳ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス

(中略)

第二章 廳協議會

第五條 廳ノ事務ニ關シ廳長ノ諮問ニ應セシムル爲應ニ廳協議會ヲ置キ議長及廳協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス

議長ハ廳長ヲ以テ之ニ充ツ廳長事故アルトキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス

第六條 廳協議會員ノ定數ハ十人以上二十人以下ノ範圍内ニ於テ臺灣總督之ヲ定ム

第七條 廳協議會員ハ廳内ニ住所ヲ有スル者ニシテ學識名望アルモノノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス

協議會員ハ名譽職トス

協議會員ノ任期ハ二年トス但シ補缺ノ協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

前任者ノ殘任期間トス

第八條 廳協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ臺灣總督ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第九條 廳長ハ廳ニ關スル左ノ事件ヲ廳協議會ニ諮問スルコトヲ要ス

一 歳入出豫算ヲ定ムルコト

二 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、廳稅又ハ夫役現品ノ邑課徵收ニ關スルコト

三 廳債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利息ノ定率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第五十二條第二項ノ借入金ヲ除ク

四 基本財産及積立金數等ノ設置及處分ニ關スルコト

五 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

六 特別會計ヲ設クルコト

七 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

八 訴訟、訴訟及和解ニ關スルコト

九 其ノ他法令ニ定ムル事件

六 其ノ他法令ニ依リ廳長ノ職權ニ屬スル事項

(中略)

第十六條 廳協議會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ諮問ニ應セサルトキハ廳長ハ第九條第一項ノ規定ニ拘ラス臺灣總督ノ指揮ヲ請ヒ諮問ヲ經シテ其ノ事件ヲ處分スルコトヲ得

第十七條 廳協議會ノ諮問ヲ經ヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ廳協議會成立セサルトキ又ハ廳長ニ於テ之ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ廳長ハ第九條第一項ノ規定ニ拘ラス諮問ヲ經シテ之ヲ處分スルコトヲ得

第五節 廳ノ財務

第二十九條 廳ハ基本財産ヲ設ケ又ハ特定ノ目的ノ爲積立金數等ヲ設クルコトヲ得

第三十條 廳ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

第三十一條 廳ハ其ノ公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 廳ハ其ノ必要ナル費用及法律、勅令又ハ律令ニ依リ廳ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第三十三條 郡廳舍ノ建築費及修繕費並ニ郡役所費ノ國費ヲ以テ支辨スルモノヲ除クノ外廳ノ負擔トス

第三十四條 法律、勅令又ハ律令ニ規定アルモノノ外廳ノ費用

廳長必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲クル事件ノ外應ニ關スル事件ヲ廳協議會ニ諮問スルコトヲ得

第十條 廳協議會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

成立セス、招集ニ應セス若ハ意見ヲ答申セス又ハ廳協議會ヲ招集スルコト能ハザルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タス

シテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 會議規則及傍聽人取締規則ハ臺灣總督ノ定ムルモノヲ除クノ外廳協議會ニ諮問シ廳長之ヲ定ム

會議規則ニハ本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ會議規則ニ違反シタル廳協議會員ニ對シ五日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得

第十二條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外廳協議會及廳協議會員ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三章 廳官吏及廳吏員

第十三條 廳長ハ廳ヲ統轄シ廳ヲ代表ス

廳長ノ擔任スル事務ノ概目左ノ如シ

一 廳費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スルコト

二 財産及營造物ヲ管理スルコト但シ特ニ之カ管理者ヲ置キタルトキハ其ノ事務ヲ監督スルコト

三 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スルコト

四 證書及公文書類ヲ保管スルコト

五 使用料、手数料、廳稅又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スルコト



ヲ以テ支辨シ得ル費目左ノ如シ

- 一 土木費
- 二 教育費
- 三 衛生費
- 四 勸業費
- 五 社會事業費
- 六 社會教育費
- 七 管轄費

第三十五條 廳ノ費用ハ廳稅、廳ノ財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第三十六條 廳稅トシテ賦課スルコトヲ得ヘキモノ左ノ如シ

- 一 國稅附加稅
- 二 特別稅

(中略)

第四十六條 廳ハ特別ノ必要アルトキニ限リ夫役又ハ現品ヲ廳内一部ノ街庄其ノ他ノ公共團體又ハ一部ノ納稅義務者ニ賦課スルコトヲ得

學藝、美術及手工ニ關スル勞務ニ付テハ夫役ヲ賦課スルコトヲ得

夫役又ハ現品ハ之ヲ金額ニ算出シテ賦課スヘシ

夫役ヲ賦課セラレタル者ハ本人自ラ之ニ當リ又ハ適當ノ代人ヲ出スコトヲ得

夫役又ハ現品ハ金錢ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第三項及前項ノ規定ハ急迫ノ場合ニ賦課スル夫役又ハ現品ニ付テハ之ヲ適用セス

(中略)

第五十二條 廳ハ其ノ負債ヲ償還スル爲、廳ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限リ廳債ヲ起スコトヲ得

廳ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

第五十三條 廳長ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製シ廳協議會ノ諮問ヲ經年度開始二月前迄ニ臺灣總督ニ提出シ其ノ認可ヲ受クヘシ

廳ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第五十四條 廳長ハ廳協議會ノ諮問ヲ經臺灣總督ノ認可ヲ受ケ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第五十五條 廳費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第五十六條 廳ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第五十七條 廳ハ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシ

特別會計ニハ豫備費ヲ設ケサルコトヲ得

豫備費ハ豫算認可ニ付臺灣總督ノ削除シタル費途ニ充ツルコトヲ得

第五十八條 廳長ハ豫算ノ認可ヲ受ケタル後直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

第五十九條 廳ノ支拂金ニ關スル時效ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第六十條 決算ハ翌翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ廳協議會ニ報告スヘシ

決算ハ之ヲ臺灣總督ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

第六十一條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外廳稅、使用料、手数料、豫算調製ノ式其ノ他廳ノ財務ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

第六十二條 廳ハ臺灣總督之ヲ監督ス

第六十三條 臺灣總督ハ廳ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ事務ヲ視察

之を要するに右臺灣廳制の施行に依り、臺灣に於ける地方自治制度は、茲に一先づ其の完成を告げた譯である。かくして臺灣に於ける現行地方自治制度は、曩に昭和十年其の施行を見たる州制、市制及街庄制と、竝に昭和十二年の臺灣廳制を基礎として運用されてゐる譯である。

第六十四條 廳ニ於テ法律、勅令又ハ律令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ臺灣總督ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

臺灣總督ハ廳ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ之ヲ削減スルコトヲ得

第六十五條 臺灣總督ノ認可ヲ要スル事件ニ付テハ臺灣總督ハ申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ認可ヲ與フルコトヲ得

第六十六條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外廳ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ臺灣總督之ヲ定ム

(以下略)

### 第四節 樺太の行政機構

樺太南半が我が統治下に入つたのは、謂ふ迄もなく日露戦争の結果である。乍併、もとく樺太の地は我が領有に



屬したものであつた。即ち文録二年既に豊臣秀吉は、松前慶廣に對して蝦夷地統轄の公許を與へてゐる。其の後松前氏は屢々家臣を派して樺太の視察探險に従事せしめる所があつたが、特に寛永以後に於ては其の事が盛であつた。而して當時奥羽地方の住民にして樺太の地に渡來し、漁撈に従事する者も多かつたので、寛政二年にはシラヌシ(自主)クシユンコタン(大泊浦)等には松前藩の勤番所が設けられた程である。

然るに其の頃より露國東侵の勢漸く著しきものあり、北邊の情勢は頗る多事なるものあるに至つた。於是、幕府は天明五年勘定奉行松平秀持等を派遣して蝦夷各地を視察せしめたが、結局其の時は何等の積極的施策をも見ることなくして了つた。然るに其の後露國の愈々暴威を逞うするものあり、幕府に於ても銳意之が對策に腐心し、結局蝦夷地の全部を擧げて幕府の直轄と爲し、幕府自ら其の經營に當るの態勢をとるに至つた。乍併、其の後内憂外患交々に至り、幕府の勢威漸く地に墜つるものあり、蝦夷地經營のことは何等見るべき治蹟を擧げ得なかつた。

其の後王政復古の大業成るや、政府は明治四年四月函館に裁判所を置き、侍從清水谷公考をして之が總督の任に當らしめ、以て蝦夷地一般の行政を統督せしめた。而して樺太には明治元年八月、權判事岡本監輔の命を奉じて浦濱に駐するあり、以て樺太の行政を統轄する所があつた。岡本監輔は銳意諸般の施設を改善し、土人の撫育、産業の開發に努め、治績大いに見るべきものがあつた。然るに豫て樺太南部に基地を築くべく機會を窺つてゐた露國は、當時我が維新の紛擾を聞知するや機乘すべしと爲し、明治二年六月突如兵をハツゴドマリ(大泊菜町)に強行上陸せしめた。而して毫も我が勸告を肯することなく暴逆の振舞を爲したので、岡本監輔は急遽上京して北方の急を政府に報じ、以て保障の緊要なることに付き力説これ努めた。

然るに當時開拓使として蝦夷地行政の責任者たりし黒田清隆は、先づ北海道の開拓を遂行し然る後樺太に及ぶべしと爲して、樺太に關する積極的施設は之を肯じなかつた。かくして其の後樺太に於ける我が勢力は愈々萎靡し、露國の勢力獨り盛なるものがあつた。而して遂に黒田開拓使長官の樺太拋棄の建議となり、外務卿副島種臣の樺太買收論も政府の容るゝ所とならず、明治八年五月樺太は遂に千島列島と交換せられて我が領有を離れたのである。

然るに其の後歲月を閱すること三十年、明治三十八年の日露講和條約に依り、北緯五十度の線を以て國境線と爲し樺太南半は再び我が領有に歸したのである。寔に感慨無量なるものがある。其の後我が國は樺太を以て我が外地と爲し、之に特別なる統治を施して來たのである。乍併、樺太の地はもとく歴史的に見ても我が領土たりしものであり、又其の後其の住民の状態を見ても殆ど其の全部が内地人を以て占められてゐる状態に在り、樺太は外地と謂つても所謂外地の特殊性の最も稀薄な地域である。従つて其の統治方式も、我が外地諸地域中最も内地のそれに近似したものが行はれてゐる。例へば司法機構の如きは早くより裁判所構成法が施行せられ、純然たる内地司法機構の一環となつてゐる。其の他關稅行政の如きも、全く内地の行政機構の中に融合されてゐる。かくして樺太は寧ろ今日に於ては、之を外地として其の統治上之に特殊な立場を認むるの要なく、之を内地に編入すべしと謂ふ聲が高かつたのである。政府に於ても茲に見る所あり、而も時恰も大東亞戰爭の進展に伴ひ、内外地行政一元化の要特に熾烈なるものあるに鑑み、遂に樺太は之を内地行政に編入する旨の聲明を爲すに至つた次第である(昭和十七年九月二日情報局發表)。従つて樺太に付ては、遠からず内地編入の諸措置が講ぜらるべく、其の曉に於ては樺太は最早本書の考究の對象とはなり得ないものである。乍併、曩の内外地行政一元化の爲にする諸法制の改正に於ては、取敢へず唯樺太廳長官が從來拓務大臣の指揮監督を承けて部内の行政を管理してゐたのを、新しくは内務大臣の指揮監督を受けることになつただけのことである。即ち樺太は依然として外地の地位を保有するものである。尤もこれは樺太の内地編入に付ては、法制



上の措置其の他の點に於て若干之が準備を要するものあり、そこで今日として差當り所要の改正を加ふるに止め、其の根本的解決は之を後日に期したものである。乍然、それは要するに時日の問題であり、樺太の内地編入のことは遠からず其の實現を見ることと思はれる。それはともかくとして、今左に日露戦争以後に於ける樺太行政機構の變遷に付て、簡単に其の跡を辿つて見たいと思ふ。

## 一 樺太に於ける官治行政機構の變遷

### 1 軍政時代

明治三十八年七月我が獨立第十三師團の樺太を占領するや、軍事上の必要及占領地の安寧秩序を保持する爲め臨時的軍政を施行した。即ち軍政署がコルサコフ(大泊)に設けられ、之に軍政長官及軍政委員が置かれた。而して軍政長官は占領地軍司令官が之を兼ねて一切の軍政を統轄し、軍政委員には軍參謀其の他の職員が之に充てられ軍政事務を擔當した。占領地域は之を數個の假軍政區管に分ち、各軍政區管に軍政區署を置いた而して軍政區署には各軍政委員長及軍政委員が配置され、以て軍政の執行に任じた。軍政區署は最初コルサコフ(大泊)に置かれたが、其の後占領地域の擴大するに従ひ逐次増設してウラジミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、マウカ(眞岡)の四箇所に及んだ。乍併、其の期間は僅々一箇月餘に過ぎなかつた。

軍政區署の後を承けて出來たものが民政署である。即ち明治三十八年勅令第百五十六號を以て「占領地民政署ノ職員ニ關スル件」が公布され、廣く占領地行政に關する職員組織の大綱が定まつたので、樺太に於ても明治三十八年八

月先づ樺太民政署をアレキサンドルフスク(同年九月コルサコフに移轉)に置き、支署をコルサコフ、ウラジミロフカ、マウカの三箇所に置いたのである。

樺太民政署は樺太軍司令官の隷下に在り、それは明かに統帥系統に屬するものである。乍併、其の職員は民政長官事務官、通譯官、警視、屬等全部文官から成り、實質的には著しく民政機關たるの色彩を濃化したものである。かくして島内の一般行政は漸く其の緒に就いたが、それは樺太廳設置後の施政に對して重要な素地を爲したものであつた。

### 2 明治四十年樺太廳の設置

樺太廳は樺太民政署の後を承け、明治四十年勅令第三十三號樺太廳官制(註)に依つて設置されたものである。當時の情勢に鑑み、樺太廳長官は樺太守備隊司令官たる陸軍將官を以つて之に充つることを得しめられた。而して長官は内務大臣の指揮監督を承け、法律命令を執行し、部内の行政事務を管理するものである。但し郵便、電信及電話に關する事務に付ては逓信大臣、銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣の監督を承ける。長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發することが出来る。長官はまた非常急變の場合に臨み、兵力を要し又は警護の爲め兵備を要するときは、樺太守備隊司令官に移牒し出兵を請ふことを得る。長官は所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は内務大臣に具狀し、判任官以下の進退懲戒は之を專行する。尙長官は所轄官廳の處分又は命令にして成規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の處分又は命令を取消し又は停止することを得る。

尙樺太廳管内所要の地に支廳が置かれ、支廳長が配せられた。支廳長は法律命令に依り又は長官より委任せられた



事件に付き、支廳令を發することを得た。尙長官は其の必要と認むる地に支廳出張所を置くことを得た。

(註) 樺太廳官制抜萃(明治四十年勅令第三十三號)

第二條 長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

(中略)

第九條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣ノ監督ヲ承ク

第十條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ禁錮二十五日以下又ハ罰金二十五圓以内ノ罰則ヲ付スルコトヲ得

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ樺太守備隊司令官ニ移讓シ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務

其の後明治四十三年六月二十一日、同年勅令第二百三十八號を以て樺太廳官制に一部改正が行はれ、從來内務大臣の指揮監督を承けてゐた長官は、新しくは内閣總理大臣の指揮監督を承くることとなつた。蓋し外地行政に關する中央機關の改正に伴ふものである。ところが其の後大正二年六月十三日、同年勅令第二百二十九號を以て樺太廳官制の一

大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退懲戒ハ之ヲ行フ

第十三條 長官ハ所轄官廳ノ處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

(中略)

第二十一條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ管理ヲ指揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

(中略)

第三十條 樺太廳管内ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ長官之ヲ定ム

第三十一條 長官必要ト認ムルトキハ支廳ノ下ニ支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ位置、名稱及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

(以下略)

部改正が行はれ、また、長官は内務大臣の指揮監督を承けることとなつた。越えて大正六年七月二十八日、同年勅令第八十四號を以て樺太廳官制の一部改正あり、長官はまた内閣總理大臣の指揮監督を承けるに至つた。何れも外地統治に關する中央機關の變更に伴ふものである。

其の後大正七年六月五日、同年勅令第九十八號を以て樺太廳官制に注目すべき改正が行はれた。それは同官制より「長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得」なる條文が削除されたことである。即ち此時文武官の間に劃然たる分界が定められたのである。尤も長官の地位權限等に就ては何等變更を齎したものではない。

其の後昭和四年六月八日、勅令第六十一號を以て樺太廳官制に一部改正の行はるるあり、長官は新に拓務大臣の指揮監督を承けることになつた。蓋し中央に於て外治統理機關として、新に拓務省の出來たことに明應するものである。

### 3 内外地行政一元化等の爲にする樺太廳官制の改正

曩の内外地行政一元化等の爲にする樺太廳官制の改正(昭和十七年勅令第七百三十一號)に依り、樺太廳長官は新に内務大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、また部内の行政事務を管理することとなつた。即ち從來樺太廳長官は拓務大臣の指揮監督を承けてゐたのが、新しくは内務大臣の指揮監督を承けるに至つた譯である。之は從來拓務大臣が樺太廳に關する事務を統理してゐたのが、新しくは内務大臣が其の地位を襲ふに至つたのに對應するものである。尙また樺太廳長官は、從來「郵便電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承」けてゐたのが、新しくは此等諸大臣の指揮



監督を承くるに至つた。即ち從來此等諸大臣は、何れも官制所定の事項に付ては樺太廳長官に對して監督權を有してゐたのであるが、然し指揮權は之を認められてゐなかつた。然るに今次の改正に依り、此等諸大臣は指揮權をも亦併せ有するに至つたのである。蓋し内外地行政の一元化に一步を進めたものである。

尤も曩に述べたるが如く、樺太は之を内地行政に編入することに就ては、既に政府の方針として定まつてゐることである。而してそれが實現すれば——其の實現は最早時期の問題である——最早樺太は外地たるの性質を失ひ、従つて内閣總理大臣及び各省大臣の權限は、其の所管事項の分野に應じてそれ／＼樺太に伸びて行くと共に、樺太廳長官は各其の主務に應じて内閣總理大臣及各省大臣の指揮監督を受けることとなるであらう。乍併、兎も角今日の問題としては、樺太に關する主務大臣が内務大臣に代つたこと、並に官制所定の各省大臣が新に指揮權を有するに至つたことを擧げ得るに過ぎない。

扱て長官は樺太廳官制(註)の定むる所に依り、内務大臣の指揮監督を承けて法律命令を執行し、且つ部内の行政事務を管理するものである。尙樺太廳官制は明瞭に、長官が内務大臣の指揮監督を承けることを驅つてゐるが、之は前述臺灣總督が内務大臣の監督のみを承けることになつてゐるのと、重要な差異を有するものである。これは實に臺灣總督と樺太廳長官の地位の、政治上・實際上の差異を示すものであると共に、また法上の差異をも示すものである。即ち内務大臣は臺灣總督に對しては指揮權は之を有しないが、樺太廳長官に對しては監督權の外尙指揮權をも有するものである。尙長官は一般的には内務大臣の指揮監督を承けるものであるが、特殊行政に付ては各其の主管大臣の指揮監督を承けるものであることは前述の通りである。尙また官制は廣く部内の行政事務を管理すと謂つてゐるけれども、其の事柄の性質上當然に内外地一元的に運営せらるることの要求せらるるもの、即ち軍政、外交、曆時等に付て

は中央政府の權限が當然伸びてゐるものと解しなければならぬこと、亦他の外地に於て説明した所と同様である。

長官は其の職權又は特別の委任に依り廳令を發することを得る。長官は非常急變の場合に臨み、兵力を要し又は警護の爲め兵備を要するときは、師團長に移牒して出兵を請ふことを得る。長官は所部の官吏を指揮監督し、高等官の功過は内務大臣に具狀し、判任官以下の進退は之を專行する。また高等官の懲戒は之を内務大臣に具狀し、判任官以下の懲戒は之を專行する。尙長官は所轄官廳の命令又は處分にして成規に違ひ、公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は處分を取消し又は停止することを得る。

樺太廳の部内機構としては、長官の下に官房及内務・殖産・交通・警察の四部が置かれ、各其の事務を分掌してゐる。

尙地方機構としては、支廳及支廳出張所を擧げることが出来る。支廳の名稱、位置及管轄區域は、内務大臣の認可を経て長官が之を定めることになつてゐる。支廳出張所に付ては、其の名稱、位置及管轄區域は長官が之を定めることになつてゐる。支廳に支廳長、支廳出張所に支廳出張所長が置かれる。支廳長は長官の指揮監督を承け、法律命令を執行し、部内の行政事務を掌理し、部下の官吏を指揮監督する。尙支廳長は今次昭和十七年勅令第七百三十一號樺太廳官制の改正に依り、新に管内の警察署長をも指揮監督する權限を有するに至つた。尙支廳長は法律命令に依り又は長官より委任せられたる事件に付き、支廳令を發することを得る。支廳出張所長は、上官の指揮を承けて所務を掌理するものである。

尙管内須要の地に警察署が置かれる。警察署長は上官の指揮を承け部内の警察及衛生の事務を掌理し、且つ部下の官吏を指揮監督するものである。



(註) 樺太廳官制抜萃

第一條 樺太ニ樺太廳ヲ置ク

(中略)

第三條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便及電氣通信ニ關スル事務ニ付テハ選信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ指揮監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

第六條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第七條 長官ハ所部ノ高等官ノ懲戒ヲ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ懲戒ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ或ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

(中略)

第十一條 樺太廳ニ長官官房及左ノ四部ヲ設ク

内務部  
殖産部  
交通部  
警察部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

(中略)

第十五條 支廳長ハ書記官又ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十六條 支廳長ハ其ノ管轄内ノ警察署長ヲ指揮監督ス

第十七條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコトヲ得

(中略)

第三十二條 樺太廳管内須要ノ地ニ警察署ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

第三十三條 警察署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十四條 支廳長ハ長官ノ定ムル所ニ依リ警察署長ヲシテ主管事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得(以下略)

(附記) 義にも述べたるが如く(八四—八五頁附記参照)、昭和十八年四月一日より樺太の内地行政編入は其の實施を見た。即ち樺太は最早や今日に於ては外地たるの地位を失つてゐるのである。従つて樺太廳長官も従前の如く廣汎なる綜合行政の權限を有することなく、其の地位は略々道府縣長官と同等のものとなつたのである。即ち改正樺太廳官制に依ると、「長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ各省ノ主務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ樺太ノ拓殖民ノ事務及部内ノ行政事務ヲ管理ス」(官制第二條)と規定し、又其の部内機構に付ても、「樺太廳長官官房及左ノ三部ヲ置ク内政部・經濟部・警察部」(官制第七條)と規定し、全く他の普通地方官廳と同一の型態をとつてゐる。尙之と同時に他面樺太に於ける陸連、通信、海軍、航空及び氣象に關する事務は樺太廳長官の手を離れ、それ〴〵鐵道省通信省及び文部省に移管された。之を要するに樺太の行政機構は純然たる内地行政機構の一環として生れ替つて來たのである。

二 樺太に於ける自治行政機構の變遷

樺太に於ける地方自治團體としては、現在市及町村を擧げることが出来る。

義に明治三十八年本島領有後、移住者は漸次各地に部落を形成して來た。而して各其の部落に於ける公共事務を處理せしめる爲め、部落民會或は町民會等の團體が組織され、其等はそれ〴〵總代或は評議員等を選出するやうになつた。而して其の費用は總て住民の釀出に係るものであり、それは單なる申合せ團體に過ぎないものであつたけれども其の本質としては一つの地方自治團體と見るべきものであつた。従つて本島に於ける地方自治の萌芽は、既に此の時代に於て發したものと謂ふことが出来る。

其の後明治四十二年に至り、樺太廳令を以て部落に部落總代を置く制度が布かれた。部落總代は部落住民中より樺太廳支廳長が之を選任するものであり、其の取扱事項は専ら官廳事務の補助に限られてゐた。乍併、それは實質的に



は部落の執行機關として公共的施策に當り、従つてそれは住民の自治的訓練に資する所大なるものがあつた。

越えて大正四年六月、本島の郡町村編成に關する勅令の公布あり、本島は其の全管内を十七郡、四町、五十八村に區劃された。而して従來の如く各地には部落總代が置かれて、地方事務を取扱つた。尤も之亦畢竟法的には單なる地理的區劃たるに過ぎないものであつた。其の後年を逐うて住民の數も増加し、また自治心の向上も逐年著しきものがあつた。かくして住民の熱心なる要望に依り、遂に大正十年四月法律第四十七號を以て本島の地方制度に關する法律が公布せられ、自治の基礎は茲に始めて確立するに至つた。而して翌大正十一年勅令第八號を以て樺太町村制の公布あり、それは當初先づ五町十九村に施行せられたが、續いて大正十二年四月には之を全管内に施行せられた。本制度に於ては、町村長等の執行機關は總て官の任命に係り、また其の諮問機關たる町村評議會は總て官選の評議員に依つて組織せらるる等、其の自治性は頗る稀薄なものであつた。乍併、其の實際の運営に於ては、住民の政治的自覺と多年其の郷土に於て演練された自治的經驗とに依り、頗る良好なる成績を示したのである。

越えて昭和四年三月、同年法律第二號を以て樺太町村制(註)の公布あり、本島に於ける町村自治の制度は漸く整備するに至つた。爾來地方自治の發達頓に著しきものあり、市制施行の要望特に熱烈なるものがあつたが、遂に同年法律第一號を以て樺太市制(註二)の公布を見るに至つた。

現在市としては唯豊原市一市のみを數へるに過ぎない。町村は其の發達の現狀に鑑み、一級・二級の二種に區別するの制が取られてゐる。而して一級町村は、大體五千人に達し、住民土着心に富み、且財政の基礎鞏固なる町村又は之に準すべきものであつて、略内地町村に該當するものである。二級町村と謂ふのは其の爾餘の町村である。

市町村は法人であつて、官の監督を承け、法令の範圍内に於て其の公共事務及法律勅令に依り市町村に屬する事務

を處理するものである。市町村長は市町村を統轄し、市町村を代表する。市は市會及市參事會、一・二級町村は町村會の議決機關を有する。市は第一次に樺太廳長官、第二次に主務大臣之を監督し、町村は第一次に樺太廳支廳支廳長第二次に樺太廳長官、第三次に主務大臣之を監督する。市町村は其の事務を執行するに要する費用に充つる爲め、使用料、手数料、市町村税及夫役現品の賦課徴收を爲し、また永久の利益となすべき事業、舊債償還又は天災事變の爲め必要ある場合に限り、借入金爲すことを得る。

市町村會は市町村の議決機關である。市町村會議員は名譽職とし、市町村公民中より之を選挙し、其の任期は四年である。議員定數は市に在りては三十人以上四十人以内、一級町村に在りては十二人以上三十人以内、二級町村に在りては八人以上二十四人以内となつてゐるが、市町村條例を以て特に増減することを得る。市會には議長及副議長を置き、議員中より之を選挙する。町村會は町村長を以て議長とするを原則とするも、特別の事情ある一級町村に在りては、町村條例を以て議員中より町村會の選挙に依る議長及其の代理者一人を置くことを得る。市町村會は法律勅令に依り其の權限に屬せしめられた事件の議決及選挙を行ひ、その他行政廳の諮問に答申し、市町村の公益に關する事件に付き關係行政廳に意見書を提出することを得る。市町村會の議決事項は、市及一級町村に在りては總括例主義に依るも、二級町村に在りては制限列舉主義を採り、其の議決事項は著しく局限せられてゐる。のみならず二級町村に在りては、其の輕易なるものには、書面決議の方法に依ることを得るの特例を認められてゐる。市町村會に對する發案は、市町村長の外、歳入出豫算を除いては議員三名以上より文書を以て之を爲すことを得る。

市參事會は議長及名譽職參事會員を以て組織する。名譽職參事會員は市會に於て議員中より之を選挙し、其の定數は六人とする。市參事會は市長を以て議長とし、法令に依り其の權限に屬せしめられた事件を處理する。



市町村の執行機關は市町村長である。市長は有給職員たるを原則とし、其の任期は四年で、市會に於て之を選舉する。特別の事情ある市に在りては、市條例を以て之を名譽職とすることを得る。町村長は一級町村に在りては、町村會之を選舉し、其の任期は四年、名譽職を原則とするも特別の事情ある町村に在りては町村條例を以て有給と爲すことを得る。二級町村に在りては、樺太廳長官の任命に係り、給料は國庫の負擔となつてゐる。

(註一) 樺太町村制沿革 (昭和四年法律第二號)

第一條 町村ハ從來ノ區域ニ依ル

町村ヲ分テテ一級二級トシ主務大臣之ヲ指定ス

第二條 町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス

第三條 町村ニ町村會ヲ置ク

町村會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

町村議員ハ名譽職トス町村民中ヨリ之ヲ選舉ス

議員ノ選舉ニ關スル罰則ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ノ例ニ依ル

第四條 町村ニ町村長ヲ置ク

一級町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス

二級町村長ハ樺太廳長官之ヲ任免ス

町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス

第五條 町村ハ其ノ必要ナル費用及法律勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

町村ハ前項ノ費用ニ充ツル爲使用料、手数料、町村税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

第六條 町村ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、舊債償還又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り借入金ヲ爲スコトヲ得

町村ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲必要アルトキハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第七條 本法ニ定ムルモノノ外町村ノ廢置分合、町村民、町村會、町村吏員、町村ノ財務、町村ノ監督其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(以下略)

(註二) 樺太市制沿革 (昭和十二年法律第一號)

第一條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法律勅令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス

第二條 市ノ廢置分合ヲ爲サントスルトキハ樺太廳長官ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ財産アルトキハ其ノ處分ハ關係アル市町村

會ノ意見ヲ徵シテ樺太廳長官之ヲ定ム

第三條 市ニ市會及市參事會ヲ置ク

市會ハ市ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

市參事會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス

市會議員ハ名譽職トス市民中ヨリ之ヲ選舉ス

名譽職參事會ハ市會ニ於テ其ノ議員中ヨリ之ヲ選舉ス

市會議員ノ選舉ニ付テハ市制第二十二條ノ二、第二十二條ノ三、第三十條ノ三及第三十六條ノ二ノ規定、衆議院議員選舉

法第十章、第十一章及第四百四條第二項ノ規定並ニ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ノ例ニ依ル但シ内務大臣及地方長官ノ職務ハ樺太廳長官之ヲ行ヒ議員候補者一人ニ付定ムヘキ選舉委員ノ數、選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及選舉運動ノ費用

ノ額ニ關シテハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依ル

第四條 市ニ市長ヲ置ク

市長ハ市會ニ於テ之ヲ選舉ス

市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

第五條 市ハ其ノ必要ナル費用及法律勅令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ハ前項ノ費用ニ充ツル爲使用料、手数料、市税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得

第六條 市ハ永久ノ利益トナルヘキ事業、舊債償還又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限り市債ヲ起スコトヲ得

市長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第七條 本法ニ定ムルモノノ外市ノ境界變更、市公民、市會、市參事會、市吏員、市ノ財務、市ノ監督其ノ他必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(以下略)

(附記) 樺太の内地行政編入に伴ひ、其の市町村制度に付ても内地のそれと統合を圖ることゝなつた。内地の市町村制度に付ては、去る第八十一回帝國議會に於て、時局の要請に副ふべき大改正が施されたが、其の改正市制及び町村制は原則として樺太にも施行せらるゝことゝなつた。そして之と同時に從來の樺太市制及び町村制は廢止せらるゝことゝなつた。要するに樺太が内地行政に編入された今日、内地とは別箇に之に特立した市制町村制を有することは全然意味のないことで、之は當然の措置である。即ちかくして樺太は、其の地方自治行政の立場に於ても、全く内地と同様の立場に立つて到つたのである。



## 第五節 關東州の行政機構

關東州が我が統治に歸するに至つたのは、謂ふ迄もなく日露戦争の結果である。即ち明治三十八年日露講和條約の成立に依り、關東州の租借權が我に歸したからである。尤も州内に於ける我國の行政は、日露戦役中に於ける占領地行政に其の端を發するものである。従つて今茲に關東州の行政機構を論ずるに當つては、先づ以て其の軍政時代に於けるものより其の推移の跡を辿るの要がある。

## 一 關東州に於ける官治行政機構の變遷

## 1 軍政時代

日露戦役中に於ける我が占領地行政は、其の當初に於ては各軍司令官に所屬する軍政署に依つて、各別個に行はれたやうである。然るに明治三十七年九月遼東守備軍が編成せらるるや、各軍政署は順次其の隸下に入り、遼東守備軍參謀長が軍政長官となつて、之を統理し、茲に遼陽以南の各軍政事務は統一さるゝに至つたのである。

翌明治三十八年一月、遼東守備軍は其の管内を分つて、露國租借地及其他の地域の二とした。而して租借地域は更に之を旅順、大連、金州の三政區に分ち、各區に軍政委員を配置して之が政務執行の任に當らしめた。各政區の軍政委員は、軍の要求を滿し且地方住民の安寧秩序を維持する爲地區内に於ける一切の政務を執行したが、其の特に重

要なるものに付ては總て軍司令官の指揮を請うた。軍政委員はまた地方從來の法規に據り或は帝國法令を參酌して、刑事上の裁斷を爲し、民事事件を審判し、兼ねて帝國臣民の取締に任じた。尙また軍政委員は、軍司令官の定むる所に依つて租税を賦課徴收する等の權能をも與へられてゐた。遼東守備軍の存在は前後僅に九箇月の短期間であつたが其の後州内に於ける諸般の行政にして、其の端をこゝに發したものが頗る多い。

明治三十八年五月遼東守備軍の廢止に伴ひ、租借地域内に於ける金州、大連、旅順の三政區も亦廢止され、新に關東州民政署が設置された。それは明治三十八年五月同年勅令第一五六號を以て公布された「占領地民政署職員ニ關スル勅令」に相應するものである。關東州民政署は遼東守備軍の行政事務の引繼を爲し、本署を大連に、支署を旅順及金州に置いた。關東州民政署は滿洲軍總兵站監の隸下にあり、それは明かに軍系統の機關であるが、其の職員は民政長官、事務官、通譯官、警視、屬等總て文官より成り、實質上著しく軍事機關たるの色彩を稀薄にしたものである。かくして州内の一般行政は茲に漸く其の緒に就き、關東都督府設置後の施政に對して重要な素地を作つた。

明治三十八年十月日露の間に平和の克復を見るや、同月末滿洲軍總司令官の隸下に新に關東總督府が編成された。而して其の本部を遼陽に置き、それは從來遼東兵站監部に所屬せる諸部隊及軍政機關並に關東州民政署の總てを其の隸下に收めた。其の後滿洲軍總司令部の凱旋を見るや、之に直屬したる各機關も亦關東總督府に屬することとなり、茲に關東州内の軍政機關は其の一切を舉げて關東總督府に屬することになつた。次で帝國政府は愈々軍政を撤廢することに決し、翌三十九年六月關東總督府に命じて諸般の準備を整へしめた。當時州内の行政は前述の如く關東州民政署の掌理に屬し、文官組織の下に殆ど純然たる民政機關を形成してゐた。従つて、其の引繼は單に軍事機關たる關東總督府の隸下を脱して關東都督府に轉屬するに止まり、極めて圓滑裡に軍民兩治の繼承を終つたのである。



## 2 關東都督府時代

明治三十九年八月一日同年勅令第九十六號を以て、關東都督府官制(註)が公布された。都督は關東州を管轄し、並に南滿洲に於ける鐵道線路の保護及取締の事を掌ると共に、南滿洲鐵道株式會社の業務を監督するものである。

都督は親任官であつて、陸軍大中將の中より任ぜられ、其の部下軍隊を統率すると共に外務大臣の監督の下に諸般の政務を統理するものである。尙また都督は特別の委任に依つて、清國地方官憲との交渉事務をも掌理する。

都督は其の職權又は特別の委任に依つて都督府令を發し、之に禁錮一年以下又は罰金二百圓以内の罰則を附することを得る。尤も緊急の場合に於ては、右の罰則制限を超えた命令を發し得る。尙都督は其の管轄區域内の安寧秩序を保持し、又は鐵道線路の保護及取締を行ふ爲必要と認むるときは、兵力を使用することを得る。

都督府の部内機構としては、民政部及陸軍部の二が置かれる。民政部は軍務行動を除くの外一切の行政事務を掌るものである。

尙關東州内を三區に分ち、各區に民政署が置かれた。民政署長は都督の指揮監督を受け、法律命令を施行し部内の行政事務を管理するものである。民政署長は部内の行政事務に付き、其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に民政署令を發し、之に十圓以内の罰金又は拘留の罰則を附することを得る。尙また民政署長は、管内の靜謐を維持する爲兵力を要する場合に於ては、之を都督に具狀しなければならぬ。乍併、非常急變の場合に際しては、

直に其の附近の守備隊長に出兵を要求することが出来る。

其の後明治四十三年六月勅令第二百八十二號を以て關東都督府官制の改正あり、從來外務大臣の監督下に在つた關東都督は、新に内閣總理大臣の監督を承くることとなつた。尤も外交に關する事項に付ては、從前の通り外務大臣の監督を承くるものである。ところが、其の後大正二年六月勅令第二百二十八號を以てまた關東都督府官制の改正あり、都督は再び全面的に外務大臣の監督を承くることとなつた。

大正六年七月勅令第八十二號を以て關東都督府官制の改正あり、都督は再び内閣總理大臣の監督を承くることとなつた。尙關東都督府に新に警務部が設けられることとなり、之が長たる警務總長には南滿洲駐劄憲兵の長たる陸軍將校を以て之に充てられることになつた。

### (註) 關東都督府官制(明治三十九年勅令第九十六號)

- 第一條 關東州ニ關東都督府ヲ置ク
- 第二條 關東都督府ニ關東都督ヲ置ク
- 都督ハ關東州ヲ管轄シ並南滿洲ニ於ケル鐵道線路ノ保護及取締ノ事ヲ掌ル
- 都督ハ南滿洲鐵道株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 第三條 都督ハ親任トシ陸軍大將又ハ陸軍中將ヲ以テ之ニ充ツ
- 第四條 都督ハ部下軍隊ヲ統率シ外務大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス
- 第五條 都督ハ特別ノ委任ニ依リ清國地方官憲トノ交渉事務ヲ

### 第三章 外地行政機構

#### 掌理ス

- 第六條 都督ハ軍政及陸軍軍人軍屬ノ人事ニ關シテハ陸軍大臣、作戰及動員計畫ニ關シテハ參謀總長、軍隊教育ニ關シテハ教育總監ノ區處ヲ承ク
- 第七條 都督ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ都督府令ヲ發シ之ニ禁錮一年以下又ハ罰金二百圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第八條 都督ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコトヲ得
- 前項ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ外務大臣ヲ經由シテ効



裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ都督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第九條 都督ハ其ノ管轄區域内ノ防備ノ事ヲ掌ル

第十條 都督ハ其ノ管轄區域内ノ安寧秩序ヲ保持シ又ハ鐵道線路ノ保護及取締ヲ行フ爲必要ト認ムルトキハ兵力ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ直ニ外務大臣、陸軍大臣及參謀總長ニ之ヲ報告スヘシ

第十一條 都督ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

第十二條 都督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任文官ノ進退ハ外務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任文官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス

第十三條 都督ハ外務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ叙位叙勳ヲ上奏ス

第十四條 都督ハ所部ノ文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ及奏任官ノ免官ハ外務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏ス

第十五條 都督府ニ都督官房ヲ置ク

都督官房ニ副官一人及秘書官專任一人ヲ置キ機密ニ關スル事務ヲ掌ラシム

副官ハ陸軍佐尉官ヲ以テ之ニ充ツ

秘書官ハ奏任トス

第十六條 都督府ニ民政部及陸軍部ヲ置ク

陸軍部ニ關スル條例ハ別ニ之ヲ定ム

第十七條 民政部ハ軍事行政ヲ除クノ外一切ノ行政事務ヲ掌ル

(中略)

第十九條 關東州ヲ三區ニ分テ各區ニ民政署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ都督之ヲ定ム

(中略)

第二十五條 民政署長ハ都督ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ施行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第二十六條 民政署長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ民政署令ヲ發シ之ニ十圓以内ノ罰金又ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第二十七條 民政署長ハ管内ノ靜謐ヲ維持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ都督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ其ノ附近ノ守備隊長ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得 (以下略)

### 3 關東廳時代

大正八年四月、同年勅令第九十四號を以て關東廳官制(註)が公布せられ、從來の關東都督府官制は廢止された。

右新官制に依り、新に關東州に關東廳が置かれ、之に關東長官が置かれることになつた。關東長官は關東州を管轄し、南滿洲に於ける鐵道線路の警務上の取締の事を掌り、併せて南滿洲鐵道株式會社の業務を監督するものである。

關東長官は親任官であるが、從來の如く其の必ず陸軍大中將より之を任すべき旨の制限は撤廢された。即ち關東長官の文官制が確立したのである。而して之に伴ひ、駐滿軍隊統率の爲に新に關東軍司令官が設けらるゝに至つた。尤も陸軍武官が關東長官に任ぜられたときは、之に關東軍司令官を兼ねしむることを得ることになつてゐる。

關東長官は内閣總理大臣の監督を承けて諸般の政務を統理する。乍併、渉外事項に關しては、外務大臣の監督を承くるものである。尙關東長官が其の職權又は特別の委任に依つて廳令を發し、之に一定の罰則を附し得ること、並に臨時緊急の場合に於ては其の罰則制限を超えた命令を發し得ること等は前に關東都督の場合に説明した通りである。尙關東長官は、其の管轄區域の安寧秩序の保持又は鐵道線路の警護の爲必要ある場合に於ては、關東軍司令官に兵力の使用を請求することを得る。

關東廳の部内機構としては、長官官房の外、民政及外事の二部が置かれた。

尙關東州の地方機構としては、州内を二區に分ち、各區に民政署が置かれた。民政署長は關東長官の指揮監督を承け、法律命令を施行し、部内の行政事務を管理する。民政署長は部内の行政事務に付き、其の職權又は特別の委任に依り管内一般又は其の一部に民政署令を發し、之に五十圓以内の罰金若しくは科料又は拘留の罰則を附することを得る。尙民政署長は管内の靜謐を維持する爲兵力を要する場合に於ては、之を關東長官に具狀しなければならぬ。乍併、非常急變の場合に際しては、直に其の附近の守備隊長に兵力の使用を請求することを得るのである。



其の後昭和四年六月拓務省の新設に伴ひ、關東廳官制の一部改正が行はれた。それは關東長官を新に拓務大臣の監督下に移すべく行はれたものである。尤も此の場合に於ても、涉外事項に關しては、依然として外務大臣の監督を承くるものとされた。

(註) 關東廳官制抜萃 (大正八年勅令第九十四號)

- 第一條 關東州ニ關東廳ヲ置ク
- 第二條 關東廳ニ關東長官ヲ置ク
- 關東長官ハ關東州ヲ管轄シ南滿洲ニ於ケル鐵道線路ノ警務上ノ取締ノ事ヲ掌ル
- 關東長官ハ南滿洲鐵道株式會社ノ業務ヲ監督ス
- 第三條 關東長官ハ親任トス
- 陸軍武官關東長官ニ任セラレタルトキハ之ニ關東軍司令官ヲ兼シムルコトヲ得
- 第四條 關東長官ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス但シ涉外事項ニ關シテハ外務大臣ノ監督ヲ承ク
- 第五條 關東長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ勅令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ二百圓以内ノ罰金若ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第六條 關東長官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リテ發シタル命令ハ發布後直ニ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ關東長官ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第七條 關東長官ハ其ノ管轄區域ノ安寧秩序ノ保持又ハ鐵道線路ノ警護ノ爲必要アルトキハ關東軍司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
- 第八條 關東長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得
- 第九條 關東長官ハ所部ノ職員ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ專行ス
- 第十條 關東長官ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部ノ職員ノ敘位敘勳ヲ上奏ス
- 第十一條 關東長官ハ所部ノ職員ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ保ルモノ及奏任官ノ免官ハ總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏ス
- 第十二條 關東廳ニ長官官房、民政部及外事部ヲ置ク
- 長官官房、民政部及外事部ノ事務ノ分掌ハ關東長官之ヲ定ム
- 第十三條 關東州ヲ二區ニ分チ各區ニ民政署ヲ置ク其ノ位置、

名税及管轄區域ハ關東長官之ヲ定ム

(中略)

- 第二十條 民政署長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ關東長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ施行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス
- 第二十一條 民政署長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ民政署令ヲ發シ之ニ五十圓以内ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

4 關東局の設置

昭和六年滿洲事變の勃發を見るや、我が忠烈勇武なる皇軍の奮戦に依り、瞬く間に張學良軍は關外に放逐されてしまつた。かくして翌昭和七年三月に至り、三千萬民衆の念願は凝つて茲に滿洲國の建設となつて現はれたのである。其の後同年九月、我國は列國に率先して其の獨立を承認し、日滿兩國共存共榮の契は茲に固く結ばれたのである。

唯茲に此の滿洲國の出現を見ると共に、當然問題となつて來るのは、我が在滿出先機關の整備の問題であつた。即ち當時滿洲に於ては、軍部、外務出先官憲、關東廳の機構が存在し、加ふるに滿鐵の附屬地に對する行政權を有するあり、所謂四頭政治が相錯綜して頗る複雑怪奇な様相を呈してゐた。そこで之を何とか早急に統合して、我が對滿國策に齊一性を與へたいといふことは、早くより我が政府に於て目論まれた所であつた。乍併、事は必ずしも順調には運ばなかつた。かくして問題は幾度か混迷の間に彷徨せざるを得なかつた。然し結局それは辿るべき所に辿りついて

- 第二十二條 民政署長ハ管内ノ警備ヲ維持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ關東長官ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ其ノ附近ノ守備隊長ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
- 第二十三條 民政署長ハ所部ノ職員ヲ監督シ判任官ノ進退ヲ關東長官ニ具狀ス

(以下略)



新機構の出現を見るに至つた。蓋しそれは歴史的必然を以て説明せらるべきものであらう。即ち現地に於ては關東局が設置せられて對滿行政の一元的運営が成ると共に、中央に於ては新に對滿事務局が設置せられて其の事務を統理することになつたのである（第二章第三節對滿事務局の設置参照）。

かくして關東局は昭和九年十二月、同年勅令第三百四十八號關東局官制（註）の公布に依り、其の輝かしき一步を踏み出した。而してそれは在滿洲國大使館に設置され、（一）關東州廳の監督其の他關東州に於ける政務の管理、（二）特に定むるものを除くの外南滿洲鐵道附屬地の行政の管理、（三）南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社の業務の監督を掌るものである。而して右關東局の事務を統理するものは、滿洲國駐劄特命全權大使である。而して之に付ては大使は、内閣總理大臣の監督を承けることになつてゐるが、それは中央機關たる對滿事務局が内閣總理大臣の管理に屬することになつてゐるとの相照應するものである。尤も大使は涉外事項に關するものに付ては、外務大臣の監督を承くることになつてゐる。尙大使は實際問題として關東軍司令官たるものが之を兼ねることになつて居り、結局軍部、外交機關、關東州統治機關が一元化されたことになるのである。

大使は上述關東局の所掌事項を統理するに付き、職權又は特別の委任に依り命令を發し、之に一年以下の懲役若しくは禁錮、二百圓以下の罰金、拘留又は科料の罰則を附することを得る。尤も安寧秩序を保持する爲事緊急を要する場合に於ては、右の制限を越ゆる罰則を附した命令を發することを得る。尙大使は關東州及南滿洲鐵道附屬地の安寧秩序を保持する爲必要あるときは、當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得る。

關東局の部内機構は官房の外、司政、警務、監理の三部より成つてゐる。尙警務部長の任用に付ては、昭和九年勅令第三百七十八號を以て特別任用の道が開かれてゐる。即ち關東憲兵隊の司令官たる陸軍將官は、文官任用令に規定

する資格を有せざるも、關東局警務部長に特に之を兼任することを得と規定された。之當時所謂現地警務機關の憲兵警察化として、警察當局の間に猛烈な反對を呼んだ憲兵司令官の警務部長兼任の問題である。

尙關東州の現地に於ては、關東局の下部機構として關東州廳が置かれた。關東州廳の長は關東州廳長官であり、それは大使の指揮監督を承けて關東州内の行政事務を管理するものである。關東州廳長官は其の職權又は特別の委任に依り命令を發し、之に三月以下の懲役若しくは禁錮、百圓以下の罰金、拘留又は科料の罰則を附することを得る。尙關東州廳長官は其の管内の安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは、之を大使に具狀しなければならぬ。尤も非常急變の場合に際しては、直に當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得る。

尙關東州廳の部内機構は、官房の外、内務及警察の二部となつてゐる。

關東州は更に之を五區に分ち、各區に民政署が置かれた。民政署長は關東州廳長官の指揮監督を承け、部内の行政事務を管理し、部下の職員を指揮監督するものである。尤も此の民政署長は警察權を有せず、警察機關としては民政署の外、別に警察署が置かれた。

其の後昭和十二年に至り、滿鐵附屬地の行政權は之を滿洲國に返還せらるることになつた。之に伴ひ、關東局官制の一部改正が行はれ、其の所掌事項中「滿鐵附屬地ニ於ケル行政ノ管理」なる文字が削除された。同時に其の部内機構に於ても、従來の三部制より警察部が廢止されて新に二部制となつた。蓋し關東州内に於ける警察のみとなれば敢て之が爲特に一部を存するの要なきを以てである。尙これと同時に、其の制定當時に大に問題となつた關東局警務部長の特別任用の勅令も廢止された。

尙現地關東州の行政機構に付ても、其の後若干の變遷があつた。即ち其の部内機構に付ては、昭和十二年十一月從



來の内務及び警察の二部制は、新に内務、財務、土木、警察の四部機構に改められた。そして其の後財務部は、經濟部と其の名稱を改めた。尙右の昭和十二年十二月の機構改正と時を同じうして、地方機構の上に於ても若干の改正が行はれた。即ち従來關東州は之を五民政區に分たれてゐたのが、新しくは大連市と五民政區に分たれるに至つた。其の後更に旅順市を増し、現在は二市五民政區といふ状態である。而して市は自治體であると共に行政區劃であつて、市長は關東州長官の指揮監督を承け、部内の行政事務を管理し、部下の職員を指揮監督するものである。

(註) 關東局官制沿革 (昭和九年勅令第三百四十八號)

- 第一條 在滿洲國大使館ニ關東局ヲ設置ス
- 第二條 關東局ハ左ノ事務ヲ掌ル
  - 一 關東州廳ノ監督其ノ他關東州ニ於ケル政務ノ管理
  - 二 特ニ定ムルモノヲ除クノ外南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ管理
  - 三 南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社ノ業務ノ監督
  - 三條 滿洲國駐劄特命全權大使ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ關東局ノ事務ヲ統理ス但シ渉外事項ニ關スルモノニ付テハ外務大臣ノ監督ヲ承ケ
  - 第四條 大使ハ第二條ノ權限ヲ行フニ付職權又ハ特別ノ委任ニ依リ命令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、二百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
  - 第五條 大使ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコトヲ得
  - 前項ノ規定ニ依リテ發シタル命令ハ發布後直ニ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ大使ハ直ニ其ノ命令ヲ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
  - 第六條 大使ハ關東州及南滿洲鐵道附屬地ノ安寧秩序ヲ保持スル爲必要アルトキハ當該地方ノ陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
  - 第七條 大使ハ第二條ノ權限ヲ行フニ付所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
  - 第八條 大使ハ第二條ノ權限ニ屬スル事項ヲ行フ爲ノ所部職員ヲ統督シ委任官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官ノ進退ハ之ヲ專行ス但シ關東州廳ニ屬スル判任官ノ進退ハ

關東州廳長官ノ具狀ニ依リ之ヲ行フ

- 第九條 大使ハ内閣總理大臣ヲ經テ前條ニ規定スル所部職員ノ綏位變動ヲ上奏ス
- 第十條 關東局ニ官房及左ノ三部ヲ置ク
  - 司政部
  - 警務部
  - 監理部
- 官房及各部ノ事務ノ分掌ハ大使之ヲ定ム
- 第十一條 關東州ニ關東州廳ヲ置ク
- 關東州廳ニ官房、内務部及警察部ヲ置ク
- 官房及各部ノ事務ノ分掌ハ大使之ヲ定ム
- 第十二條 關東州ヲ五區ニ分テ各區ニ民政署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ大使之ヲ定ム
- 第十三條 關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ警察署及消防署ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ大使之ヲ定ム
- (中略)
- 第十七條 關東州廳長官ハ關東州廳ノ長ト爲リ大使ノ指揮監督ヲ承ケ關東州内ノ行政事務ヲ管理ス
- 第十八條 關東州廳長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ命令ヲ發シ之ニ三月以下ノ懲役若ハ禁錮、百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第十九條 關東州廳長官ハ其ノ管内ノ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ大使ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方ノ陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
- 第二十條 關東州廳長官ハ所轄官廳ノ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得
- 第二十一條 關東州廳長官ハ所部職員ヲ指揮監督シ判任官ノ進退ヲ大使ニ具狀ス
- (中略)
- 第二十六條 民政署長ハ第十四條第一項ノ事務官又ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ關東州廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ行政事務ヲ管理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
- (以下略)

5 大東亞省設置に伴ふ關東局官制の改正

昭和十七年十一月一日、同年勅令第七百七號を以て、大東亞省官制が公布され、大東亞大臣は新に關東局の事務を



統理することゝなつた。尙之に伴ひ對滿事務局官制の廢止されたことは謂ふ迄もない。要するに大東亞省の出現に依り關東局の事務を統理する大臣が、内閣總理大臣から大東亞大臣に變つたのである。蓋し關東州は曩にも述べたるが如く其の占むる地位に依り、他の外地の如く之を内地との一體性に於て觀るよりも、寧ろ大東亞圏に於ける我が外延との關聯性に於て之を觀るを至當とするからである。

尙之と關聯して關東局官制にも改正が行はれ、滿洲國駐劄特命全權大使は新しく「大東亞大臣ノ監督ヲ承ケ關東局ノ事務ヲ統理ス」ることになつた。而して從來と異り、其の涉外事項に關するものに付ても、大使は一元的に大東亞大臣の監督を承けることになつた。右は大東亞大臣が廣く涉外事務に付ても權限を有するを以てである。尙今回の改正は、唯大使の監督系統が變つたといふだけの事で、現地の行政機構等に付てはさしたる變化なく、唯關東州廳が從來内務・經濟・土木・警察の四部制であつたものが、新しくは土木部が廢せられて三部制となつた點が注意される。

## 二 關東州に於ける自治行政機構の變遷

關東州に於ける現行自治制度は、市制及び會制の二種である。而して市制は之を大連及旅順の兩市街地に、又會制は之を其の他の地域に施行し、全管内は之を二市六十九會に分たれてゐる。右は何れも清露時代に於ける制度の發達變遷したものであるが、今左に簡單に其の變遷の跡を辿つて見よう。

一 沿革 明治三十七年日露の國交破るゝや、先づ駒を關東州に進めた我軍は、逸早く其の占領地域に軍政署を開設したことは既に述べた所である。然るに、當時各其の軍政署の管内は、行政上の諸施設頗る複雑を極めるものがあ

つたので、軍は更に其の管内に數箇の民務所を設けしめ、住民中の名望ある者を選任して之が長たらしめた。而して其の下に會・村・屯長を置くこととし、清露時代の舊例を參酌して以て我が軍政の徹底を期した。而して會は恰も我が内地の村に相當し、村及屯は略々大字に類似するものである。

其の後遼東守備軍時代に入るや、上述の民務所は之を廢止し、會長・村長等の職務を明定して以て地方行政の整備を圖る所があつた。乍併、之等は何れも我が軍政の徹底を圖る爲の手段として取られたものに過ぎないのであつてそれは固より地方自治團體として見らるべきものではなかつた。

其の後平和の克復に伴ひ、關東州の地の我が租借地となるや、邦人にして同地に移住する者が頗る多くなつた。特に大連及旅順の二箇所は我が施政當初より既に市街地として發達し、幾許もなくして邦人の大集團が形成さるゝに至つた。乍併、當時戦後日尙淺く、未だ自治團體を組織するまでの域には達しなかつた。其の後此等の地域には、我が軍憲監督の下に、單に汚物掃除其の他の事務を處理する爲めの公共團體的の組織を見るに至つたのであるが、關東都督府は明治四十二年二月衛生組合規則を定めて、大連、旅順及金州の市街地に施行するに至つた。右衛生組合は、民政署長が必要と認むる區域に設置せしむるもので、汚物掃除、清潔方法其の他傳染病の豫防、救治等公衆衛生に關する事務を擔當するものである。當時衛生組合は市民唯一の公共機關で、選舉に依り委員を擧ぐる等略々自治體の形態を具へたが、其の管掌する事務は僅に衛生事務の一部に過ぎなかつた。當時は尙施政草創の際のことゝて素より施設の完全は期し得なかつたが、旅順及大連の市街地に於ては別に實業會、町内會、聯合會等諸種の私設團體が年を逐うて簇生し、漸く弊害を招來して來た。一面又戦後一時に蝟集して去來常なく土着心に乏しかつた關東州内の邦人も、環境の安定に伴つて漸次居住地に對する愛着心を生じ、自ら公共的思想の發達を醸成するものがあつた。かくして大



連市民中には、全市の各團體を統一して一團と爲し、團結融合の實を擧ぐる爲めに市の設置方を建議する者を生ずるに至つた。

關東都督府は此の趨勢に鑑み、大正四年九月大連及旅順市規則を制定し、從來の衛生組合を廢止したのである。而して市の執行機關は市長で、市會が推薦する三人の候補者中より都督が之を選任し、其の任期は四年である。市の議決機關としては市會を置き、市會は半数官選、半数民選の市會議員を以て組織された。市會議員の定員は大連市が三十人、旅順市が十六人で、當分の内其の半数は民政署長が之を選任し、他の半数は其の市に住所を有する學識名望者に付き民政署長の選任した議員が之を選挙した。而して其の就任には何れも民政署長の認可を必要とした。市會は市長を以て議長とし、市長に事故あるときは助役が其の職務を代行した。尙市參事會の制はなかつたが、市會議員の互選を以て常設委員を設置し、市會の議決に依つて市會の權限に屬する一部輕易な事項を委任して、市參事會類似の權限を行はしめた。市の事務は市の前身たる衛生組合より繼承した公衆衛生に關する施設の外、特に指定した小學校、公學堂の普通教育に關する事務等、極めて小範圍の事務を掌理するに過ぎないものであるが、從前の衛生組合に比すれば其の公共的事業の範圍は著しく擴張せられた。尤も之を内地の自治體に比すれば、頗る特異のものであるが、元來本制度は地方實際の便宜に適合せしめたもので、一般市民の自治的思想の向上を待望した過渡的の制度に過ぎないのである。

會制度に關しては、關東都督府時代の末期に至るまでに、幾分會村地域の分合變更を行つた外、依然舊態を踏襲して成文の規定を設くるには至らなかつた。乍併、地方の慣習を參酌して、始政以來常に警察官吏監督の下に、會住民をして地方公共事務に就き自治的に演練せしめた。其の結果、教育機關の増設、苗圃の設置其の他産業の獎勵等地方開發は漸次其の面目を改むるに至つた。乍併、其の指導は頗る區々で統一を缺き、從つて其の發達も亦思ふに任せぬものがあつたので、進んで制度を確立し、之が統一改善を圖るの必要が痛感さるゝに至つた。乍併、會の實狀は直に内地同様の自治制度を施行するには尙時期が早かつたので、大正八年二月普く内外地の諸制度を參酌した上、會行政準則及其の附屬諸規則を制定し、以て會行政の整備刷新を圖つたのである。即ち會に會長を置き、民政署長又は同支署長の指揮監督を承けて官治行政の補助を爲さしめると共に、自治機關としての會務を處理せしめ、特別の事情ある場合には副會長を置き、會長事故あるときは副會長又は上席書記をして代理せしめることにした。會の下に小行政区劃として街・屯を置いた。街・屯には處務上の便宜の爲め街・屯長を置き、會長の職務を補助執行せしめた。街・屯長の下には其の代理者若しくは區長を置き、會長又は街・屯長の補助機關とし區内に於ける所定の事務を處理せしめた。會長及書記は有給吏員とし、街・屯長及其の代理者等は名譽職とし、總て民政署長又は同支署長が之を任免することとした。會には諮問機關の如き別段の組織がなく、街・屯長會を以て之に充てた。即ち街・屯長は一面に於て會長の補助機關であると共に、他面に於ては街・屯長會員として會長の諮問機關と爲り、會の自治行政に關する特定の事項に就き、會長の諮問に應じて民意の暢達に努めた。會の事務は教育施設を主とし、其の他勸業、警備、土木、衛生、救護、屠獸場及市場の經營等諸種の公共的事務であつた。

二 現勢 現在關東州の自治行政機構としては、市及會の二つである。而して現在の市制(註二)は、大正十三年五月同年勅令第三百十號を以て公布された關東州市制を基本とするものである。右大正十三年制定の市制は從前のものに比し、市の自治性を著しく擴充したものであるが、其の從來のものとの差異の重なるものを擧ぐれば、(一)市を法人としたこと、(二)市の事務の制限を撤廢したこと、(三)市會議員の選出方法を改善したこと、(四)市會に新に議長及



副議長を置いたこと、(五)市参事會を新設したこと、(六)市助役の選任方法を改め且任期を設けたこと、(七)収入役を新設したこと、(八)區長及其の代理者を置くことを認めたこと、(九)市の公益に關して市會より意見書を提出し得ることを認めたこと、(十)市の起債權を認めたこと、(十一)市税の強制徵收權を認めたこと等で、特別の事情あるものを除く外は大體内地の市制に則つたものである。

市の執行機關は市長であるが、市長は市會が選舉推薦した候補者三人中より大使が選任するものとし、其の任期は四年である。市は處務上の便宜の爲めに區を劃して區長及其の代理者を置き、又臨時若しくは常設の委員を置くことが出来る。區長及其の代理者は市の住民中より、委員は市會議員、名譽職参事會員又は市住民中選舉權を有する者の中より市會が之を選舉するのである。

市の議決機關は市會及市参事會である。市會は大使の定むる所に依り選舉された市會議員及選任された市會議員を以て組織する。市會に議長及副議長を置き、市會に於て議員中より之を選舉し其の任期は議員の任期と同じである。市會は市に關する事項及法律、勅令に依り其の權限に屬する事項を議決し、大體内地の市制に準じてゐる。議決事項の概目を擧げると、(一)市規則を設け又は改廢すること、(二)歳入歳出豫算を定むること、(三)決算報告を認定すること、(四)法令に定むるものを除く外使用料、手数料、市税又は夫役現品の賦課徵收に關すること、(五)不動産の取得、管理及處分に關すること、(六)基本財産及積立金等の設置、管理處分に關すること、(七)歳入歳出豫算を以て定むるものを除く外新に義務を負担し及權利の拋棄を爲すこと、(八)財産及營造物の管理方法を定むること、但し法令に規定あるものは此の限りでない、(九)吏員の身元保證に關すること、(十)市に係る訴訟及和解に關することの十項目以上の外市に關する重要な事項となつてゐる。

市参事會は、市長、助役及名譽職参事會員を以て之を組織する。市参事會は市長を以て議長とし、市長に故障あるときは市長代理者が之を代理する。市参事會の職務權限は、市會の委任事項を議決し又市會に提出する議案を審査する等の外、法令に依り市参事會の權限に屬する事項等であつて、大體内地の市制に準じたものである。

大正十三年勅令第三百十號を以て公布せられた關東州市制は、右に述べた如く内地の市制に酷似したものであつて自治性の頗る強いものである。乍併、其の後同制實施の跡に徴するに、關東州に於てはかゝる制度が必ずしも其の實情に適するものに非ざることが實證され、市の理事機關の構成に於て大改正が加へられた。即ち従來の制度に於ては市長は市會の選舉したる市長候補者三人中に就き、關東長官が之を選任することとなつて居り、また助役及収入役は市長の推薦に依り市會が之を定め、市長在らざるときは市會に於て之を選挙し、何れも關東長官の認可を受くべきものとなつてゐた。而して市長及助役は原則として名譽職、収入役は有給吏員とせられ、其の任期は何れも四年であつた。然るに改正法は此の點に大修正を加へ、市長をして純然たる國家の官吏たらしめた。即ち此の點に於て、従來の市會の組織的權限は大に縮減された譯である。尙また収入役及副収入役は、官吏又は吏員の中から市長が之を命ずることになつた。要するに自治體たる市の理事機關に、官吏が充てられることになつたのである。尙之と同時に、市長の市會及市参事會に對する關係が、頗る強權的なものとなつたことが注目される。

次に會であるが、それは大正十四年六月、勅令第二百三十八號を以て公布された關東州會制(註二)に依るものである。同會制の主眼とする所は(一)會の法人格を認めたこと、(二)會長の諮問機關として協議會を新設したこと、(三)會計員を新設したこと、(四)街・屯長の代理者として副街・屯長を新設したこと、(五)會組合を置くことを認めたこと、(六)起債權を認めたこと、(七)會税其の他諸收入の強制徵收の方法を定めたこと、(八)會計其の他に關して詳細



な規定を設けたこと等である。

會の執行機關は會長である。會長は有給で關東州廳長官が之を任免する。會長の補助機關として有給の會計員、書記及書記補等があるが、此等は總て民政署長が任免する。特別の事情ある會には有給の副會長一人を置くことが出来る。又民政署長は特別の事情ある會には専任の會計員を置かず、會長又は副會長をして會計員の事務を兼掌せしむることが出来る。會吏員は有給を以て原則とするが、會長及副會長は之を名譽職とすることが出来る。會長、副會長、會計員の任期は共に三年である。又會の行政區劃である街・屯には街・屯長及副街・屯長を置き、民政署長が之を選任する。街・屯長及副街・屯長は名譽職で、其の任期は三年である。

會長の諮問機關として會に協議會がある。民政署長の選任する協議會員及會長を以て之を組織する。協議會員の定員は其の會の現住人口を標準として之を定める。即ち人口五千未満の會は八人、五千以上一萬未満の會は十二人、一萬以上二萬未満の會は十六人、二萬以上の會は二十人である。協議會員は名譽職で、其の任期は三年である。協議會は會長を議長とし、會長に故障あるときは其の職務を代理する者が之を代理する。協議會に諮問すべき事項の概目を擧ぐれば、(一)歳入歳出豫算を定むること、(二)法令に定むるものを除く外使用料、手数料、會税及夫役現品の賦課徴収に關すること、(三)會借入金に關すること、(四)不動産の取得及處分に關すること、(五)基本財産及積立金等の設置、管理及處分に關すること、(六)歳入歳出豫算を以て定むるものを除く外新に義務を負擔し及權利の拋棄を爲すこと、(七)會規則を設け又は改廢すること、(八)會に係る訴訟及和解に關することの八項目及以上の外會に關する重要な事項である。其の諮問機關たるに止まり議決機關に非ざる點に於て、自治性の稀薄なることが看取される。右の外、一種の地方團體と目すべきものに明治四十年勅令第四十八號關東州地方費令(註三)に依る關東州地方費が

ある。同地方費は滿洲國駐劄特命全權大使の管理に屬し、教育・衛生・勸業等の費用を支辨する爲めに、地方税・夫役現品・使用料・手数料の賦課徴収を爲し、又寄附・補助を爲すことを得るものである。これには議決機關も諮問機關もないから、自治團體と謂ふことは出来ないが、ともかく一種の地方團體であることは間違ひない。

(註一) 關東州市制抜萃

- 第一條 市ハ法人トス官ノ監督ヲ受ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務及法令ニ依リ市ニ屬スル事務ヲ處理ス
- 第二條 市ノ廢置、名稱及區域ハ國ノ行政區劃タル市ノ廢置・名稱及管轄區域ニ依ル
- 第三條 市内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ市住民トシ市住民ハ本令ニ依リ市ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ市ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ
- 第四條 市住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スルモノハ市ノ選舉ニ參與シ市ノ名譽職ニ選舉セラルル權利ヲ有シ市ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ但シ貧困ノ爲公費ノ救助ヲ受ケタル後二年ヲ經サル者、禁治産者、準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者
- 二 獨立ノ生計ヲ營ム者
- 三 二年以來其ノ市住民タル者
- 四 二年以來其ノ市ノ直接市税ヲ納ムル者

市ハ市會ノ議決ヲ經テ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得  
家督相続ニ依リ財産ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ財産ニ付被  
相続人ノ爲シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納税ト看做ス  
第五條 前條第一項ニ規定スル市住民其ノ要件ノ一ヲ闕キ又ハ  
同項但書ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ同項ノ權利義務  
ヲ失フ

前條第一項ニ規定スル市住民市税滞納處分ヲ受ケタルトキハ  
其ノ處分中同項ノ權利義務ヲ停止ス破産ノ宣告ヲ受ケタルト  
キハ其ノ確定シタル時ヨリ復權ノ決定確定スルニ至ル迄、六  
年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ時ヨリ  
其ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同  
シ  
陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(未タ入營セサル者及歸休下  
士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條  
第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ  
之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ並ニ志  
願ニ依リ國民軍ニ編入セラレタル者ハ市ノ公務ニ參與スルコ  
トヲ得ス



第六條 市ハ市住民ノ權利義務又ハ市ノ事務ニ關シ市規則ヲ設クルコトヲ得

市規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第七條 市會ハ大使ノ定ムル所ニ依リ選舉シタル市會議員及選任シタル市會議員ヲ以テ之ヲ組織ス

選任ニ依ル市會議員ノ定數ハ選舉ニ依ル市會議員ノ定數ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

市會議員ノ定數ハ通シテ十六人以上四十四人以下ノ範圍内ニ於テ選舉ニ依ル者及選任ニ依ル者ニ付大使之ヲ定ム

市會議員ハ名譽職トス

市會議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第八條 第四條第一項ニ規定スル市住民ハ市會議員ノ選舉權ヲ有ス但シ第五條ノ規定ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 選舉權ヲ有スル者ハ被選舉權ヲ有ス但シ左ニ掲クル者ニシテ在職中ノモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 關東州廳ノ官吏及有給職員
- 二 其ノ市ノ官吏及有給職員
- 三 判官、檢察官、警察官吏及稅務官吏
- 四 小學校及公學堂ノ職員

市ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員、役員及支配人ハ被選舉權ヲ有セ

前項ノ役員トハ取締役、監査役及之ニ準スヘキ者並清算人ヲ

第十條 市會ハ市ニ關スル左ノ事項及法令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事項ヲ議決ス

一 市規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

二 歳入歳出豫算ヲ定ムルコト

三 決算報告ヲ認定スルコト

四 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、市稅又ハ夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト

五 市債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコト但シ第二十九條第二項ノ借入金ヲ除ク

六 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

七 不動産ノ管理及處分ニ關スルコト

八 繼續費ヲ定メ又ハ變更スルコト

九 特別會計ヲ設クルコト

十 歳入歳出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ拋棄ヲ爲スコト

市長必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲クル事項ノ外市ニ關スル事項ヲ市會ノ議決ニ付スルコトヲ得

第十一條 市會ハ其ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ヲ市參事會ニ委任スルコトヲ得

市會ハ市ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ市長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得

市會ハ市ノ公益ニ關スル事項ニ付意見書ヲ市長又ハ監督官廳

ニ提出スルコトヲ得

ニ提出スルコトヲ得

市會ハ行政廳ノ諮問アルトキハ意見ヲ答申スヘシ

市會ノ意見ヲ徵シテ處分ヲ爲スヘキ場合ニ於テ市會成立セス

招集ニ應セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ市會ヲ招集スルコト能

ハサルトキハ當該行政廳ハ其ノ意見ヲ俟タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 市會ハ議員中ヨリ議長及副議長一人ヲ選舉スヘシ

議長及副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十三條 市會ハ會議規則及傍聽人取締規則ヲ設ケヘシ

會議規則ニハ本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ市會ノ議決ニ依リ五日以内出席ヲ停止スル規定ヲ設クルコトヲ得

第十四條 市ニ市參事會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 市長
- 二 副市長
- 三 名譽職參事會員

名譽職參事會員ハ六人トシ市會ニ於テ市會議員中ヨリ之ヲ選舉スヘシ

名譽職參事會員ノ任期ハ市會議員ノ任期ニ依ル但シ市會議員ノ任期滿了ノ場合ニ於テハ後任名譽職參事會員選舉ノ日迄在任ス

市參事會ハ市長ヲ以テ議長トシ市長故障アルトキハ市長代理者之ヲ代理ス

第三章 外地行政機構

第十五條 市參事會ノ職務權限左ノ如シ

一 市會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ其ノ委任ヲ受ケタルモノヲ議決スルコト

二 市會閉會中市會ノ權限ニ屬スル事項ニシテ輕易ナルモノヲ市會ニ代リテ議決スルコト

三 市會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキ市會ノ權限ニ屬スル事項ヲ市會ニ代リテ議決スルコト

四 訴訟及和解ニ關スル事項ヲ議決スルコト

五 其ノ他法令ニ依リ市參事會ノ權限ニ屬スル事項

前項第二號ノ規定ニ依リ市參事會ニ於テ議決スヘキ事項ハ市會ノ議決ヲ經テ市長之ヲ定ム

第十六條 第三項乃至第五項ノ規定ハ市參事會ニ之ヲ準用ス

第十七條 市長ハ市ヲ統轄シ市ヲ代表ス

第十八條 市長ハ市ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ市ノ官吏又ハ吏員ニ委任シ又ハ臨時代理セシムルコトヲ得

第十九條 市ニ收入役一人ヲ置ク但シ大使必要アリト認ムルトキハ副收入役ヲ置クコトヲ得

收入役及副收入役ハ官吏又ハ吏員ノ中ヨリ市長之ヲ命ス

收入役ハ市ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ第十九條ノ事務ニ關スル國及關東州地方費、市其ノ他ノ公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラ

二八九



副収入役ハ収入役ノ事務ヲ補助シ収入役故障アルトキ之ヲ代理ス副収入役數人アルトキハ豫メ市長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス  
市長ハ収入役ノ事務ノ一部ヲ副収入役ニ分掌セシムルコトヲ得

(中略)

第二十一條 市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ市長ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ直ニ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ爲シタル市會又ハ市參事會ノ議決又ハ選舉仍其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルトキハ市長ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決又ハ選舉ヲ取消スヘシ

第二十一條ノ二 市會又ハ市參事會ノ議決明ニ公益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ市長ハ直ニ監督官廳ノ指揮ヲ請フコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ爲シタル市會又ハ市參事會ノ議決仍明ニ公

益ヲ害シ又ハ市ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルトキハ市長

ハ監督官廳ノ指揮ヲ請フヘシ

第二十一條ノ三 市會成立セサルトキ、會議ヲ開クコト能ハサルトキ又ハ市長ニ於テ市會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ市會ノ權限ニ屬スル事項ヲ市參事會ノ議決ニ付スルコトヲ得

市參事會成立セサルトキ又ハ會議ヲ開クコト能ハサルトキハ市長ハ監督官廳ノ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スヘキ事項ヲ處分スルコトヲ得

市會若ハ市參事會ニ於テ其ノ議決スヘキ事項ヲ議決セサルトキ又ハ第二十一條ノ制定ニ依リ市會若ハ市參事會ノ議決ヲ取消シタルトキハ前項ノ例ニ依ル

前項ノ規定ニ依ル處置ニ付テハ市長ハ次回ノ會議ニ於テ之ヲ市會又ハ市參事會ニ報告スヘシ

第二十一條ノ四 市參事會ニ於テ議決スヘキ事項ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ市參事會成立セサルトキ又ハ市長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルトキハ市長ハ之ヲ專決處分シ次回ノ會議ニ於テ其ノ處分ヲ市參事會ニ報告スヘシ

第二十一條ノ五 市會及市參事會ノ權限ニ屬スル事項ノ一部ハ其ノ議決ニ依リ市長ニ於テ專決處分スルコトヲ得

(中略)

第二十三條 收益ノ爲ニスル市ノ財產ハ基財產トシテ之ヲ維持スヘシ

市ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ積立金ヲ爲スコトヲ得

第二十四條

市ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得

市ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第二十五條 市ハ其ノ公益上必要アルトキハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 市ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ市ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

市ハ其ノ財產ヨリ生スル收入、使用料、手数料、過怠金其ノ他法令ニ依リ市ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ市税及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第二十七條 市税、使用料及手数料ニ關スル事項ニ付テハ法令ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外市規則ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第二十八條 市税其ノ他市ニ屬スル徵收金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ徵收金ハ關東局ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第二十九條 市ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、舊債償還又ハ天災事變ノ爲必要アル場合ニ限リ市債ヲ起スコトヲ得

市長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲市參事會ノ議決ヲ經テ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第三十條 市ハ毎會計年度歲入歳出豫算ヲ調整スヘシ

市ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第三十條ノ二 市費ヲ以テ支辨スル事項ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得

第三十條ノ三 市ハ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第三十一條 市ノ支拂金ノ時効ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル

第三十一條ノ二 決算ハ翌年度ノ通常豫算ヲ議スル會議迄ニ之ヲ市會ニ報告スヘシ

第三十二條 市ハ第一次ニ於テ關東州廳長官、第二次ニ於テ大使ヲ監督ス

監督官廳ハ市ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

上級監督官廳ハ下級監督官廳ノ市ノ監督ニ關シテ發シタル命令又ハ爲シタル處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第三十三條 大使ハ市會ノ解散ヲ命スルコトヲ得

市會解散ノ場合ニ於テハ三月以内ニ議員ヲ選舉及選任スヘシ

第三十四條 市ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ關東州廳長官ハ理由ヲ示シテ其ノ費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得

關東州廳長官ハ市ノ豫算中不適當ト認ムルモノアルトキハ大使ノ指揮ヲ請ヒ之ヲ削減スルコトヲ得

(中略)



第三十七條 市ハ左ノ各號ノ事項ニ付テハ大使ノ認可ヲ受クヘシ

一 市債ヲ起シ並ニ起債ノ方法、利率及償還ノ方法ヲ定メ又ハ變更スルコト但シ借入額ノ減少、利率ノ低減、償還年限ノ短縮若ハ繰上償還ヲ爲シ又ハ既定ノ償還年限ヲ延長セス且利率ヲ高メスシテ借替ヲ爲ス場合及第二十九條第二項ノ借入金ヲ爲ス

二 市税ニ關スル市規則ヲ設ケ又ハ改廢スル

第三十八條 市ハ左ノ各號ノ事項ニ付テハ關東州廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 前條第二號ノ市規則以外ノ市規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト  
二 不動産ノ處分ニ關スルコト但シ公用又ハ公共ノ用ニ供スル場合ヲ除ク  
三 基本財産及特別基本財産ノ處分ニ關スルコト  
四 積立金ノ目的外ノ處分ニ關スルコト  
五 寄附又ハ補助ヲ爲スコト

第三十九條 監督官廳ノ認可ヲ要スル事項ニ付テハ監督官廳ハ認可申請ノ趣旨ニ反セスト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ認可ヲ與フルコトヲ得

第四十條 關東州廳長官ハ其ノ認可ヲ要スル事項中輕易ナルモノニ限り大使ノ定ムル所ニ依リ認可ヲ受ケシメサルコトヲ得  
(以下略)

(註二) 關東州會制拔萃 (大正十四年勅令第三百三十八號)

第一條 會ハ法令ニ依リ會ニ屬セシメタル事務ヲ處理ス  
第二條 會ハ從來ノ名稱及區域ニ依ル  
會ノ廢置分合並名稱及境界ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ關係アル市又ハ會ノ意見ヲ徵シ滿洲國駐劄特命全權大使之ヲ定ム  
第三條 會ニ會長ヲ置ク關東州廳長官之ヲ任免ス  
會長ハ會ノ事務ヲ擔任シ會ヲ代表ス  
會ニハ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依リ會吏員ヲ置クコトヲ得

第四條 會長ノ諮問ニ應セシムル爲メ會ニ協議會ヲ置ク  
協議會ハ會長及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス  
協議會員ノ定員ハ八人以上二十人以下ノ範圍内ニ於テ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依ル

第五條 會長ヲ以テ議長トス  
議長ハ會長ヲ以テ議長トス  
第六條 會長ハ會ニ關スル左ノ事項ヲ協議會ニ諮問スヘシ但シ急務ヲ要シ協議會ニ諮問スル暇ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 歳入歳出豫算ヲ定ムルコト  
二 法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、會稅及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スルコト  
三 第十四條第一項ノ借入金ニ關スルコト  
四 不動産ノ取得及處分ニ關スルコト  
五 基本財産及積立金等ノ設置、管理及處分ニ關スルコト

六 歳入歳出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ヲ負擔シ及權利ノ拋棄ヲ爲スコト

七 會規則ヲ設ケ又ハ改廢スルコト

八 會ニ係ル訴訟及和解ニ關スルコト  
會長ハ必要ト認ムルトキハ前項各號ニ掲クル事項ノ外會ニ關スル事項ヲ協議會ニ諮問スルコトヲ得

第六條 協議會員ハ會ニ住所ヲ有スル者ノ中ヨリ民政署長之ヲ選任ス  
協議會員ハ名譽職トス  
協議會員ノ任期ハ三年トス但シ補闕協議會員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

第七條 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ民政署長ハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ解任スルコトヲ得  
第八條 會長其ノ他ノ會吏員ハ法令ノ定ムル所ニ依リ國ノ事務ヲ掌ル  
前項ノ事務ヲ執行スル爲メ要スル費用ハ會ノ負擔トス但シ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 會ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得  
會ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得  
第十條 會ハ其ノ必要ナル費用及法令ニ依リ會ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ

第三章 外地行政機構

會ハ其財産ヨリ生スル收入、使用料、手数料其ノ他會ニ屬スル收入以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルトキハ會稅及夫役現品ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第十一條 會稅其ノ他會ニ屬スル徵收金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得  
前項ノ徵收金ハ關東廳ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

第十二條 會稅、使用料、手数料及夫役現品並其ノ賦課徵收ニ關スル事項ハ關東州廳長官之ヲ定ム  
第十三條 會ハ法令ニ定ムルモノヲ除クノ外會稅、使用料及手数料ニ關スル事項ニ付テハ民政署長ノ認可ヲ受ケ會規則ヲ以テ之ヲ規定スヘシ

第十四條 會ハ永久ノ利益ト爲ルヘキ事業、舊債償還又ハ天災事變ノ爲メ必要アル場合ニ限り關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ借入金ヲ爲スコトヲ得  
會長ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スヘキ一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得

第十五條 會ハ毎會計年度歳入歳出豫算ヲ調製シ民政署長ノ認可ヲ受クヘシ  
會ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル

第十六條 會ノ支拂金ノ時效ニ付テハ政府ノ支拂金ノ例ニ依ル



第十七條 民政署長ハ會ノ事務ノ一部ヲ共同處理セシムル爲必  
要アリト認ムルトキハ關東州廳長官ノ認可ヲ受ケ會組合ヲ設  
クルコトヲ得

會組合ニハ會ニ關スル規定ヲ準用ス其ノ準用シ難キ事項ニ付  
テハ關東州廳長官ノ定ムル所ニ依ル

第十八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ大使之  
ヲ定ム

(以下略)

(註三) 關東州地方費令(明治四十三年勅令第四十八號)

第一條 關東州地方費ハ地方稅其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ收辨ス  
關東州地方費ハ滿洲國駐劄特命全權大使ノ管理ニ屬ス

第二條 地方稅ハ左ノ種目ニ從ヒ賦課徵收ス

一 營業稅

二 雜種稅

營業稅及雜種稅ノ種類及課率ハ大使之ヲ定ム

第三條 營造物又ハ公共ノ用ニ供シタル財産ノ使用ニ付テハ使  
用料ヲ徵收スルコトヲ得國ニ屬スル營造物及財産ニシテ地方  
費ニ於テ管理スルモノニ在リテモ亦同シ

特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付テハ手数料ヲ徵收スルコトヲ  
得

第四條 特別ノ必要アルトキハ夫役及現品ヲ賦課スルコトヲ得  
但シ學藝、美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス

第五條 地方費ヲ以テ支辨スル事業ニ關シ金穀、物件又ハ勞力  
ノ寄附ヲ受ケタルトキハ寄附者ノ指定シタル條件ニ從ヒ之ヲ  
使用スヘシ

第六條 地方費ニ於テ支辨スヘキ費目左ノ如シ

一 會村事務費

二 教育費

三 衛生費

四 勸業費

五 營繕土木費

六 教育費

七 營造物費

八 地方費取扱費

公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得

第七條 地方費ノ豫算及決算ハ大使之ヲ主務大臣ニ報告シ且其  
ノ要領ヲ告示スヘシ

第八條 本令施行ノ爲必要ナル規程ハ大使之ヲ定ム  
(以下略)

### 第六節 南洋群島の行政機構

大正三年歐洲戰爭の勃發に伴ふ日獨國交の斷絶に依り、我が海軍の南遣枝隊は直に南洋を衝いた。そして當時獨逸領であつた太平洋赤道以北に散在する南洋群島を占領し、之に軍政を布いて治安の維持に任じた。これ南洋群島に於ける帝國施政の嚆矢である。次で同年十二月、臨時南洋群島防備隊條令が發布せられ、司令部を「トラツク」島に置き全群島を分つて之を五民政區とした。そして各民政區に守備隊を配置し、各守備隊長をして軍政廳長として民政事務を兼掌せしめ、茲に軍政の基礎が確立さるるに至つた。其の後大正七年に至り、臨時南洋群島防備隊司令官の下に新に民政部が設けられ、之に民政部長以下の職員が置かれることになつた。かくして從來の軍政廳は改めて民政署となり、民政署長には事務官が充てられて各管内の民政事務を掌ることとなつた。而して守備隊は専ら地方警備の任に當ることとなり、茲に南洋群島民政の端緒が開かるゝに至つたのである。

大正八年六月、交戦國間に平和條約が成立するや、南洋群島は委任統治地域となり、帝國は受任國として之が統治の任に當ることとなつた。茲に於て、帝國政府は、南洋群島に於ける行政的制度を根本的に改革するの要を認め、大正十年七月先づ民政部と司令部とを分離した。次で大正十一年三月、從來の南洋群島防備隊條令を廢して軍隊を撤去すると共に、新に南洋廳を設置するに到つたのである。

尙我國は周知の如く其の後國際聯盟を脱退した。國際聯盟の脱退と、南洋委任統治の關係は、當時若干議論の對象となつたものゝやうである。惟ふに、南洋群島委任統治地域の主權は、ヴェルサイユ平和條約第百十九條の「獨逸國



ハ其ノ海外屬地ニ關スル一切ノ權利及權原ヲ主タル同盟及聯合國ノ爲ニ拋棄ス」との規定に基き、帝國を含む主たる同盟及聯合國に屬するものであり、それは斷じて聯盟に屬するものではない。且帝國の南洋群島に對し委任統治を行ふの權利は、一九一九年五月七日巴里最高會議の決議に基き、帝國を含む主たる同盟及聯合國より附與せられたものであつて、聯盟より附與せられたるものではない。而も聯盟規約第二十二條にも、受任國は聯盟國たらざるべからずとの規定はないのであるから、帝國の受任國たる地位は聯盟脫退に因り何等の影響をも受くるものではない。當時内田外相は此の點に關し、次の如く説明してゐる。

委任統治問題に付ては國際法上のみから見れば、種々なる議論もあるけれども、現在最も妥當とされてゐる見解は委任統治地域の主權は五大聯盟國にありとする説である。即ち我が委任統治地の主權は聯盟に所屬せざること明瞭である。殊に我が委任統治地はC式統治地であるから、我が領土の一部として一切の施設を行ひ得るものである。従つて我が國の聯盟脫退後と雖も、斷じて之を聯盟へ返還する要はない。單に年報を提出するのみにて十分である。

### 一 南洋群島に於ける官治行政機構

南洋廳の行政組織は大正十一年三月三十一日勅令第七七號を以て公布せられた南洋廳官制の定むる所を基としてゐる。尤も同官制は、其の後殆ど逐年若干の改正が施されて來た。乍併、それは唯官吏の定員其の他の點に關するものであり、其の根本趣旨に於ては、何等變更を見たものではない。唯制定當時に於ては、南洋廳長官は内閣總理大臣の指揮監督を承けてゐたのが、其の後拓務大臣の指揮監督を承くるに至り、更に現在に於ては大東亞大臣の指揮監督を承けることになつてゐる。これは外地行政に關する中央機關の變更に伴ふ當然の變更であつて、何等機構の根本に觸

れるものではない。尙又南洋群島の事務總理大臣を内務大臣とせず、大東亞大臣とせる所以のものは、現在南洋群島の占むる其の地位に因るもので、曩に關東州に付て述べた所と同様の理由に基くものである。

現行南洋廳官制(註)に依れば、長官は大東亞大臣の指揮監督を承け、部内の政務を管理する。即ち長官は、南洋群島の最高行政責任者として、大東亞大臣の指揮監督の下に、部内の一般政務を管理するものである。尙長官は一般的には右の如く大東亞大臣の監督を承けるものであるが、特殊行政に付ては當該主務大臣——郵便及電信に關する事務に付ては逋信大臣、貨幣銀行及關稅に關する事務に付ては大藏大臣、度量衡に關する事務に付ては商工大臣——の監督を受けるものである。尙官制の文字の上では廣く部内の行政事務を管理すといふ立言方法を取つてゐるけれども、其の事柄の性質上當然に内外地一元的に運営せらるべきもの——例へば軍政・外交・曆時等——に付ては、當然に中央政府の權限が伸びるものと解すべきこと、また他の外地に於けると同様である。

長官は其の職權又は特別の委任に依り、廳令を發することを得る。而して之に對しては一年以下の懲役若しくは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は料金の罰則を附することを得る。尤も安寧秩序を保持する爲め臨時緊急を要する場合に於ては、右の制限を超越る罰則を附した命令を發することを得る。唯此の場合に於ては其の命令の公布後、直に大東亞大臣に由り内閣總理大臣を経て勅裁を請はなければならぬ。而して若し勅裁を得ざる時は、長官は直に其の命令の將來に向つて効力なきことを公布しなければならぬ。長官は其の管轄區域の安寧秩序を保持する爲め必要ありと認むるときは、鎮守府司令長官又は附近の海軍主席指揮官に兵力の使用を請求することを得る。

長官は所部の職員を指揮監督し、高等官の功過は大東亞大臣に具狀し、判任官以下の進退は之を專行する。長官はまた所轄官廳の命令又は處分にして成規に違ひ、公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の命令又は



處分を取消し、又は停止することを得る。

南洋廳の部内機構としては、長官の下に官房の外内務拓殖及交通の三部を置いて、各其の事務を分掌せしめてゐる。尙南洋群島の地方行政機構としては、支廳及支廳出張所がある。支廳は現在パラオ、ヤツブ、サイパン、トラツクボナベ、ヤルートの六箇所に、またサイパン支廳管内にテニアン及ロタの二出張所が設けられてゐる。

支廳長は長官の指揮監督を受け、法律命令を執行し、部内の行政事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。而し支廳長は部内の行政事務に付、其の職權又は特別の委任に依り支廳令を發することを得る。支廳出張所長は、上官の指揮監督を受けて所務を掌理する。

(註)南洋廳官制

第一條 南洋群島ニ南洋廳ヲ置ク

(中略)

第三條 長官ハ大東亞大臣ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ政務ヲ管理ス但シ郵便及電信ニ關スル事務ニ付テハ逓信大臣、貨幣銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣、度量衡及計量ニ關スル事務ニ付テハ商工大臣ノ監督ヲ承ク

第四條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 長官ハ安寧秩序ヲ保持スル爲臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ前條ノ制限ヲ超ユル罰則ヲ附シタル命令ヲ發スルコト

ヲ得

前項ノ規定ニ依リテ發シタル命令ハ公布後直ニ拓務大臣ニ由リ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ長官ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第六條 長官ハ其ノ管轄區域ノ安寧秩序ヲ保持スル爲必要アリト認ムルトキハ鎮守府司令長官又ハ附近ノ海軍主席指揮官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第七條 長官ハ所部ノ職員ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ拓務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

第八條 長官ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 長官ハ其ノ權限ニ屬スル事務ノ一部ヲ所轄官廳ニ委任

スルコトヲ得

第十條 南洋廳ニ長官官房及左ノ三部ヲ置ク

内務部

拓殖部

交通部

長官官房及各部ノ事務分掌ハ長官之ヲ定ム

第十一條 南洋廳管内須要ノ地ニ南洋廳支廳ヲ置ク其ノ名稱、位置及管轄區域ハ拓務大臣ノ認可ヲ經テ長官之ヲ定ム

第十二條 長官ハ支廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ名稱、位置及管轄區域ハ長官之ヲ定ム

(中略)

第十五條 支廳長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十六條 支廳長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ支廳令ヲ發スルコトヲ得

第十七條 支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス

(以下略)

二 南洋群島に於ける自治行政機構

一 南洋群島部落規程 南洋群島が我が統治に歸してより、爾來邦人の來往漸く滋く、島内隨所に其の集團地域の形成を見らるゝに至つた。茲に於て、かゝる地域には部落を公認して部落内の公共事務を處理せしめ、旁々部落の機關をして逐年繁忙となりつゝある官治行政を補助せしめることは、自治精神の涵養上極めて適切なるものと認めらるゝに至つたので、昭和六年廳令第七號を以て南洋群島部落規程(註一)が公布された。かくしてサイパン、パラオ、ボナベ及トラツク等の各支廳管内に逐次同令に基く部落の出現を見、現在に於ては其の數九を數へてゐる。

部落は別段の定あるものを除き、官の監督を受け公共事業を處理するものである。部落に名譽職たる總代及副總代各一名が置かれ、其の任期は何れも三年である。而してそれは支廳長の具申に依り、長官が之を任免する。總代は部



落の事務を擔任し部落を代表する、副總代は總代を輔佐し、總代事故ある場合は之を代理する。

總代の諮問機關として、部落に協議會が設置されてゐる。協議會は總代を以て議長とし、其の招集權は總代に在る。總代は歳入歳出豫算の編成、部落費の賦課徴收、借入金、不動産の取得及處分、基本財産の處分、豫算外に部落の負擔となすべき契約の締結、其の他重要事項に付ては、必ず協議會に諮問しなければならぬ。協議會員は一年以上部落に住所を有し獨立の生計を營む二十五歳以上の男子中から之を公選する。協議會員は名譽職であつて、其の任期は二年である。尙協議會員の定員は、人口一千未満の部落に在りては八人、人口一千以上二千未満の部落に在りては十二人、人口二千以上の部落に在りては十六人となつてゐる。

部落に要する費用は部内居住者の負擔となつてゐる。但し其の經營の一部を官に於て補助することを得る。現在部落は未だ財源に乏しいので、其の事務取扱費、衛生費等に對し、南洋群島地方費より補助金を交付してゐる。

部落の監督は支廳長が之を爲す。部落は毎會計年度歳入歳出豫算を調整して、支廳長の認可を受けなければならぬ。また協議會の諮問事項となつてゐる事柄に付ても、支廳長の認可を受けなければならぬ。支廳長はまた部落の監督上必要な命令を發し、又は處分を爲すことが出来る。

尙右の南洋群島部落規程は、島民に付ては適用せられないものである。

二 南洋群島島民村吏規程 島民の自治に對しては、上述南洋群島部落規程に依るものとは別箇の方式を取つてゐる。即ち大正十一年廳令第三十四號を以て南洋群島島民村吏規程(註二)が制定され、島民を村吏に登用して、行政事務に關與せしむる方法を取つてゐる。而して各支廳管内を通じ、「カナカ」族に對しては總村長及村長を、「チャモロ」族に對しては區長及助役を置いてゐる。「チャモロ」族には古來「カナカ」族に於ける酋長制度の如き舊慣が存せず、

部落民の村吏に對する觀念は兩者大に其の趣を異にするので、特に其の稱呼を區別したのである。村吏の任命は「カナカ」族に付ては舊慣に依り原則として酋長の一家より、「チャモロ」族に付ては部落民の推舉に依り、支廳長が之を任命する。

總村長又は區長は支廳長の指揮監督を受け、舊慣に依り其の職務に屬する事務を掌る外、(一)法規の周知に關すること、(二)願届の進達に關すること、(三)支廳長より發した命令の傳達又は其の執行に關することを補助執行し、村長又は助役はそれ／＼總村長又は區長を輔佐するものである。

三 南洋群島地方費 南洋群島には一種の地方團體と見るべき南洋群島地方費がある。南洋廳施政當初に於ては未だ産業も起らず、従つて邦人の移住も尠く、また島民の民度も著しく低劣で、在住民の負擔力がなかつた。従つて地方的公共事業も其の大小を問はず、總て國家の施設に俟つの外なかつた。其の後群島内に於ける各種資源の開發に伴ひ、産業は著しく勃興發達し、之に伴つて邦人の人口も増加し、住民の經濟力も著しく増進して來た。かくして島勢の躍進を期し群島の統治に新生面を開く爲めには、國家的經營と相俟つて、地方的施設の改善擴充を企圖するの必要が感ぜられるに至つた。茲に於て昭和十三年四月一日同年勅令第二百二十四號を以て南洋群島地方費令が公布され、新に群島を打つて一圏域とする經費支辨團體が創設された。

南洋群島地方費は南洋廳長官の管理に屬し、特に法人であることは之を明記してゐないけれども、一種の公共團體たることは疑ひない。そしてそれは、(一)營造物の使用及一個人の爲めにする事務に就き、使用料又は手数料を徴收することが出来る。(二)特別の必要あるときは夫役現品を賦課することも出来る。(三)地方費稅其の他地方費に屬する收入に對し、強制徴收權を有する。徴收金は國家の徴收金に次いで先取特權を有し、追徴・還付及時効に付ては國



税の例に依り、支拂金の時効に就いても國家の支拂金の例に依る。(四)永久の利益となるべき支出を爲す場合、負債を償還する場合又は天災地變等の爲め必要ある場合に限り、大東亞大臣の認可を受けて起債を爲すことが出来る。尙又豫算内の支出を爲す爲め一時の借入金を爲すことも出来る。(五)繼續費を設けることが出来る。(六)官吏の地方費の行政に關する職務關係は、別段の規定ある場合を除き、國家の行政に關する職務關係の例に依る。

地方費は土木營繕費、教育費、醫院費、水道費、勸業費、衛生費、社會事業費及地方費の取扱費として要する經費を支辨する爲め使用し得る。又公益上必要ある場合は、之を以て寄附又は補助を爲すことも可能である。地方費は地方費税其の他の収入を以て諸般の歳出に充てることになつてゐる。乍併、尙未だ其の財政の基礎は確立せず、また地方費税の外は其の収入も極めて僅少なので、現在國庫より毎年補助金を受けて經理してゐる有様である。

尙本地方費に付ては別に議決機關も諮問機關もない。乍併、ともかくも上述の如き權能を有するものであるから、之は一種の地方團體と見るべきものである。

(註一) 南洋群島部落規程 (昭和六年南洋廳令第七號)

- 第一條 部落ノ名稱及區域ハ南洋廳長官之ヲ定ム
- 部落ハ別段ノ定メアルモノヲ除クノ外官ノ監督ヲ承ケ部落ノ公共事務ヲ處理ス
- 第二條 部落ニ總代及副總代各一人ヲ置ク名譽職トス支廳長ノ具申ニ依リ南洋廳長官之ヲ任免ス
- 總代及副總代ノ任期ハ三年トス
- 第三條 總代ハ部落ノ事務ヲ擔任シ部落ヲ代表ス

- 副總代ハ總代ヲ輔佐シ總代事故アルトキハ之ヲ代理ス
- 第四條 部落ハ必要アリト認ムルトキハ支廳長ノ認可ヲ受ケ有給吏員ヲ置クコトヲ得
- 第五條 總代ノ諮問ニ應セシムル爲メ部落ニ協議會ヲ置ク
- 協議會ハ總代、副總代及協議會員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 協議會員ノ定員左ノ如シ
- 人口千未満ノ部落 八人
- 人口千以上二千未満ノ部落 十二人

人口二千以上ノ部落

十六人

協議會ハ總代ヲ以テ議長トス  
協議會ハ總代之ヲ招集ス

第六條 左ノ事項ハ協議會ニ諮問スヘシ

- 一 歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
- 二 部落費ノ賦課徴收ニ關スルコト
- 三 借入金ヲ爲スコト
- 四 不動産ノ取得及處分ニ關スルコト
- 五 基本財産ノ處分ニ關スルコト
- 六 豫算外ニ部落ノ負擔ト爲ルヘキ契約ヲ締結スルコト
- 七 前各號ノ外總代ニ於テ必要ト認ムル事項
- 第七條 協議會員ハ一年以上部落ニ住所ヲ有シ獨立ノ生計ヲ營ム二十五歳以上ノ男子中ヨリ之ヲ公選ス
- 協議會員ハ名譽職トス
- 協議會員ノ任期ハ二年トス但シ補闕協議會員ノ任期ハ殘任期間トス
- 第八條 協議會員部落ヲ退去シ又ハ獨立ノ生計ヲ營ム能ハサルニ至リタルトキハ協議會員タル資格ヲ失フ
- 協議會員職務ヲ怠リ又ハ體面ヲ汚損スル行爲アリタルトキハ支廳長ハ之ヲ解任スルコトヲ得
- 第九條 總代其ノ他部落吏員ハ別ニ定ムル所ニ依リ國ノ事務ヲ取扱フ
- 前項ノ事務執行ニ要スル費用ハ部落ノ負擔トス

第十條 部落ニ要スル費用ハ内部居住民(法人ヲ含ム)ノ負擔トス但シ其ノ經費ノ一部ヲ官ニ於テ補助スルコトアルヘシ

- 法令ニ依リ所得税ヲ課セサルモノト指定セラレタル者ニハ部落費ヲ賦課スルコトヲ得ス
- 第十一條 部落ハ毎會計年度歳入歳出豫算ヲ調製シ支廳長ノ認可ヲ受クヘシ
- 部落ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
- 第十二條 第六條第二號乃至第六號ノ事項ハ支廳長ノ認可ヲ受クヘシ
- 第十三條 支廳長ハ部落ノ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
- 第十四條 本令施行ニ關シ必要ナル事項ハ支廳長之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ハ島民ニハ之ヲ適用セス

(註二) 南洋群島民村吏規程拔萃

(大正十一年南洋廳令第三十四號)

- 第一條 支廳管内ニ總村長、區長又ハ村長、助役ヲ置キ支廳長之ヲ任免ス
- 總村長、區長又ハ村長、助役ノ管轄區域ハ舊慣ニ依ル
- 第二條 支廳長前條ノ管轄區域ヲ變更セムトスルトキハ當該總村長、區長又ハ村長助役ノ意見ヲ徵シ南洋廳長官ノ認可ヲ受



クヘシ

- 第三條 總村長又ハ區長ハ支廳長ノ指揮監督ヲ承ケ法規又ハ舊慣ニ依リ其ノ職務ニ屬スル事項ヲ執行スルノ外島民ニ關スル左ノ事務ヲ補助執行ス
    - 一 法規ノ周知ニ關スルコト
    - 二 願、届等ノ進達ニ關スルコト
    - 三 支廳長ヨリ發シタル命令ノ傳達又ハ其ノ執行ニ關スルコト
  - 第四條 總村長又ハ區長ハ管内ノ行政ニ關シ所轄支廳長ニ意見ヲ開申スルコトヲ得
  - 第五條 村長、助役ハ舊慣ニ依リ總村長、區長ノ職務ヲ輔佐シ又ハ之ヲ分掌ス
  - 第六條 總村長、區長、村長、助役ニハ月手當ヲ給ス其ノ給額ハ別ニ之ヲ定ム  
(以下略)
- (註三) 南洋群島地方費令抜萃  
(昭和十三年勅令第二百二十四號)
- 第一條 南洋群島地方費ハ地方費稅其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス
  - 第二條 地方費ヲ以テ支辨シ得ル費目左ノ如シ
    - 一 土木及管轄費

- 二 教育費
  - 三 勸業費
  - 四 衛生費
  - 五 社會事業費
  - 六 地方費取扱費
- 公益上必要アル場合ニ於テハ寄附又ハ補助ヲ爲スコトヲ得
- 第三條 地方費稅トシテ賦課シ得ルモノ左ノ如シ
    - 一 國稅附加稅
    - 二 獨立稅
  - 國稅附加稅及獨立稅ノ種類及課率ハ大東亞大臣ノ認可ヲ受ケ南洋廳長官之ヲ定ム
  - 第四條 地方費ハ營造物ノ使用ニ付使用料ヲ徵收スルコトヲ得國ニ屬スル營造物ニシテ地方費ニ於テ管理スルモノニ付亦同シ
  - 地方費ハ特ニ一個人ノ爲ニスル事務ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得
  - 第五條 地方費ヲ以テ支辨スル事業ノ爲特別ノ必要アルトキハ夫役又ハ現品ヲ賦課スルコトヲ得但シ學藝、美術及手工ニ關スル勞役ヲ課スルコトヲ得ス
  - 第六條 地方費ニ屬スル徵收金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得
  - 前項ノ徵收金ハ國ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵、還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

- 地方費ノ支拂金ニ關スル時效ニ付テハ國ノ支拂金ノ例ニ依ル
- 第七條 地方費ハ其ノ永久ノ利益ト爲ルヘキ支出ヲ爲ス爲、地方費ノ負債ヲ償還スル爲又ハ天災事變等ノ爲必要アル場合ニ限り大東亞大臣ノ認可ヲ受ケ起債ヲ爲スコトヲ得
- 地方費ハ豫算内ノ支出ヲ爲ス爲一時ノ借入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ之ヲ償還スヘシ
- 第八條 地方費ハ每會計年度歲入出豫算ヲ調製シ拓務大臣ノ認可ヲ受クヘシ豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲ストキ亦同シ
- 豫算ノ認可アリタルトキハ其ノ要領ヲ告示スヘシ
- 決算ハ出納閉鎖後三月以内ニ大東亞大臣ニ報告シ且其ノ要領ヲ告示スヘシ

- 地方費ノ會計年度ハ政府ノ會計年度ニ依ル
  - 第九條 地方費ヲ以テ支辨スル事件ニシテ數年ヲ期シテ其ノ費用ヲ支出スヘキモノハ大東亞大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ年期间各年度ノ支出額ヲ定メ繼續費ト爲スコトヲ得
  - 第十條 地方費ニ有給ノ吏員ヲ置キ南洋廳長官之ヲ任免ス
  - 吏員ハ南洋廳長官ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス
  - 南洋廳長官ハ吏員ヲ指揮監督シ懲戒ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責、二十五圓以下ノ過怠金及解職トス
  - 第十一條 南洋廳長官ハ地方費ノ行政ニ關シ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ所部ノ官吏吏員ニ委任シ又ハ臨時代理セシムルコトヲ得
  - 第十二條 官吏ノ地方費ノ行政ニ關スル職務關係ハ前條ニ規定
- (以下略)



## 第四章 外地の立法機構

外地の立法機構の重要な特徴は、其の地域に立法に關する憲法上の原則が全然行はれざるか、或は行はるゝもそれが實質上著しく制限を受けてゐることである。尙其の程度に付ては、外地の各地域に依つて種々の差等を存するものであるが、それは概ね次の如く要約することが出来る。

(イ) 内地に於て制定された法律は、其の特殊なるものを除き、當然には外地に行はれない。即ち原則として、内地と外地は所謂其の法域を異にするものである。

(ロ) 外地に於ては、内地では法律を以て定むべき事項を定むることが、或る限度に於て其の地域の行政長官の權限に委任せられてゐる。即ち此の限度に於ては、行政機關と立法機關の分立がないのである。

(ハ) 外地の中、我が領土權を有せざるもの、即ち關東州及南洋群島に付ては、所謂法律事項と雖も勅令を以て規定される。何となれば此等の地域に對しては、帝國憲法が施行されてゐない。従つて此等の地域に付ては、所謂法律事項を規定するに付ても帝國議會の協贊を経なければならぬといふ制限がない。従つて此等の地域に於ては、國家法規を定むべき最も通常の形式たる勅令を以てするのである。

以下外地に施行される各種の法令に付て、其の制定の方式及効力等に關する説明をしたいと思ふ。

## 第一節 法律

法律は、帝國議會の協贊を経、天皇の裁可に依つて決定せられた國家法規である。従つて法律は我が統治權の行はるゝ限り、如何なる場所に於ても當然に行はるゝものである。唯國家は何等かの必要に因り、別段の定めを爲して法律を其の統治權の行はるゝ場所中一定の地域に施行せざることを得る。たゞ其の定めを爲す所の國家の行爲は、法律自身又は法律と同等以上の効力を有するものたることを要する。此の場合に於ては法律は、國家統治權の行はるゝ場所中其の地域を除いて、他の地域に施行せらるゝのである。要するに別段の定めを爲さざる限り、法律は我が統治權の行はるゝ地域には當然施行せらるゝものである。

現在我が法制の下に於ては、法律は原則として内地に於てのみ其の効力を有する。即ち朝鮮・臺灣・樺太・關東州及南洋群島には、我が法律は原則として其の自力を以ては行はれないのである。何となれば、朝鮮・臺灣及樺太に付ては、法律の自制を以て此等の地域には法律は當然には行はれないやうにしてゐるからである。即ち朝鮮に於ては、「法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第四條)と規定し、臺灣に於ては、「法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(大正十年法律第三號臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第一條第一項)と規定し、樺太に於ては、「法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」(明治四十年法律第二十五號樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律)と規定してゐる。即ち法律は原則として此等の地域には行はれず、其の必要ある場合には勅令を以て之を施



行する旨を定むることを要するのである。然らば外地の中我が領土權を有せざる關東州及南洋群島に對しては、法律の効力は如何に解せざるべきものであらうか。此等の地域に對しては、前述朝鮮・臺灣及樺太に於ける場合と異り法律自製の規定はない。従つて別段の規定なき限り、法律は自力を以て當然此等の地域にも効力を有すべきものと考へられる。乍併、現在此等の地域には、法律は原則として當然には適用せられずと解せられてゐるやうである。其の理由は明ではないが、恐らく帝國憲法が此等の地域には施行せられないとすることに胚胎するものと思はれる。即ち此等の地域には帝國憲法が施行されてゐない。従つて帝國憲法第五條所定の手續を以て定められた國家法規——法律——は、其の特に之を施行するの法意の明瞭ならざる限り施行されないとするものゝ如くである。

かくして現在、法律は朝鮮・臺灣・樺太・關東州及南洋群島には、當然には施行されないといふことになつてゐるのである。而して其の特に施行を要するものは、朝鮮・臺灣及樺太に付ては勅令を以てするのである。之が法律の外地施行の原則である。乍併、外地に施行さるゝ法律は、此の外に全然ない譯ではない。例へば、特に外地に施行する目的を以て制定せられたる法律の如きは、當然外地に施行せられることは言を俟たない（前掲明治四十四年法律第三十號朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律第五條には「特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律云云」と謂つて此の種の法律の存在することを明にしてゐる）。其他其の法律の性質上當然に外地に施行せらるゝものと解すべき法律もあり、尙また屬人的性質を有する法律の如きも亦其の性質上當然外地に行はるゝものと考へられる。以下外地に對する法律の効力に付て、各場合を分つて述べて見たいと思ふ。

（附記）右明治四十年法律二十五號（樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律）は、昭和十八年法律第八十五號を以て廢止された。即ち昭和十八年四月一日より、總て法律は原則として其の自力を以て——即ち勅令に依つて施行さるゝことを俟つ迄もなく——

樺太に行はるゝことになつたのである。もと／＼内地の區別は、母國の法律が當然に行はれるか否かに懸かつてゐるのであるから、右明治四十年法律第二十五號の廢止に依つて、樺太は完全に内地に編入された譯である。即ち樺太は最早や異法地域ではなくなつたのである。唯右に述べた總ての法律が昭和十八年四月一日より當然樺太に行はれるといふことは必ずしも絕對のことではなく、それに付ては重大な例外がある。何となれば明治四十年法律第二十五號を廢した昭和十八年法律第八十五號は、其の附則に於て、「本法施行前公布セラレタル法律ノ樺太施行ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル其ノ全部又ハ一部ノ改正法律ニシテ本法施行後公布セララルモノニ付亦同ジ」と規定してゐる。即ち昭和十八年四月一日前に公布せられた法律の樺太施行に關しては、仍従前の例に依る——即ち其の法律の全部又は一部を樺太に施行するを要するものは、依然として勅令を以て之を定めるのである。即ち昭和十八年四月一日前に公布せられた法律は、當然には樺太に施行せられず、其の之を施行せんとする場合には、從來と同じやうに勅令を以てすることを要するのである。尙ほまた右は昭和十八年四月一日に公布せられた法律の施行に關することであるが、其の後に公布せられた法律に關しても、それが昭和十八年四月一日前に公布された法律の改正法律である限り——其の全部改正たると一部改正たるとを問はず——其の樺太施行に關しては、矢張り勅令を以てすることを要する。即ち當然には樺太に行はれぬのである。

之を要するに明治四十年法律第二十五號が廢止され、今後法律は總て當然に樺太にも行はれることになつた。乍併、それはどこ迄も昭和十八年四月一日以降に於て新らしく制定公布された法律に限る。其の前に制定公布された法律の施行に關しては——其の既に樺太に施行せられてゐるものなると否とを問はず——矢張り従前通り勅令を以てするを要する。尙また昭和十八年四月一日前に公布された法律の改正法律は、假令それが昭和十八年四月一日以降に於て公布されたものであつても、其の施行に付ては依然として勅令を以てすることを要する。

惟ふに明治四十年法律第二十五號を廢止する以上は、之に何等の留保をも置かず、單純に廢止してしまふのが一番直截簡明である。乍併、かくするときは從來公布されてゐる諸多の法律が一時に樺太に施行さるゝこととなり、而も其の法律中には幾多



樺太の實際に適合せざるものあり、それは到底容認することを得ざるものである。而して若し總ての法律をして樺太の實際に適合せしめ、以て其の施行に不都合ならしめんとすれば、恐らく無数とも謂ふべき既に樺太に施行せられた法律に改正を加へなければならぬであらう。尙また既に公布されてある數多の法律中には、樺太の實際事情に鑑み、到底之を今日即座に實施することを得ざるものがある。従つてそれ等の法律に關しては、其の樺太に實施せらるゝことのなきやう特別の法律改正手段を講じなければならぬ。此の如く既存の法律の全部に亘つて、其の樺太施行の見地より一改正を加へることは實際問題としては其の煩に堪へざる所である。そこで、一應明治四十年法律第二十五號は之を廢止するが、乍併、既に從來公布されてある法律の樺太施行に關しては、仍従前の例に依るとしたのである。尙また今後公布の法律に關しても、それが従前公布の法律の改正に關するものである限り、矢張り従前の例に依るとしたのである。蓋し已むを得ざる所であらう。乍然、之によつて明治四十年法律第二十五號は廢止を見なければ、樺太の異法地域たるの實質は依然として殘るといふことに注意しなければならぬ。何となれば既に公布せられた法律の施行に依つて、樺太の法律體系は一應出來上つてゐるのである。而して其の法律體系は今後も依然として之を維持しようといふのであるから、樺太は其の實質に於ては依然として異法地域を形造るものであると謂へるであらう。唯今後は、新しく制定公布される法律に依つて、從來勅令を以て樺太に施行されてゐた法律は漸次代替さるべく、其の曉には樺太は實質的にも全く異地域たるの性質を失ふに至るであらう。

### 一 勅令を以て外地に施行したる法律

勅令を以て法律を外地に施行することが認められてゐるのは、上述の如く朝鮮・臺灣及樺太の三地域である。唯法

律は何れも一應内地に施行する目的を以て制定せられたものであるから、之を外地に施行するに當つては、各外地の特殊事情を考慮しなければならない。外地の特殊事情と謂つても、各外地に依つて必ずしも一樣ではないが、大體に於て左の諸點を擧げることが出来る。

- 1 内外地の行政は、天皇の下に分權主義が行はれ、内地の行政は各省大臣が之を分擔するに對し、外地行政は原則として其の地の行政長官が一括之を綜合擔當してゐる。
  - 2 外地の地方制度は官治的色彩が著しく濃厚で、内地のそれと趣を異にしてゐる。
  - 3 外地の土地制度、租稅制度等は著しく内地のそれと趣を異にしてゐる。
  - 4 外地は朝鮮人、臺灣本島人等の新附の民を包容してゐる關係上、此等の民族に關する慣習法の存在を認むるの要がある。
  - 5 外地に於ては行政救済の制度が完全に行はれてゐない。従つて例へば行政廳の違法處分に依り權利を毀損せられた場合等に於ても、行政訴訟を以て其の救済を求むる途がない。
  - 6 外地に於ては樺太を除くの外、内地の裁判所構成法の施行を見ず、其の司法機構を全く異にしてゐる。
- 以上の諸點を考慮に入れ、内地の法律の全部施行を不適當と認むる場合には、其の一部を施行することゝなる場合もある。これは勅令を以て法律を外地に施行する際に、其の都合の悪い條文だけは之を除いて施行するもので、現在多くの場合に其の例を見る所である。茲に一部施行といふのは、全部施行に對應する觀念であつて、數十箇條より成る法律の僅か一箇條を除いて施行するやうな場合も亦一部施行である。
- ところが、勅令を以て法律を外地に施行する場合に、外地の特殊事情に鑑み、其の法律の一部に改變を加へて施行



しなければならぬ場合をも生じて来る。前にも述べたやうに、外地は原則として總て綜合行政の建前をとつてゐる關係上、行政官廳の職權等に關して、例へば内地で各省大臣の行ふべき職務は、外地では之を總督なり長官なりが行ふと謂ふことにしなければならぬ場合がある。又法律上期間の定めあるものに付ては、其の遠隔の地なる事實に鑑み之を適當に延長する必要が生ずる。併し何れも法律の一部に改變を加へるものであるから、之が改變を爲し得る爲めには法律の根據がなければならぬ。前掲大正十年法律第三號臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律及明治四十年法律第二十五號樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律では右の場合の爲に備へて、一般に勅令を以て之が特例を設け得る旨を規定し、次の如く定めてゐる。

(一) 臺灣に施行すべき法律の特例

臺灣に法律を施行する際に勅令を以て規定し得べき特例に付ては、法律は、「官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得」としてゐる。法律は右の如く一應列舉主義を採つてはゐるが、法文中「其ノ他ノ事項云々」と謂つて、特別事項の範圍は可成り廣く、従つて法律の施行に頗る便利になつてゐる。之は臺灣には朝鮮と異なり、なるべく廣く内地の法律を施行しようとする謂ふ法の精神の現はれである。

(二) 樺太に施行すべき法律の特例

樺太に法律を施行する際に勅令を以て設け得る特例は、「一、土人ニ關スルコト 二、行政官廳又ハ公署ノ職權ニ關スルコト 三、法律上ノ期間ニ關スルコト 四、裁判所又ハ裁判長カ職權ヲ以テ選任シ又ハ選定スル辯護人、

訴訟代理人又ハ訴訟承繼人ニ關スルコト」である。即ち臺灣に於けるものと異り、包括的の規定を置いてゐない。然るに朝鮮に在つては「法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とのみ規定し、臺灣及樺太の場合に於けるが如く一般に特別事項を勅令に委任してゐない。従つて朝鮮に内地の法律を施行する際其の特例を要する場合に於ては特別に關する別個の法律を必要とすることになる。例へば關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法等は大正九年八月勅令第三百六號を以て朝鮮に施行せられたが、之と同時に其の特例に關する別個の法律（大正九年法律第五十三號關稅法關稅定率法保稅倉庫法及假置場法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル法律）を制定した。即ち法律の施行に關しては頗る不便な制度を採つてゐると謂ふことが出来る。

勅令を以て法律を外地に施行する場合に於ては、其の法律の本文は固よりであるが、其の附則も亦通例外地に行はれることになるものと解せられる。従つて其の性質上外地に施行することを不適當とするが如き附則は、通常之を除いて施行せられるのが例である。唯施行期日を定めた規定の如きは、假令規定を置かなくとも其の外地に適用を見なすことは當然である。尙勅令を以て施行せられた法律は、其の施行の事實に依り内外地が同一の法域になるのであるから、内地の法律に改正があれば、其の改正の効果は、改正法律を勅令を以て施行すると謂ふやうな手續を俟たないで、其の法律の施行せられてゐる外地にも當然及ぶことになる。而して其の改正は一部改正たるを全部改正たると問はないのである。尤も内地法の全部改正の場合に、改正法律が形式上全然別個の法律となつたやうな場合は、従前の法律は新法に依つて取つて代はられ、通例之を廢止せらるゝことになるのである。従つて外地に於ては當然準據法を失ふことになるので、此の場合には外地に於ても特別の事情のない限り、内地に於て制定された新法を更めて施行するの手續を採らなければならない。



尙外地に勅令を以て内地の法律を施行する場合、都合よく其の全部又は一部を施行することをを得る場合は簡單である。乍併、其の法律の全部又は一部其のまゝを以ては施行することを許されず、之に所要の特例を設けなければならぬ場合は可成り厄介である。何となれば、内地の法律を外地に勅令を以て施行する場合、朝鮮では勅令を以て之に特例を設くる途が全然開かれてゐない。樺太に於ては法律に依つて一應特例を設け得る場合が認められてゐるが、それは前述の如く僅か四項目に限定せられてゐる爲不便が尠くない。殊に樺太では内地の法律の施行出来ない場合に於ても、朝鮮に於けるが如く法律に相當する制令を以てする的手段がないから、其の不便が一層甚だしい。尙又比較的便宜に出來てゐる臺灣の場合に於ても、其の所謂「臺灣特殊ノ事情」なる文字を嚴格に解するときは、問題は必ずしも然かく簡單ではない。仍て最近の立法に於ては右の不便を救済する爲、法律の制定當時之を外地に施行することの豫定せらるゝものに付ては、法律其のものを外地施行に便なる如く立法上特別の考慮が加へられるやうになつた。それは即ち法律に於て、(一)行政官廳の職權に付ては、「主務大臣」或は「各省大臣」等の文字を避け、之を「行政官廳」又は「政府」等と規定して讀替への煩雜を避ける。(二)法律中に外地關係の特例規定を掲げ、或は廣く特例事項の規定を勅令に委任し得るやうな根據規定を設ける、例へば、法律を外地に施行する場合必要があれば、勅令を以て別段の定めを爲し得る旨の規定を、特に法律中に置くの類である。ともかくかくして出來るだけ法律の外地施行を便ならしむるやうに配意するのが、最近の立法例である。

次に法律の外地施行に伴ふ特例勅令制定の時期に於ても、可成り餘裕のある解釋を以て臨み、以て實際上の不便を除き去してゐるのが現状である。即ち例へば、大正十年法律第三號(臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律)第一條は、「法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 前項ノ場合ニ於テ……特例ヲ設クル必要アルモ

ノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得」と規定してゐるが、之は恐らく立法當時の意圖としては、勅令を以て特例を定め得るのは、宛も當該法律を施行する當初に限るの法意であつたものと考へられる。乍併、かく解する時は、一旦臺灣に法律を施行した暁に於ては、其の後如何程臺灣に於ける事情の變更に因り其の法律の特例を必要とするに至つても、何等之に應すべき手段がないこととなる。何となれば、此の場合臺灣總督は律令の手段に依らんとするも、律令は臺灣に施行さるゝ法律及勅令に違反するを得ざる制限があるから、そのことは不可能である。また内地の母法其れ自身を變更することは、内地が其の必要を認めざる限りは出來ない相談である。止むを得ずんば、内地の母法に臺灣のみの必要とする特例規定を挿入することが考へられるが、此の如きは實際問題として其の煩に堪へざることとは言を俟たない。そこで結局特例勅令は、法律の施行後に於ても之を制定し得るといふ實際上の慣例を生ずるに至つたのである。乍併、之は一旦施行された法律を勅令を以て變更するといふことになるので、少くとも大正十年法律第三號の最初に法意には反するのではないかと思はれる。

尙外地に法律を施行する場合には勅令を以てすべきことは法律の規定する所であるが、一旦外地に施行された法律を停止することは最早勅令を以てするを得ない。即ちそれは本來の立場に歸つて法律を以てすべきものである。即ち此の勅令を以てする法律の外地施行の關係を、極めて譬喩的に立言して見るならば、法律は貯水池に在る水の如きものである。貯水池の水は堤防に依つて外に溢れ出ることを妨げられてゐる。今此の堤防を除去すれば水は忽ち外部に奔流する。即ち勅令を以て法律を外地に施行するといふのは、此の堤防を除去することである。一旦堤防を除去すれば貯水池の水は奔流して内外一様に水浸しとなるが如く、一度勅令を以て法律を外地に施行すれば、最早内外地一圓に法律が行はるゝ状態となるのである。従つて之を撤去せんには、最早法律の力を以てするに非ずんば如何とも



爲し難いのである。従来一旦勅令を以て外地に施行した法律の外地施行を停止する場合に、法律を以てしてゐるのは正に其の處である。

尙勅令を以て法律を外地に施行するのは、右にも述べたるが如く貯水池の堤防を切ることである。即ち一旦堤防を切つてしまへば、其の瞬間に於て最早や其の勅令は其の使命を終つたものである。即ち其の後に於ては其の勅令は最早や謂はゞ死骸に等しきものである。これを存置するとせざるとは多く問題とはならないのである。法律施行の状態を持続せしめんが爲には、其の法律を施行する旨を規定した勅令を存置せざるべからず——従つて其の施行勅令を廢止すれば最早や其の法律は外地に施行せられざるものと見ざるを得ない——となす者もあるが(註)、それは誤解である。

(註) 樺太は法律のない國か(施行勅令の作用)

(大正十五年六月  
時事新報)

西本辰之助

(一)

法例、裁判所構成法、民法、商法、其他總計六十三個の重要法律は明治四十年勅令第九十四號「司法ニ關スル法律ヲ樺太ニ施行スルノ件」第一條に依つて樺太に施行された。此勅令は明治四十年法律第二十五號「樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル件」に於ける「法律ノ全部又ハ一部ヲ樺太ニ施行スルヲ要スルモノ

ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム云々」との規定に基づくものである。

(右勅令第九十四號第一條は樺太に施行すべき法律を定めたるが、第二條以下には樺太に施行すべき法律の特例について規定してゐる)

又右勅令第九十四號以外にも法律を樺太に施行することを定めた多數の施行勅令が公布されてゐる。

然るに大正九年五月三日勅令第二百二十四號は、樺太に施行すべき法律の特例に關する詳細な規定を設け、且其附則によつて右勅令第九十四號の全部及び其他の十七個の施行勅令を廢止して終つたのである。そこで是等の廢止された施行勅令に依つて樺太に施行されてゐた法律は、大正九年五月三日以後に於ても尙樺太に施行されてゐると云ふことは、現行法の上からは認定

することができなくなつたのである。故に、若し右の諸法律が今尙樺太に行はれてゐるものと假定すれば、吾人は廢止された法律を見なければ現行法を認知することが出来ないと云ふ極めて奇妙な現象を呈してゐるのである。

吾人は或法律が樺太に施行されてゐるかどうかを知る爲めには、單に現行法規の中から其法律の施行勅令を搜索するのみでは不充分であつて、明治四十年まで遡つて約二十年ばかりの間の何れかの日に施行勅令が公布されたことがなかつたかを檢索しなければならぬとすれば、夫はお役所の仕事には向くであらうが、一般人民にとつては堪へがたい煩雜な仕事である。尙施行勅令の廢止は大正九年勅令第二百二十四號によるものだけに限られてゐるから宜しいやうなもの、之を樺太、朝鮮、臺灣に於ける全部の施行勅令に及ぼしたならば、夫れこそ新領土に於ける法制は事實上暗闇となるのであつて、施行勅令を廢止しても法律の施行は廢されなことを前提として話であるが、然し施行勅令を廢しても一度施行された法律は相變らず施行されるものであるかどうかは問題である。以下此點に關する私の疑問を述べて讀者の示教を仰ぎたいと思ふ。

(11)

明治四十一年法律第四十六號陸軍刑法

同 第四十七號右施行法

同 第四十八號海軍刑法

第四章 外地の立法機構

第四十九號右施行法

同 是は明治四十一年勅令第二百二十一號に依つて樺太に施行せられてゐる。而して舊陸軍刑法は右第四十六號附則に依り、舊海軍刑法は右第四十八號附則に依り、何れも廢止せられてゐるから、是等の舊法を樺太に施行した明治四十年勅令第二百五十七號は「法律」を樺太に施行する爲めの法律であつて、法律以外の規則(廢止された法律、外國法等)を施行する爲めの法律ではないのである。

然るに前掲大正九年勅令第二百二十四號附則を以て、右の勅令第二百五十七號を廢止したのはどう云ふ理由に基くものであらうか。明治四十一年十月一日から大正九年五月二日まで、新舊陸海軍刑法は樺太に並び行はれたものであらうか。(尤も右勅令第二百五十七號が施行以外に或特例を定めてゐたとすれば別問題である。)此矛盾は姑く措いて、此場合に於ける右勅令第二百五十七號の廢止は、舊陸海軍刑法を樺太に施行しないと云ふ意義を有するものと考へられる。然らば同じく施行勅令を廢するにしても、明治四十年勅令第九十四號第一條の廢止とは正反對の意義を有し、従つて施行勅令廢止の效力を二三にするの矛盾がなからうか。

(111)



明治四十年勅令第九十四號を廢止したる大正九年以前に公布された勅令で、廢止されないものが尙二十一個あるが、何故是等をも大正九年勅令第二百二十四號に依つて同時に廢止しなかつたのか。

施行勅令の廢止は前記勅令第二百二十四號に依るものだけで、其他樺太、朝鮮、臺灣を通じて非常に多數の施行勅令が現存するに係はらずまだ廢止された例を見ない。是等と前記勅令第二百二十四號に依つて廢止された施行勅令との間に何か相違があるのであらうか。

(四)

施行勅令を廢止しても一度施行せられた法律は將來に向つても其施行を廢されぬとすれば、施行勅令は廢止されてもされないうでも全く同一であらうか。廢止された勅令と廢止されない勅令とが全く同一の效力を有するとは考へ得られるであらうか。若しさうだとすれば此場合に廢止は如何なる意義を有するかの爲めの廢止であらう。

廢止後の施行勅令が廢止前と同じく有效であるとすれば廢止は無意義である。又廢止された勅令が既に廢止前に於ても廢止された後の勅令と同一状態に在つたとすれば、其勅令は既に廢止前に於て法律施行といふ瞬間的の任務を遂行することに依つて自然消滅に歸してゐたものと考ふるの外はない。若しさうだとすれば施行勅令を法律施行後數年を経過した後に廢止するの

は無意味であつて——既に消滅してゐる勅令を廢止したことになる。右のやうな考へを前提とすれば現存の多數の施行勅令も業に已に消滅してゐるべき筈である。

(五)

明治四十年法律第二十五號は「法律の全部又は一部を樺太に施行するを要するものは勅令を以て之を定む」とある。此法文から明白であるやうに施行勅令は單に施行期日を定むる内地の勅令と異つて、樺太に施行せらるべき法律自體を定むるのである。「施行する」といふ一時的とも解し得らるべき勅令のみに止まらないうで、施行せらるべき法律を定めると云ふ繼續的規則の意義を有してゐるのである。然るに單に「施行する」と云ふ勅令のみに着目して施行勅令を廢したのには、明治四十年法律第二十五號の明文を無視した暴擧と謂はなければならぬ。

右法律第二十五號が存在して内地法律が一般的に樺太に施行せられることを停止してゐる間は、施行勅令の效力存続は絶對的必要である。若し施行勅令を廢止すると右法律第二十五號の停止的效力が働いて、一度施行された法律の施行が停止される道理である。

施行勅令は右のやうに樺太に施行せらるべき法律の選定といふ作用と、施行といふ作用とを兼備してゐるのである。法律は施行勅令の選定作用に依つて樺太に施行せらるべき法律の列に加ふるるのであるから、施行勅令が廢止されるれば此選定作用が止

んで其法律は樺太に施行するを要するものから除外されることになる。故に假令他の作用たる施行作用は過去に行はれた一時的作用で施行勅令の廢止に依つて影響を受けないといふ説を採るとしても、根本に於て其法律が樺太に施行されるべき法律の列から除外された以上は最早樺太に施行されない道理である。此點は法律が樺太に施行された後に廢止されるれば假令施行勅令が廢止されないうとしても其法律は最早樺太に施行されないのと類似してゐる。

(六)

明治四十年勅令第九十四號第一條中にも、此勅令廢止前に於て既に自然消滅となつた部分も少くはない。夫は施行された法律自體が廢止された場合であつて、二三の例を挙げると、公證人規則、舊刑法、同附則、監獄則等に關する部分の如きはそれである。是等の點については問題の起らないことは勿論である。

又既掲大正九年勅令第二百二十四號中に引用されてゐるものがあり、辯護士法、民法、民法施行法、商法、商法施行等の如きは其例である。是等の多數の法律を右の勅令に引用した主旨から見れば、是等の法律が樺太に施行されて居ることを前提としたことは明白である。然し引用は何處までも引用に過ぎないのであるから、施行勅令は別に存在しなければならぬ。施行されない法律の特例を設けても、何等の效力をも生ずる道理はないのである。既掲明治四十年法律第二十五號の法文から云つても、

樺太に施行を要する法律は勅令を以て之を定むべきものであつて、特例を設けた勅令に引用するのみを以て足れりとするべきではない。又前掲勅令第二百二十四號中に引用してゐないものもある。法例、裁判所構成法、同施行條例、執達吏規則等の如きは其例で、是等に就ては現行法上樺太に施行せられてゐることを認定すべき資料が全然存在しないと思ふ。

(七)

以上述べたやうに、大正九年勅令第二百二十四號に依つて施行勅令を廢された多數の重要法律は、虚心坦懐に考へるときは樺太に施行されて居ないと云ふの外はない。又たとへ色々と理窟をこちつけて施行されてゐると云ひ張つた所で、夫れが爲め法律の不安状態が除却されるものではなく、又一般の不便を除却することもできない。然らば此不安定な状態を如何にして除去し得るか。

(一) 施行勅令を廢止された法律につき新に施行勅令を制定して其效力を大正九年五月三日に遡らしめること。遡及效を有する施行勅令を制定し得るかどうかは疑問であるが、現在の様な根據の無い状態に於て法律を施行するよりは遙にましである。

(二) 大正九年勅令第二百二十四號附則第二項を遡及的に廢止すること。是も兎に角問題であらう。

(三) 施行勅令は施行の際に其全部の效力を發揮して終つたのであるから、爾後に廢止することは不可能である。従つて勅令



第二百二十四號附則第二項は不能事項を定めたるものであるから無効であるとしても理窟をつけて、同項の無効を宣言する勅令を發すること。此場合には明治四十年勅令第九十四號第二條以下は

右第二百二十四號と云ふ新法と抵觸する爲め當然廢止されることとならう。(終)

## 二 外地に施行する目的を以て制定せられた法律

外地に施行する目的を以て制定せられた法律は、其の性質上大要之を三の範疇に分つことが出来る。其の一は内地適用法であり、其の二は外地適用法であり、其の三は内外地關涉法である。

### 1 内外地適用法

内外地に適用する旨を法律それ自身に謳つた法律である。例へば昭和十六年法律第四十九號國防保安法は、其の附則に於て明に「本法ハ内地、朝鮮、臺灣及樺太ニ之ヲ施行スル旨を謳つて居り、また其の第四十條に於て、刑事手續に關し朝鮮及臺灣に於ける所要の讀替へ規定を置いてゐる。尙此の場合、法は關東州に對しては之を施行する旨の規定を置かず、別途勅令を以て關東州國防保安令を公布し、法律と同一内容のものを規定してゐる。之は前述の如く關東州には帝國憲法が施行されて居らず、従つて之に對しては所謂立法事項と雖も勅令を以て規定し得るといふ建前より出發したものであらう。併しそれは立法事項と雖も勅令を以て規定し得るといふに止まり、法律を法律の形式に於て施行することは何等差支ないものと考へられる。唯此の場合に於ては、法律を施行するに朝鮮・臺灣等の場合に於けるものとは異り、勅令を以て施行するを得ず、必ず法律を以てすることを要する。尙かくするときは關東州に於

ても法律が行はるゝこととなり、將來其の改正を必要とする場合に於ては、之を勅令を以てすることを得ず、必ず法律を以てすることを要する。従つて關東州には、法律を其のまゝの形式を以て施行することを爲さず、同一内容を有する勅令を施行するのを賢明とするであらう。(尙南洋群島に關しても事は同様である)

尙此の種内外地適用法と目すべきものには、航空法、臨時船舶管理法、船舶保護法等を擧げることが出来る。尤も此等の法律は、上述國防保安法の如く明瞭に外地に適用する旨の規定を置いてゐない。唯外地に適用する場合の所要の讀替へ規定を置いて、謂はゞ間接に法が外地に適用せらるゝ旨を推知せしむるの方法を採つてゐるに過ぎない。併し此等の法律に於ても、前述國防保安法に於けるが如く、明瞭に外地に施行する旨の規定を置くことの直截簡明なる方法を選ぶべきであると信ずる。

### 2 外地適用法

朝鮮及臺灣に於ては、それ／＼法律に代はるべき制令及律令の制度が存在する。乍併、此等の地域に於ても其の事柄の性質上、法律を以て規定するを適當とし、或は又之を必要とする場合がある。尙樺太に於ては長官に制令・律令の如き法律に代はるべき命令制定權なき爲、樺太に於て法律を要する事項で之に施行すべき内地の法律がないか、或は又勅令を以て内地の法律を施行することが困難な場合には、必ず新なる法律の規定を俟たなければならぬ。従つて此等の地域に施行する目的を以て制定せらるゝ法律が必要となつて來るのである。(尙關東州及南洋群島に於ては所謂立法事項と雖も勅令を以て規定し得る。従つて態々此等の地域のみに施行する爲の法律は、之を制定するの要はない。唯併しそれはどこ迄も法律を以てするを要せずといふのみで、法律を以てすることの不可能な譯ではない。)

今此の種の法律の事例を擧げて見ると、朝鮮に關しては「朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」、「朝鮮私設鐵道補



助法」、「朝鮮銀行法」等があり、臺灣には「臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」、「臺灣私設鐵道補助法」、「臺灣銀行法」、「臺灣拓殖株式會社法」等があり、樺太には「樺太ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律」、「樺太ニ於ケル租税ニ關スル法律」、「樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル法律」、「樺太地方鐵道補助法」、「樺太町村制」、「樺太市制樺太開發株式會社法」等がある。

### 3 内外地關涉法

内外地關涉法は内外地相互間の交渉を規律した法律である。例へば共通法の如きは其の適例であつて、之は民事及刑事に關し内地と朝鮮・臺灣・關東州・南洋群島等との間の交渉を規律したものである。(共通法の適用に付ては、法律の明文を以て樺太を内地に包含せしめてゐる。) 其他「司法事務共助法」、「所得稅法人税内外地關涉法」、「内地・朝鮮・臺灣又ハ樺太ト南洋群島トノ間ニ於ケル船舶及貨物ノ出入ニ關スル法律」、「租稅其ノ他ノ收入徵收處分囑託ニ關スル法律」等は、何れも此の例に屬するものである。

## 三 屬人的性質を有する法律

所謂屬人的性質を有する法律は、所謂屬地法と異り、其の性質上施行地域を限らるべきものではない。此等は或は人に追隨し、或は物に追隨し、或はまた事件に追隨して、其の地域の如何に拘らず効力を有するものである。従つて此等の法律は、總ての外地に行はれるのである。例へば「恩給法」、「恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律」、「恩給扶助料ノ増額ニ關スル法律」等恩給關係の法律は、苟も恩給法の適用を受くべき公務員又は其の遺族でさへあれば、其の人に追隨して屬人的に如何なる外地にも行はれる。或は國の會計といふ事件に追隨して外地に行はれる法律として

は、朝鮮・臺灣・樺太・南洋群島等の各特別會計法、「一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律」、「大東亞戰爭ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル法律」、「國債整理基金特別會計法」、「金資金特別會計法」等を擧げることが出来る。或はまた事業に追隨して外地に行はれる法律としては、例へば大日本航空株式會社法、日本産金振興株式會社法、國際電氣通信株式會社法等を擧げることが出来る。

## 第二節 勅令

勅令は、天皇の發せらるる國家法規である。従つてそれは我が統治權の及ぶ限り、總ての地域に互つて効力を有するものである。而して勅令の外地に施行せらるる關係に付ては、さきに法律に付て述べたる所と異り、之を自制すべき何等の規定の存するものがない。従つて總ての勅令は、原則として一應外地に對しても普く其の適用を見るものと解すべきである。唯當該勅令其れ自身に於て、其の施行區域を明かに謳つてゐるもの、又は其の事柄の性質上當然外地に効力の及ばぬもの(例へば内地のみに効力を有する法律の施行勅令の如きもの)は、其の施行區域の限定さること固より言を俟たない。唯緊急勅令に關しては若干の問題がある。緊急勅令は、公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲、緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て天皇の發せらるる法律に代はるべき命令である。即ち緊急勅令は其の勅令なる形式に依り、原則として當然外地に施行せらるるか、又は其の法律に代はるべき勅令といふ性質に鑑み、之を外地に施行するには特に勅令を以てすべきかの點である。惟ふに緊急勅令は其の内容に於ては法律事項を規定するものであるが、其の形式に於ては飽く迄も勅令である。従つて緊急勅令の外地に對する施行關係も一



に勅令一般に關する原則に従ふべきものと信ずる。即ち緊急勅令も、其の施行區域に限定があるか、又は其の事柄の性質上外地に働き得ないものゝ外は、總て外地にも普く効力を有するものである。學者の中には、緊急勅令も法律の場合と同じく、之を外地に施行せんとする場合には勅令を以てするを要すると説く者がある。之は恐らく緊急勅令は其の性質が法律に代はるものであるから、之を法律の場合と同じやうに取扱ふべしとするものであらうが、緊急勅令と雖も其の形式はどこ迄も勅令である以上、かゝる見解を採ることは出来ないものである。

之を要するに勅令の外地に對する施行關係は、法律に於ける場合と宛も反對である。即ち法律の場合に於ては、其の施行區域は原則として内地に限られ、之を外地に施行せんとする場合には、勅令を以てすることを要する。然るに勅令の場合は之に反して、其の特に之を限定せざる限り、それは原則として、内外地に通じて適用あるものなのである。勅令にして其の施行區域の内地に限定せらるゝもの——従つて外地に適用せられざるもの——は、例へば獨立命令たる勅令としては、國民學校令、中學校令、高等女學校令、實業學校令、專門學校令、大學令等の學制諸令を擧げることが出来る。即ち此等の諸勅令は、其勅令の規定よりして當然其の施行區域は内地に限られるのである。即ち此の勅令は、内地に施行する目的を以て作られた勅令である。而して外地の教育に關しては、朝鮮教育令、臺灣教育令、樺太國民學校令等の諸勅令があり、此等の諸勅令はそれ／＼朝鮮・臺灣・樺太を其の施行區域としてゐる。即ち此等の勅令は、外地に施行する目的を以て作られたものである。勅令は其の本來の性質として、内外地を通じて普く効力を有するものではあるが、右の如く勅令其れ自身に其の施行區域を限定してゐるものは、固より其の範圍にのみ効力を有するのは言を俟たない所である。尙執行命令又は委任命令たる勅令は、法律の執行の爲に又は法律の委任に基き大權に依つて發する命令であつて、何れも法律と關係があるものである。而して其の勅令が外地に施行されるか否か

は、之と關係ある法律が外地に施行されるか否かに關聯するものである。即ち外地へ施行されない法律の執行命令又は委任命令たる勅令は、勿論外地へ施行されることはない。又外地に施行する目的を以て制定された法律の執行命令又は委任命令たる勅令が、外地に効力を有することは固より當然である。問題となるのは法律が内外地を通じて施行さるゝ場合——其の法律の制定當初より内外地を通じて施行する目的を以て制定せられたるものなると、或はまた法律の公布後勅令に依つて之を外地に施行したるものなるとを問はず——である。惟ふに執行命令又は委任命令たる勅令は、法律と一體を爲し之が内容を補充するものである。従つて法律の外地施行に伴ひ當然外地にも適用せらるべきものである。唯其の勅令の内容が、内地施行のみを目指してゐることの明かなる場合には、其の効力の内地に限定せらるべきことは當然である。——此等勅令の外地施行の場合には、外地施行に支障を生ぜざるやう適當な讀替へ規定其の他を置いてゐるのが例である。従つて其等の讀替へ規定等を欲く場合には、其の勅令は内地施行のみを目指したものと見らるべきものであらう。従つて此の場合に於ては、内地に行はるゝ執行勅令又は委任勅令とは別個に、外地にのみ適用を見るべき執行勅令又は委任勅令が設けらるゝことになるのである。此の場合に於て、其の後者の勅令が、外地にのみ効力を有することは固よりである。例へば防空法は内外地に適用あるものであるが、之が施行令たる防空法施行令(昭和十二年勅令第五百四十九號)は内地にのみ其の効力を有し、外地の施行令としては、朝鮮には防空法朝鮮施行令(昭和十二年勅令第六百六十一號)、臺灣には防空法臺灣施行令(昭和十二年勅令第六百四十三號)、樺太には防空法樺太施行令(昭和十二年勅令第六百四十五號)が設けられてゐる。

次に外地に行はるゝ勅令の規定内容であるが、其の法律に對する關係に於ては、其の獨立命令たる勅令である、將た又執行命令・委任命令たる勅令であるとを問はず、何れも内地に行はるゝものと同様である。唯南洋群島關東州



に限り、それは勅令で以て當然に——即ち何等法律の委任に依ることなく——法律事項を規定し得る。即ちさきに述べたるが如く、關東州及南洋群島に對しては、帝國憲法は施行されてゐない。従つて立法に關する帝國憲法第五條の原則が行はれず、結局關東州及南洋群島に於ける立法は議會の協賛の外に置かれてゐるのである。乃ち關東州及南洋群島に於ては、法律に該當する事項も勅令を以て規定せらるゝのである。尤もこれは立法事項と雖も勅令を以て規定し得るといふに止まり、法律を以て規定し得ないといふ譯ではないことに述べた通りである。従つて必要に應じて此等の地域に行はるゝ法律を設くることも、決して不可能に非ざることも亦前述の通りである。

尙右の法律に相當すべき内容を有する勅令も、形式上は他の勅令と全く異なる所はない。唯實質上は法律に該當する事項を勅令を以て規定するのであるから、他の勅令のやうに罰則の點に付て制限を受けることがない。(明治二十三年九月十八日法律第八十四號勅令ノ條項違反ニ關スル罰則ノ件に依ると、勅令に附し得べき罰則は自由刑最高一年、罰金最高二百圓となつてゐる。)尙右勅令の法文記載の形式は、内地の法律を基準として之に依るの方式を採るものと、獨自の規定を掲ぐる方式を採るものと二種に大別される。而して勅令で内地の法律に依る旨を規定した場合に於ては、其の法律の改正の効果は、當然右の地域に及ぶことになつてゐる(明治四十四年勅令第二百四十九號關東州ニ行ハル勅令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ於テ其ノ法律ノ改正アリタルトキノ效力ニ關スル件及大正十二年勅令第三十號南洋群島ニ行ハル勅令ニ於テ法律ニ依ルノ規定アル場合ニ於テ其ノ法律ノ改正アリタルトキノ效力ニ關スル件)。

### 第三節 閣令及省令

閣令及省令は、内閣總理大臣及各省大臣の命令である。内閣總理大臣及各省大臣の行政官廳としての權限は、原則として外地に及ばない。従つて其の命令たる閣令及省令の効力も、原則として外地に及ばないものである。而して外地に於ては、宛も内地の行政大臣の立場に在る行政官廳——即ち總督や長官の命令が行はれるのである。

乍併、以上は必ずしも絶對的の原則ではないのであつて、閣令又は省令にして直接外地に効力を有するものがある。それは前にも述べたるが如く、内閣總理大臣又は各省大臣の權限が、直接外地に延びてゐる場合のあることに照應するものである。内閣總理大臣及各省大臣の權限が、直接外地に伸びてゐる場合といふのは、それは法規の力に依る場合と、また法規なくも事柄の性質上當然に然る場合との二である。

法規の力に依つて内地の各省大臣の權限が外地に及び、従つて其の大臣の命令たる省令が外地に効力を有する場合は、其の例が頗る多い。例へば要塞地帯法は法律其れ自身に陸軍大臣が當該主務官廳たることを謳つてゐるが、之に關して何等の讀替へをすることなく之を其のまゝに外地に施行してゐる。即ち外地に於ても陸軍大臣が直接權限を有する旨を明にしたものである。従つて本法に基いて陸軍大臣の發したる命令である要塞地帯法施行規則(昭和十五年陸軍省令第三十號)は、其のまゝ外地にも當然効力を有するものである。明治二十三年法律第二號軍港要港ニ關スル件も亦外地に施行せられ、海軍大臣の權限が直接外地に及ぶべきことを明かにしてゐる。従つて同法に基く海軍大臣の命令たる軍港要港規則(明治三十三年海軍省令第七號)も亦、當然に外地に効力を有するものである。軍用自動車検査法に基く軍用自動車検査法施行規則(昭和十四年陸軍省令第十五號)及陸軍特別志願兵令に基く陸軍特別志願兵令施行規則(昭和十三年陸軍省令第十一號)も亦全く同じ關係に在る。其の他陸海軍關係の法規に付ては、省令の直接外地に効力を有するものが可成り多い。陸海軍關係以外に於ても、例へば特許法施行規則(大正十年農商務省令第三十三號)の如き



は、また外地に効力を有するものである。之また特許法の外地施行に依つて、特許に關する主務大臣の権限が、當然に外地にも伸びてゐるものとせられてゐるからである。臨時通貨法に基く小額紙幣發行及引換規程（昭和十三年大藏省令第三十二號）の如きも亦、當然外地に効力を有するものである。尙屬人的性質を有する法律に基く閣令又は省令は、當然に如何なる外地に於ても行はれる。例へば恩給法、恩給の減額補給及停止ニ關スル法律、恩給扶助料ノ増額ニ關する法律等恩給關係の法律に基く閣令は、當然外地にも行はれる。また國の會計なる事柄に追隨して外地にも行はれる法律、例へば朝鮮・臺灣・樺太・南洋群島等の各特別會計法に基く大藏省令の如きも亦、當然外地に効力を有するものである。

尙以上は閣令及省令の外地に對する効力一般に付ての説明であるが、特に樺太に關するものに付ては、他と趣を異にするものがある。樺太は他の外地と異なり、内地の裁判所構成法が行はれ、司法に關しては全く内地と一體を成してゐる。従つて司法省令で樺太に實施せられてゐるものは非常に多い。また樺太行政に關する監督は、拓殖局や内務省の下にあつた時代から、内地の地方長官並に取扱はれて來た。従つて其の歴史的緣由に基いて、其の後に於ても法律施行の際の勅令を以て、或は法律附屬の施行令等に於て、通例樺太廳長官の権限に屬せしめらるべきもので、而も尙拓務大臣の権限に留保せられたるものが多かつた。従つて樺太に行はるゝ拓務省令は從來其の數頗る多く、例へば樺太の國民學校令施行規則、樺太ニ於ケル租税ノ種類及課率、樺太ニ於ケル軌道法施行ニ關スル件、地方鐵道樺太施行規則、樺太地方鐵道會計規則、鐵道抵當法樺太施行規則、官幣大社樺太神社會計規則其の他數多くのものを擧げることが出来る。（樺太の内地編入に伴ひ、閣令及び省令は總て當然に樺太に効力を有するに至つたことは言を俟たな

50)

#### 第四節 外地行政官廳の命令

外地行政官廳は一般に各其の官制の定むる所に依り、職權又は特別の委任に依つて命令を出すことが出来る。即ち朝鮮總督は朝鮮總督府令を、臺灣總督は臺灣總督府令を、樺太廳長官は樺太廳令を、滿洲國駐劄特命全權大使は關東局令を、南洋廳長官は南洋廳令を發することが出来る。而して此の他に朝鮮總督と臺灣總督とは、何れも法律に代はるべき命令を發することが出来る。即ち制令及律令である。今此等外地行政官廳の發する命令に付て、順次説明を進めて行きたいと思ふ。

##### 第一款 律 令

臺灣總督は、臺灣に於て法律を要する事項にして施行すべき法律なきもの、又は法律あるも之を施行し難いものに關しては、臺灣特殊の事情に因り必要がある場合に限り、其の命令を以て規定することを得る。之が所謂律令であつて、其の根據は遠く領臺當時の明治二十九年法律第六十三號に遡る。一行政官廳に法律の効力を有する命令を發布し得ると謂ふ權能を與へることは、理論の上に於ても實際の上に於ても定に容易ならぬことである。従つて此の律令制定權の問題は、其の創始當時より頗る世人論議の對象となつたものである。

##### 一 律令制度の沿革



律令制度の根據法は領臺以後現在迄に前後二回の改正を経てゐる。従つて第一回改正前の律令制定權、第二回改正前のそれ、及現在のそれは三者各々差異を有するものであるが、約言すれば律令制定權の範圍は漸次縮少せられて來たと謂ふことが出来る。

(一) 第一期 (所謂六三法時代)

(自明治二十九年四月一日至明治三十九年十二月三十一日)

臺灣總督の律令制定權は、其の當初領臺の翌年明治二十九年より行はるゝこととなつたものである。これは其の當時新領土たる臺灣は帝國の領土なるが故に、當然帝國憲法の効力の及ぶ地域なりとの前提の上に立つたものである。而してそれは其の當時臺灣の地が領臺以來日尙淺く百事草創に屬すると共に、首都東京を距ること甚だ遠く且交通の便乏しき事情あり、又自然の氣候風土、社會の人情言語風俗習慣並に公私各種の制度の沿革組織を異にする地域なるを以て、内地と同一の法律を施行することの不可能なると、臺灣の爲特別に個々の法律を設くることの困難なるに鑑みたるものである。かくして臺灣にあつては、法律を要する事項は臺灣總督の命令(律令)を以て規定することを原則とし、帝國本國に於て公布せらるゝ法律は、特に勅令を以て臺灣に施行する旨を定めざる限り、原則として効力を及ぼさざることとなつたのである。

初め明治二十八年四月、所謂馬關條約に依つて臺灣島は我國に割讓された。乍併、其の當初に於ては未だ土匪猖獗を極めて民政を布くべくもあらず、止むなく當分軍政を布いて以て治安の確定に全力を傾注したことは上述の通りである。然るに明治二十八年の晩秋に至り、島内に於ける軍事行動は略々一段落を告げ、翌二十九年三月末日を期して

軍政を撤廢、四月一日より民政に復歸するの議が起つた。於是、本島に施行せんとする法律命令は之を如何にすべきかの問題も亦當然發生して來たのである。素より母國法を其のまま實施するのが一番簡單明瞭であるが、島内の諸事情は内地と全く趣を異にし、之を一律に内地と同一法制の下に立たしむることの出来ないことは言を俟たない。而も臺灣の地は本國とは著しく隔絶し、當時内臺の交通は其の時日を要すること頗る多く、また本島施行の法律を一々帝國議會の協賛に俟つて定むることは、帝國議會の構成其の他の點より見て到底行はれ得べくもあらぬ状態であつた。於是、終に委任立法の形式に依り、法律と同一の効力を有する律令制定權を臺灣總督に委ぬるの一策なるに想到し、政府は次の如き法律案を衆議院に提出したのである。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案

- 第一條 臺灣總督ハ其管轄区域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取り拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ
- 勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其命令ヲ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ全部又ハ其ノ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本案提出の理由として、法律案に添付した理由書は次の如きものであつた。

臺灣ノ帝國ノ版圖ニ歸セシ以來日尙淺ク百事草創ニ屬スルノミナラス動モスレハ土匪蜂起ノ虞ナキニアラス然ルニ同島ハ首都東京ヲ距ルコト甚タ遠ク且兩地間交通ノ便未タ全ク開ケサルカ如キ事情アリ又同島ハ本國ト全ク人情風



俗等ヲ異ニシ本國ト同一ノ法令ヲ以テ律スヘカラサルノ事情アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ  
而して右法案の議會提出に際し、政府委員水野臺灣總督府民政局長は次の如くに説明してゐる。  
御承知ノ通臺灣ガ帝國ノ版圖ニ歸シマシテ以來、未ダ月ヲ閱スルコトガ多クゴザイマセンノミナラス、昨年六月臺  
灣總督ヲ派遣ニナリマシテ以來引渡ヲ受ケマシテゴザイマスケレドモ、其以後戰亂ガ續キマシテ全ク平定致シマシ  
タノハ昨年十一月デゴザイマス。而シテ又當年ノ一月ヨリ土匪ノ亂ガゴザイマシタ故ニ、今日臺灣ノ狀況ハ内地ト  
同様ノ法律命令ヲ施行スルコトハ到底出來マセズデゴザイマス。且是マデ干戈ノ間ニ於テ行政ヲ施行致シテ參リマ  
シタノハ、所謂臺灣總督ノ發シマスル軍令命令ヲ以テソレノ行政ノ處分等ヲ致シテ參リマシテゴザイマス。此後  
ト雖モ尙暫クノ間ハ到底人情風土ノ異ナル人民ニ對シ、土匪亂賊ノ屢々起ル場所デゴザイマス故ニ、其時其場合ニ  
應ジテ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトガ必要デゴザイマス。且臺灣ハ内地ト數百里隔ツテ居リマスル故ニ、  
必要ノ度毎ニ東京ト交渉ヲ致シマシテ、而シテ處分ヲスルト云フコトハ、俗ニ所謂泥棒ヲ見テ繩ヲ縛フト云フヨリ  
ハモツト間遠イコトガアラウト思ヒマスカラ、旁々以テ當分ノ中相當ノ命令發布ノ權ヲ與ヘラレマシテ、其命令ニ  
ハ法律同様ノ効力ヲ有セシムル。併シナガラ法律同様ノ効力ヲ有スル命令デゴザイマス以上ハ、之ヲ發布スルニモ  
全ク總督一人ニ一任致スコトモ又如何カト云フ懸念モゴザイマス故ニ、第二條ニゴザイマス如ク評議會ノ決議ヲ經  
テ、然ル上ニ尙勅裁ヲ經マシテ發布致スト云フコトニ致シマシタノガ、此法律案ヲ組織致シマシタ大骨子デゴザイ  
マス。其他參考ニ申添ヘテ置キマスノハ、此頃内地人モ渡航致スニ依ツテ、内地人ニ就テモ此命令ニ服從シナケレ  
バナラヌカト云フ御懸念モゴザイマセウガ、政府ノ見込ム所ハ、出來得ベキダケハ内地ノ法律命令ヲ施行致シマス。  
特ニ内地人ニ對シテハ、全ク内地ニ行ハレル所ノ法律ヲ以テ處分ヲ致ス積デゴザイマシテ、多クハ是ハ臺灣ノ今日

ノ土人ニ向ツテノ行政上必要ノ場合ニ、此命令ヲ發シテ處分ヲ致シマス積デゴザイマス。末條ノ第五條ニゴザイマ  
ス「現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定  
ム」トアリマス。是デ出來得ベキダケノモノハ此條ニ依ツテ致シマシテ、實際全ク當儀マラスモノダケハ總督府令  
ニ勅令ノ効力ヲ持タシテ、當分ノ中ハ臺灣統治ノ功ヲ舉ゲルト云フノガ、政府ノ此案ヲ提出致シマシタ理由デゴザ  
イマス。

右の案が上程せらるゝや、俄然帝國憲法の臺灣に實施せられ居るや否やの點に付て、議論が沸騰した。即ち中村克  
昌議員より先づ本法案に關聯し帝國憲法第八條と第九條との關係に付て質問があつた。之に對し水野政府委員は、「本  
法は憲法とは關係なし、憲法は未だ臺灣に効力なし」と述べた。乍併、更に之を翻し、「其の一部例へば人民の權利義  
務に關する如きものは適用なし」と辯明した。更に「裁判に關しては如何にするか」との質問に對し、「同様命令を以  
て規定すべし」と述べた。更にまた「内地人に對しては如何なる法規を適用せらるゝか」との質問に對し、「一概には  
述べ難い」旨の答辯を爲した。かくして右法案の特別委員會に於ける審議の大勢は漸次政府側に不利に傾き、該委員  
會は修正案を出して議場に採決を問はんとするの形勢を示すに至つた。於是、政府は名を調査に藉りて本案を撤回し  
其の翌日更に前記法案と同一内容を有する法案を再び衆議院に緊急提出を爲した。審議に入るや、肥塚龍議員は頗る  
政府の措置を難じ、かくの如き議案は審議すべからずとの動議を提出した。乍併、此の動議は少數を以て否決された。  
續いて市島謙吉議員より、本法は帝國憲法の立法事項を命令を以て規定することを許さんとするものであつて、明か  
に帝國憲法の明文に牴觸するものであるとの論があつた。かくして結局特別委員會に附託されたが、委員會は審議の  
結果之に一定の期間を附して通過せしめた。續いて本會議に於ては更に高田早苗議員より、(一)憲法の立法事項を疎



囑するものにして、憲法に違反するものなり、(二)實際に於て臺灣總督の專斷に爲したる法令發布に對し、内閣にありて拓殖務大臣責任を負はざる可からざるに至り甚だ不都合なり、として反對論を述べた。乍併、議員の多數は委員長鳩山和夫氏の報告の如く、臺灣總督は其の管轄區域内に法律の委任に依り、單に法律と効力を同じうする命令を發することを得るに過ぎざるを以て、憲法違反に非ずとしたのである。乍併、此の如き法律は之を永久に認むべきものに非ずとして、委員會修正案の如く第六條に「此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其効力ヲ失フモノトス」との一條を追加して之を容認した。政府は之を非としたるも、徒らに期間の點にこだはるときは原案の通過困難なるべきを慮り、また三年後に於て必要ならば有効期間を延長し得るを以て事實上差支なしとの見地より之を承認した。貴族院亦政府原案に賛し、寧ろ此の如き法案に對し短期の年限を附したることを不當としたが、法案審議の紛糾を恐れて再び之に修正を施すことを爲さず、全院一致を以て可決されたのである。かくして同法は明治二十九年六月三十日同年法律第六十三號を以て公布せられた。其の條文は次の如きものである。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

- 第一條 臺灣總督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ効力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ヲ將來ニ向テ効力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其ノ効力ヲ失フモノトス

而して本法律の第二條に依り其の設置を規定せられた臺灣總督府評議會に付ては、同日勅令第九十號を以て規程を發布せられたが、それは次の如きものである。

臺灣總督府評議會章程

- 第一條 臺灣總督府ニ評議會ヲ置キ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス  
總督、民政局長、軍務局長、民政局部長、軍務局長、民政局參事官  
總督ニ於テ必要ト認ムルトキハ前項職員ノ外事件ニ關係アル文武官ニ命シテ臨時其ノ議事ニ參與セシムルコトヲ得
- 第二條 評議會ハ明治二十九年法律第六十三號ニ依ル命令ヲ議決スルノ外總督ノ諮詢ニ依リ左ノ事項ニ付意見ヲ答申ス  
一 豫算案及決算  
二 重大ナル土木工事ノ設計  
三 人民ノ請願ニシテ特ニ重大ナルモノ  
右ノ外總督ニ於テ必要ト認メテ諮詢スル事項
- 第三條 評議會ハ總督ヲ以テ議長トス議長事故アルトキハ出席員中官等最モ高キ者之ヲ代理ス
- 第四條 評議會ノ議案ハ總督之ヲ發ス
- 第五條 評議會ノ會議ハ總員三分ノ二以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得
- 第六條 評議會ノ會議ハ出席員ノ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第七條 總督ハ何時タリトモ既ニ發シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得
- 第八條 總督ニ於テ評議會ノ議決ニ同意スヘカラスト認ムルトキハ其ノ理由ヲ付シテ再議ヲ求ムルコトヲ得
- 第九條 評議會ニ幹事一人及書記若干人ヲ置ク幹事ハ民政局參事官書記ハ民政局屬ヲ以テ之ニ充ツ
- 第十條 幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上官ノ命ヲ承ケ出席員ノ氏名會議ノ事件及議決ノ要旨ヲ筆記スヘシ

尤も右章程は翌三十年五月勅令第六十一號を以て、更に其の翌三十一年六月勅令第七號を以て改正せられ、評議會の議題の範圍は律令の審議のみに限られた。又軍部員の會議參加は案件の軍事に關涉する場合のみに限られるこ



とになつた。

さて前述の如く明治二十九年法律第六十三號は、其の有効期限を明治三十二年三月三十一日迄とせられたので、其の後之を如何にすべきかは當時重大な問題であつた。乍併、所謂六三法の發布以來、本島の施政は漸く其の緒に就いて來たとはいふものゝ、矢張り風俗習慣民情の特殊なる未だ以て之を内地と同一立法方式の下に立たしむることは不可能の状態に在つた。於茲、政府は尙本制度の繼續を必要と認め、次の如き理由書を附して有効期限延長法律案を帝國議會に提出した。

明治二十九年法律第六十三號中改正法律案

明治二十九年法律第六十三號中左ノ通改正ス

第六條 此ノ法律ハ明治三十五年三月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

理由書

明治二十九年法律第六十三號ノ效力ハ三箇年間ニ限り其期限ハ來ル明治三十二年四月ヲ以テ到達スルニ至ラン爾來同法ニ基キテ發シタル各種ノ命令ハ其件數既ニ四十餘ニ達シ本島ニ關スル法制ハ稍々備ハレルモノナキニ非サルモ立法上將來ニ施設ヲ要スルモノ尙甚多シ然ルニ本島民ノ慣習風俗ニ稽ヘ實際ノ必要ニ應ジ臨機適宜ノ立法ヲ爲シ以テ本島統治上他日ニ逸算ナキヲ期セントスルニハ尙今後數年間同法ノ效力ヲ繼續スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

本法案は最初貴族院に提出せられた。而して其の特別委員會に於て伊澤修二議員より、臺灣の現状は明治二十九年本法立法の當時より長足の進歩を見たる旨、竝に本法は其の當時より立法上幾多の疑義を存し、唯其の暫定的に期限を附せられし爲僅かに議會の賛成を得たる旨を述べ、進んで本法案の撤回方を述ぶる所があつた。更に本會議に於ても其の第二讀會に於て伊澤修二議員より、本法案に評議員に關する規定を設くる修正案を提出した。其の理由とする所は、「總督府官制改正ノ結果、評議員タルモノハ殆ンド總督ノ屬僚ナレバ、總督ハ其ノ行ハントスル處ヲ爲シ得

サルナシ。宜シク法律中ニ一定ノ文武官竝ニ臺灣ニ居住スル滿二十五歳以上ノ男子ニシテ地租又ハ營業稅年額十圓以上ヲ納メ學識名望アル者四人ヲ評議員ニ加フベキ旨ノ規定ヲ爲スベシ。而シテソレハ十年以上臺灣ニ居住シタル者トスベシ」と云ふにあつた。乍併、右提案に對しては議員間に於ても疑義を生じ、十年以上居住したる者は内外人を問はざるかとの質問あり、之に對し外國人は除外したとの答辯があつた。乍併、當時の實情に徴するに、臺灣に十年以上居住する内地人といふものはあり得なかつたので、結局本島人を加ふるの結論となるべきものであつた。此の修正案は賛成者少數で以て否決され、結局政府原案が通過した。

本法案が衆議院に送付せらるゝや、憲政本黨所屬議員及花井卓藏議員等が猛烈之に反對した。花井議員の反對理由とする所は、(一)憲法に所謂立法事項を臺灣總督に委任するが如きは、憲法の解釋上妥當ならず、(二)實際政治の上より見るもかゝる重大なる權力を臺灣總督に與ふることは不穩當なり、といふにあつた。乍併、議員の多數は、憲法の解釋としては既に前回に於て一定してゐる、尙當分臺灣總督にかくの如き命令發布權を認むることは、臺灣統治の實際上必要不可缺のことであるとして、本法案は多數を以て衆議院も亦通過した。

かくして一先づ法律六十三號は其の有効期間の延長を見た。乍併、所詮それは期限内だけのことで、やがて其の期限たる明治三十五年三月三十一日が來れば、其の効力は當然消滅すべき運命にある。當時愈々其の期限の迫り來ると共に、將來之を如何に取扱ふべきかといふことは、政府の重大なる問題であつた。當時本島内地間の交通は稍々便利となり、また一面本島の治安も略々安定して、諸政其の面影を異にするものあるに至つたことは、紛れもなき事實であつた。乍併、島民永年の風習は容易に改まらず、行政萬般亦内地と同一に律すべからざる事情に在るものが多かつた。そこで政府はまた再び、法律六十三號の有効期間を三年間延長するの法律案を、帝國議會に提出するの止むなき



に至つた。

之に對し衆議院に於ては、例に依つて花井卓藏議員が憲法の精神に合致せざることを理由として之に反對した。又竹内正志議員は、帝國議會は臺灣に施行する法律を制定する能力なしとするかと質問したるを始めとし、現に律令を以て發布せられた新聞紙條例及保安規則等の頗る峻嚴にして、帝國議會に提出せば恐らくは到底協賛を得べからざる底のものであると論難した。於茲、兒玉總督は秘密會を要求して臺灣の實情を説明し、併せて本法の施行期限延長の必要理由として、大約、(一)帝國議會の立法を待ちては機宜を失ふことが多い、(二)人情風俗を異にするを以て内地と同一の法律を用ふることが出来ない、(三)委任立法權は總督の威嚴を保つ爲にも必要である、等々説明し、尙將來研究して本制度に適當なる改正を加ふべき旨を言明した。乍併、結局それでも全部を納得せしむるには至らなかつた。そこで之を遂に本會議の表決に問ふことになつたが、可とする者百六十四、否とする者八十四で原案が通過した。貴族院に於ては、伊澤修二議員が前回同様臺灣住民中より評議會員を選任せられたき旨の希望を述べたが、また一般の容認する所とならなかつた。かくして政府原案は帝國議會を通過し、明治三十五年三月十日法律第二十號を以て、明治三十八年三月三十一日迄其の効力を延長せられることとなつた。尙兒玉總督が其の説明に於て、今回の延長満期後は、本法の繼續案は提出せず、次回迄に臺灣統治の方針を決定し、臺灣統治に關する立法制度を確立せんことを言明したことは、注目に價する事柄であつた。

かくして法律第六十三號は再度其の有効期限の延長を見たが、當時同法の期限延長は是を以て最後とし、其の満期の曉に於ては然るべき代案の作成さるべき方針が決定せられたのである。然るに其の後日露戰爭の起るあり、兒玉總督は總參謀長の大任を帯びて滿洲の野に出征することとなつた。於是、政府は曩に議會に於て辯明せる六三諸問題の

解決は、遂に其の成案を得る能はざる状態になつた。さればとて期限の満了を以て本法の消滅を見ることは、臺灣の統治上支障尠からざるものがある。於是、政府は暫定措置として、平和克復の翌年末迄本法の有効期限を延長するの法律案を提出した。其の時添附せる理由等は次の如きものである。

六十三號法律ハ明治二十九年ノ創設ニシテ其有効期間ハ三箇年ナリ爾後明治三十二年及同三十五年ノ再度臺灣統治上ノ必要ニ依リ各三箇年ノ延期ノ協賛ヲ經タリ而シテ去ル十六議會ニ於テ再度ノ有効期間ノ終了スル當時ニ於テハ更ニ臺灣ニ特別ノ制度ヲ設クルノ心算ナルコトヲ言明セリ然ルニ今ヤ其法案ノ未タ完成ヲ告ケサルニ當リテ未曾有ノ時局ニ際會シテ總督ハ出征シ其規定ノ完全ニ終了スルコト能ハサルヲ以テ平和ヲ克服シ總督ノ歸朝ヲ待ツテ更ニ新領土ニ恰當ナル規定ヲ設ケントス是レ本法ノ制定ヲ要スル所以ナリ。

之に對し衆議院に於ては、花井卓藏議員の前回同様の反對意見の陳述ありたる外、多數の議員より、政府は前回具體的改革案を作成すべしと稱して三年の延長を策しながら、今に至りて前言を喰むが如き態度を取らんとするは、之れ著しき怠慢なりとて、政府の態度を難する所があつた。又兒玉總督出征せりと雖も、實に他の人を以て總督たらしめ得べし、又文官總督にても可なるに非ずや、尙またたとひ總督不在なりと雖も、政府當局に於て之が對策を講じ得ざる理由なかるべし、或ひはまた本法の消滅は、最早臺灣統治の上にさしたる影響なかるべし等の議論が出て、政府が小刻みに本法の繼續を求むるの態度を非難するの聲が高かつた。乍併、桂首相及政府委員より、交々政府は銳意改正案の起草に従事中時局急迫の爲遂に成案を得るに至らざりし所以を陳辯し、尙臺灣總督として多大の經驗を有する兒玉總督の出征中に敢て本法の改正を企つるが如きことは之を爲すべきに非ざること、また文官を以て臺灣總督たらしむることは、軍事統制其の他の理由より絶對反對なりと明言し、極力原案の通過に努むる所があつた。於茲



議員の多數も亦政府の意のある所を諒として之を可決した。貴族院に於ては別に反對論もなく、結局本法案は議會を通過して、明治三十八年三月法律第四十二號を以て公布せられたのである。

(二) 第二期 (所謂三一法時代)

自明治四十年一月一日至大正十年十二月三十一日

明治三十八年十月、ポーツマス講和條約に依つて日露兩國は干戈を戢めた。随つて所謂六三法の有効期限も、愈々明治三十九年十二月末日を以て終ることとなつた。乍併、臺灣の情勢は、尙内地と同一法令を以て之を統治するの域に達せざるを以て、政府は前約を履んで六三法に代はるべき左の法律案を帝國議會に提出した。

明治二十九年法律第六十三號ニ代ハルヘキ法律案

- 第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ勅令ヲ以テ規定スルコトヲ得
- 第二條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行ヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三條 臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附 則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法案は先づ貴族院に提出せられた。原内務大臣は其の提案理由を説明して、臺灣の事情は餘程進歩發展を見たるも、尙現在の情勢下に於ては本法案の如きものを要するとして、縷々其の必要なる所以を述べた。而して本法案の前の六三法と相違する點は、(一)從來は法律に代はる總督の命令であつたものを今回は勅令に改め、中央政府より發することとしたこと、(二)緊急の場合の命令の條文を除いたこと、(三)評議會に關する規定を削除したこと、(四)期限を

附せざること、等を擧げて説明した。而して特別委員會に於ける質疑應答中、政府當局は本法に依り臺灣に施行する法律事項は勅令に委任すると共に、其の緊急の場合に於ては更に總督に命令發布の權限を委任せんとの眞意を吐露した。之に對し議員中より、其の勅令は何人が副署するかとの質問が出たのに對し、原内相は未だ決定してはゐないが臺灣總督の副署を求めては如何かと考究中であると答へた。其の點に付更に憲法の解釋上疑義なきかと問はれたるに對し、別段牴觸せざるべしと答辯した。乍併、穂積八束議員より政府の所説を痛烈に反駁する所あり、即ち、(一)六三法は既に憲法牴觸の嫌ありしもの、然るに本法に於ては立法事項を勅令に、否更にそれを臺灣總督の命令に委任せんとす、此の如きは憲法の精神を蹂躪すること甚だしきものである。(二)國務大臣に非ざる臺灣總督が勅令に副署するが如きは、明に帝國憲法第五十五條の明文に牴觸するものである、(三)臺灣特殊の事情あるは之を認むるに吝かならざるも、帝國議會に之に應ずべき特殊立法の能力なしとするは遺憾なり、と述べ、寧ろ六三法を其のまゝに繼續するか、或は六三法は本年中効力を有するものであるからそれ迄に今一應案を建直しては如何かと結論したのである。かくして貴族院の大勢は、漸く本法案に不利の色を示して來たのである。此の情勢に對し都筑馨六議員は、臺灣統治の實際上の理由よりして、尙委任立法の必要なる所以を論じ、次の如き修正案を提出した。

修正案 (議員都筑馨六提出)

- 第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ豫メ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ經ヘシ
- 緊急ノ場合ニ於テ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ經ル暇ナキトキハ次回ノ會議ニ之ヲ報告スヘシ
- 第三條 主務大臣ハ監督上必要ト認ムルトキハ第一條ノ命令ノ變改又ハ廢止ヲ命スルコトヲ得
- 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 外地の立法機構



第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律及特ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ判定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ明治四十年一月ヨリ之ヲ施行シ明治四十二年十二月三十一日マテ其ノ效力ヲ有スルモノトス

本修正案に對しても亦賛否相分るゝものがあつたが、大勢は漸次之を容認するに傾いて來た。そこで政府に於ては急に原案を撤回し、其の翌日更に次の如き法律案を提出した。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案（政府改案）

第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テハ臺灣總督ハ直ニ第一號ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 臺灣總督ノ發シタル法令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附 則

本法ハ明治四十年一月ヨリ之ヲ實施ス

貴族院に於ては審議の結果、第五條を第六條とし、當時の現行法（所謂六三法）第五條と同一趣旨の一ヶ條を加へ、尙附則を改めて其の有効期間を五箇年と限つた。六三法制定當時に於ては、政府原案の無期限なりしを衆議院が三箇年と限定した。而して之に對し貴族院に於ては寧ろ期限を附すべからずと主張する者があつたのである。然るに今回は其の貴族院に於て五箇年の期限を附したのである。

衆議院に於ては、政府が貴族院に於ける審議模様を自己に不利なりと見るや、直ちに其の原案を撤回し、再び本案を提出するに至れるは、其の措置頗る輕率なりと之を詰る聲が頗る強かつた。之に對し政府委員は、最初提出のものは臺灣總督府に於て立案せるものなるも、議院の審議經過に鑑み、之に適當なる變更を加へて提出したるものなることを答辯した。また或る議員から、本法案は六三法に比して如何なる相違があるかと質問せられたるに對し、原内相は、評議會の規定を削除せる位なもので別にさしたる變更はないと答へた。於茲、森田卓爾議員は、政府が公約を履まず、唯形體をのみ變へたる所謂換骨奪胎的の案を會期切迫の際急遽提出せる不誠意を詰り、六三法の本年末迄の有効期間内に、今一應調査の上立案しては如何との勸告を爲した。かくして討論に入るや、例に依つて花井卓藏議員より憲法上疑義ありとの反對論が出たが、結局多數を以て可決された。かくして貴衆兩院に於て種々活潑な討論が展開された本法も、愈々明治三十九年法律第三十一號を以て、左の如くに公布された。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件

第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一號ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律並特ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 臺灣總督ノ發シタル法令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第四章 外地の立法機構



## 附 則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十四年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有スルモノトス

叙上の如く、新法には評議會の設置に就て何等の規定が置かれてゐない。乍併、律令の制定は慎重なる手続きを要するものなるを以て、總督府に於ては、明治四十年一月訓令第一號を以て次の如き律令審議會章程を制定した。

## 律令審議會章程

- 第一條 臺灣總督府ニ律令審議會ヲ置キ總督ノ諮詢ニ應ジ明治三十九年法律第三十一號ニ依ル命令案ヲ審議セシム
- 第二條 律令審議會ハ左ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス  
民政長官、陸軍幕僚參謀長、海軍參謀長、覆審法院長、覆審法院檢察官長、警視總長、民政部各局長、參事官二人、事務官三人以內
- 但シ陸軍幕僚參謀長及海軍參謀長ハ會議ノ事件軍事ニ關涉スル場合ニ限り議事ニ參與スルモノトス
- 第三條 議長ニ於テ必要ト認メタルトキハ會議ノ事件ニ關係アル文武官ヲシテ説明ノ爲臨時其ノ議事ニ關與セシム但シ議決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス
- 第四條 總督ハ自ら律令審議會ノ議長ト爲ルモノトス  
總督事故アルトキハ出席員中官等最モ高キ者議長ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 律令審議會ノ會議ハ總會員半數以上ノ出席アルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス
- 第六條 律令審議會ニ幹事二人書記若干名ヲ置ク幹事ハ參事官、書記ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ
- 第七條 幹事ハ議長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ整理シ書記ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

前述の如く所謂三一法は、其の有効期間を五年間、即ち明治四十四年末迄とした。乍併、其の後の經過に鑑みるに臺灣の狀態は舊態依然として、所謂三一法の繼續を必要とする事情が去らない。於是、政府は明治四十四年三月、更に同法の有効期間五ヶ年延長案を衆議院に提出した。

政府委員内田臺灣總督府民政長官は、衆議院に於て、本案の必要なる所以を説明して、臺灣の風俗習慣は俄かに我に同化するものに非ずして領臺當時と多く異なる所なく、また民事商事の取引の如きも依然として獨特の慣習が存在する。尙又警察の如きも少しく警戒を怠れば直に北埔事變の如きものを生ずる状態にあつて、現在の臺灣の狀態は尙三一法制定當時と多く異なる所はない。従つて同法の延長は必至のものであると述べた。

之に對しト部喜太郎議員は、臺灣の事情が内地と異なることは之を諒とするも、何故臺灣の事情に適應する法律を帝國議會の協賛を待つて然る後制定することが出来ないか、又風習の改善を待つとしたならば、恐らく二十年三十年五十年の將來に於ても、尙容易に此の變則を改め得ないであらう。尙また臺灣統治の現状に鑑み事緊急を要する場合多しと爲さんも、それにはまた緊急勅令發布の方法もあつて、更に支障あるを見ないではないかと論難した。内田政府委員は更に之に答へて、臺灣特殊の事情に因り之に行はるゝ法令を帝國議會の協賛に待つことの適切ならざること既に前數回に互つて政府より辯明せる所もあり、且又緊急勅令の發布の如きは容易に行はれ得べき所ではないと述べた。更にまた他の議員より、從來發布せられた律令の箇々に就て検討して見るに、中には敢て律令を以て規定するを要しないと認めらるゝものが頗る多い。此の事は三一法の如きものが實際上其の必要がないといふことを表白してゐるものであると述べた。かくして終に討論に入つたが、高木正年議員より其の憲法上穩當ならざること、竝に律令は今日の狀態に鑑み其の必要なきことを極論した。之に對し、臺灣に居住する中村啓次郎議員より、臺灣統治の實際より見て本法案は尙其の必要がある、臺灣に關係する法律案を臺灣の智識に乏しい議員より成る帝國議會の協賛に俟つが如きことこそ、却て危険極まることであると論じたことが注目される。かくして衆議院は多數を以て通過し、貴族院に於ては何等意見なく平凡裡に可決せられた。かくして明治四十四年三月二十九日法律第五十號を以て、左の如



く公布せられた。

附則ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ明治四十九年十二月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス

かくして三一法は、明治四十九年即ち大正五年十二月三十一日迄其の有効期限を延長せられた。乍併、尙其の期限内に於ては、此の種立法の必要性の消滅を期待し得べくもあらず、政府は三度三一法の有効期限の延長を圖るに至つた。

即ち政府は大正四年の通常議會に、「本法ハ大正十年十二月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス」との三一法改正法案を先づ衆議院に提出した。之に對する論難は、多く從來と異なる所がなかつた。乍然、從來屢々委任立法に反對の態度を表明して來た憲政會派が政權を握つた爲、其の態度を一變して政府支持の態度を執り、他方政友會が野黨となつたが爲、會て本法案支持の位置に立つた政友會議員が反對の態度に出で、互に過去の言論を追究して議論の徒らに多かりしは特に注目すべき現象であつた。

尙一木内務大臣は本法案の提出に當つて、極めて簡単に臺灣の實況竝に尙此の如き特殊制度の存続の必要なる所以を述べた。之に對し松田源治議員は、先づ其の説明の不親切なるを詰り、且議會が臺灣に關する特別立法の審議を爲し能はずとするの愚説なる所以を述べた。於茲、一木内務大臣は、特別立法の存続を必要とする詳細なる理由を説明し、併せて帝國議會に特殊立法を爲すの能力なしとなすに非ず、唯新なる領土の事情に適應する最も適切なる方法として、此の如き方法を設けたものであると辯じた。尙又何故本法の延長に五ヶ年の期限を附したるかを追究する者が多かつたのに對し、五年後には本制度の必要がないといふのではない、唯其の間に於て十分考究して適當なる解決を

爲し、立法體制上一歩なりとも進歩を期せんとするが爲であると辯じた。其の他の議論は大體に於て從來盡されたものであつた。かくして特別委員會を開くこと前後四回、最後の委員會に於て加瀬禧逸議員より「臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項」とあるを、「臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ニシテ臺灣ニ特別ナルモノ」と爲さんとする修正意見が提議されたが、少數を以て否決された。本會議に於ても略々之と同様の修正動議が提出され、花井卓藏議員が之に賛成演説をしたけれども、結局それは成立しなかつた。尙小林勝民議員より、本法案に對する賛否の議論が朝野其の所を異にするに依つて徒らに其の意見を左右するの弊あるを詰り、「領臺以來律令問題ヲ繰返スコト幾度ニ及ブモ解決ヲ見ズ政府ハ速カニ臺灣統治ノ根本方針ヲ樹立センコトヲ望ム」旨の希望意見を述べ、又會て本法案に反對した高木正年議員より、「舊法ニ認メラレル評議會制度ニ一段ノ改善ヲ加ヘタル組織ヲ實現シ、適材ヲ朝野ニ互リテ物色シテ之ヲ任命シ、律令諮問ノ機關ヲ設置スベシ」との希望條件を附した。之に對し一木内務大臣より、政府は勅令を以て諮問機關を設くる意見なること、竝に其の組織其他に關しても充分希望に副ふべき旨を答辯した。かくして本法案は衆議院を通過し、貴族院に移つた。貴族院に於ては特別委員會及本會議とも格別反對意見の陳述せらるゝことはなかつた。唯五ヶ年の期限の附せられた経緯に付て質問ありたるに對し、下村民政長官より、右は唯先例を追ひたるに過ぎず、尙其の間に於て調査を了し代案を得ることは稍々不安なるも、銳意其の目的に向つて邁進する方針であると答へた。かくして貴族院も無事通過したので、大正五年三月法律第二十八號を以て左の如く公布せられた。

附則ヲ左ノ如ク改ム

本法ハ大正十年十二月三十一日迄其ノ効力ヲ有ス



## (三) 第三 期 (所謂法三號時代)

大正十一年一月一日以後今日に及ぶ

上述の如く其の公布の後數次の延長を見て來た所謂三一法も、大正十年十二月三十一日には愈々其の有効期限が満了する運命にあつた。政府は帝國議會に對する言責の次第もあり、茲に何等か善後策を講ぜざるべからざる事態に在つた。時恰も大正八年臺灣總督に任命せられた田健次郎は、統治の根本方針として臺灣島民をして母國に同化せしむるといふ所謂同化方針を把持し、内地延長主義の施政方針の下に著々諸般の施設の改善を行つた。かくして律令問題に付ても其の方針に基いて之を解決せんとし、所謂三一法の代案として次の如き法案を帝國議會に提出した。

## 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案

- 第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第三條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第四條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第五條 本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

## 附 則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

本法案は先づ衆議院に提出せられたが、政府委員横田千之助は其の提案理由として、「本案は臺灣の文化發達の現状に顧みまして、勅令を以て法律を施行するの途を廣くし、且特別の場合に限つて臺灣總督の命令を以て立法事項を規定するの途を認めるものであります。其の必要は從來永く議會の懸案となつて居りました所謂六三問題、今日に於ては明治三十九年の法律第三十一號、之を今年限り廢絶致しまして、別に新しき此の法律に依りまして臺灣の特別統治に臨まんとするのであります」と述べた。更に本法案が特別委員會の審議に附せらるゝや、田總督は之を敷衍して、

(一) 本案に於ては、勅令を以て法律の全部又は一部を施行するを原則として、以て帝國内に於ける法律の統一を保ち

(二) 而も尙臺灣特殊の事情に因り法律の全部又は一部を適用する能はざるが如き事態に對してのみ、例外として臺灣總督に命令を發布するの權を委任する、(三)之に期間を定むることの可否に付ては、從來の經驗に徴し大に疑問なき能はず、假令之を無期限とするも、將來同化の實が擧がれば、本法律の如きは當然無用に歸すべきものなるを以て、敢て期限を附することを爲さずと説明した。かくして委員會の審議を重ねること五回、議論大に沸騰した。乍併、其の論旨は概ね從來一再ならず論述せられた所を繰返したものに過ぎなかつた。尙委員會に於て議員の多數より、本法と三一法とを比較するに、唯條文の配列に於て異なるものあるのみ、法の規定其のものに就てはさして差違あるものにあらざるに非ずやとの質問があつた。之に對し政府委員の側より、法の規定其のものは從來と大差なきが如く見ゆ



るも、従来は委任立法を原則として認めたるに對し、今回は原則として母國の法律を適用すべきものとし、其の適用すべき法律の存在せざる場合に於てのみ、例外的に委任立法を認めんとするもので、其の根本に於ては重大なる差異の存する旨を陳辯した。尙本法案の審議中、原内閣總理大臣及田總督等より、臺灣統治の方針としては、事情の許す限り出来るだけ速に内地同様の方法に依る主義なりと言明したのは、注目に價ひすべき事柄であつた。尙本田恒之議員より、本法案中第三條を「前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ諮詢ニ附シ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ」と改め、次に第三條の第二項として、「臺灣總督府評議會ハ民選トシ其ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と追加すること、更に第四條を「臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經シテ直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得」と改め、最後に「本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行シ大正十四年十二月三十一日マテ其ノ効力ヲ有ス」との期限を附した修正案を提出したけれども、それは採決の結果破れた。次で島田俊雄議員より、本案第一條第二項に「勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得」とあるを「規定」と爲すべしとの修正意見あり、之は多數を以て可決され、結局本法案は右の小修正を以て委員會を通過した。本會議に於ても、高木正年議員より本田恒之議員の修正案と略々同様の修正動議が提出せられたが、結局それは少數を以て否決され、委員會修正案が多數を以て通過した。

貴族院に於てはさしたる議論もなく、唯江木翼議員より本法案に期限の附せられざるに付ての賛意を表明すると共に、同化主義の困難の豫想せらるる今日、濫りに内地延長主義を聲明するが如きは策の得たるものに非ざる旨の發言があつた。なほ同議員より臺灣總督府評議會の設置に就て質問があつたのに對し、田總督は評議會は官民有識者二十五名を以て之を組織し、總督施政の諮問機關たらしむる方針なりと答へた。かくして特別委員會及本會議共に衆議院修正の通りに本法案を可決したので、それは大正十年法律第三號を以て次の如くに公布された。かくして多年紛糾を

極めた臺灣總督の委任立法延長の問題も、茲にやうやく其の解決を告ぐるに至つたのである。

#### 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

- 第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第三條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第四條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第五條 本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附 則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際現ニ效力ヲ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

#### 二 律令の形式

律令は勅裁を経て發せらるる臺灣總督の命令である。總督が律令に付て勅裁を請ふ場合には、必ず主務大臣たる内務大臣を経由することを要する。尤も臨時緊急を要する場合に於ては、臺灣總督は勅裁を経ずして直に律令を公布し



得る。乍併、此の場合に於ては、公布後直に勅裁を得るの手續を執らなければならないのであつて、若し勅裁を得ざるときは將來に向つて其の効力なきことを公布しなければならぬ。之は恰も内地に於ける緊急勅令に相當するものとも謂ふべきものである。

臺灣總督が律令の制定に付て上奏を爲す場合、其の内務大臣を経由することを要することは前述の通りであるが、總督に對して監督權を有する他の大臣に付ては、之を如何に考ふべきものであらうか。曩にも述べたるが如く、昭和十七年勅令第七百二十九號は、内閣總理大臣及各省大臣に對し、勅令列記の諸事項に付ては、臺灣總督に對する監督權を附與した。既に内閣總理大臣及各省大臣が其の主務事項に付て臺灣總督を監督することとなつた以上、各大臣は其の限度に於ては、臺灣總督の律令制定に付ても何等か事前に之に付て知り得る機會を與へらるべきことが相當と考へられる。乃ち總督は此の場合内閣總理大臣及各省大臣を経由する方法を執るべきものではないかと考へられる。律令に依つて規定せらるゝ立法形式は、現在之を二に大別することが出来る。一は内地の法律を基準とするものであり、他は臺灣独自の規定を掲げたものである。

(イ) 内地の法律を基準とするもの

之は律令に於て内地の法律に依るといふ形式を採るものである。法律第三號の施行以前に於ては、内地の法律を勅令で施行することは、現在の如く勅令を以て法律の特例を設けることが認められなかつた關係上甚だ困難であつた。之は現在朝鮮の制令と其の換を一にするものである。従つて内地に基準とすべき法律がある場合でも、それを其のまゝの形に於て施行出来ないときは、常に律令の形式に據らねばならなかつた。従つて現在臺灣に行はるゝ律令で「……=依ル」の形式を採つてゐるものは、法三號施行以前に係るものが多い。「……=依ル」と謂ふのは、内地の法律

を其のまゝ律令の内容とするものであつて、律令の内容として内地の法律が行はれる譯である。律令に於て内地の法律に依る場合は、勅令に依つて内地の法律を施行する場合は異なり、全然別箇の法域を爲すものである。従つて内地の法律に改正があつても、其の改正の効果は理論上當然に臺灣に及ぶものではない。乍併、此の場合に於ては、臺灣に於ても矢張り改正法律に依ることを便宜とするから、明治三十二年律令第二十一號(臺灣ニ適用セラルル法律ノ改正アリタルトキノ効力ニ關スル件)は此の點に付て明文を設け、律令の規定に依り臺灣に適用せらるゝ法律に改正があつた場合には、別段の規定なき限り其の改正法律施行の日より、當然其の改正法律の効果が臺灣にも及ぶ旨規定が爲された。而して其の改正は、一部改正たると全部改正たるとは之を問はないのである。尙律令に於て依つてゐる内地の法律が廢止になつても、其の廢止の効果は改正の場合と同様當然臺灣に及ぶべきものではなく、臺灣に於ては依然として舊法に依ることになるのである。乍併、此の場合に於ても實際問題としては、新に制定さるべき内地の法律に依る必要が多い。従つて結局律令の改正を行つて、新法に依るとするを例としてゐるやうである。

律令は臺灣總督に委任せられた立法の形式であり、總督の命令として發せらるゝものである。従つて假令律令に於て内地の法律に依るとする場合に於ても、之は唯便宜の問題であつて、彼の勅令を以て法律を施行する場合のやうな特例事項の規定に付ての制限がないことは勿論である。即ち律令の内容として盛られる内地の法律に對しては、之に如何なる改變を加へてもよい譯である。

(ロ) 臺灣独自の規定を掲げたもの

律令には前述の如く「……=依ル」の形式を採るものゝ外、臺灣に於ける特殊事情に鑑み、内地の法律を基準とせず、臺灣独自の規定を掲ぐるものがある。法三號施行以後に於ては、特別の事情なき限り此の形式に依ることを原則



としてゐる。之は基準とすべき内地の法律がない場合か、假令あつても内地の法律を基準とすることが出来ない場合であつて、前者の例としては臺灣糖業會を、後者の例としては臺灣州制、臺灣市制、臺灣街庄制、臺灣商工會議所令等を擧げることが出来る。

### 三 現在に於ける律令施行の狀況

現在臺灣に於ては朝鮮と異り、内地の法律の施行せらるゝものが多い。現行の所謂法三號實施以前に於ては、臺灣に於ても其の立法は律令の形式に依ることを原則としたのであるが、同法の實施後は全く其の地位が顛倒した。何となれば法三號は、前述の如く律令を以て規定するに當つて遵守しなければならぬ二の制限を設けてゐるからである。即ち第一に、臺灣に於ては原則として法律を施行し、律令を以て規定するのは眞に已むを得ない場合に限られてゐるのである。即ち法三號第二條は、此の點に關して規定を掲げ、臺灣に於て法律を要する事項で施行すべき法律なきもの、又は勅令を以て内地の法律を施行することが困難な場合で、且臺灣特殊の事情に因り必要がある場合に限り、律令を以て之が規定を爲し得るものとした。之は後述朝鮮の制令に、右の如き制限の加へられてゐないことと著しい對照を爲すものである。従つて臺灣に於ては律令を以て規定せらるゝ分野は、朝鮮に比して甚だ狭められてゐるのである。第二に、法三號第五條の制限である。即ち律令は臺灣に行はるゝ法律及勅令に違反することを得ない。而も臺灣に於ては朝鮮に於けると異なり、大正十二年一月より一般私法たる民法・商法等を施行した爲、假令臺灣に於ける特殊の事情に因り律令を以て規定するの要がある場合であつても、民法・商法の例外規定は律令に依ることを得ない状態である。(臺灣都市計畫令は律令を以て規定されたが、其の律令を以ては規定することを得ない民法等の特例に付ては、所謂

特例勅令を以て別箇に規定するといふ方法を探つた。)

現在律令に依つて規定せらるゝ分野を見るに、例へば裁判所の構成とか地方制度とかに關する法規の如きは、臺灣に於ける裁判制度や地方制度が著しく内地と趣を異にする爲、何れも律令を以て規定せられ(臺灣總督府法院條例・臺灣州制・臺灣市制・臺灣街庄制等)、專賣に關する法規も粗製樟腦・樟腦油の專賣を除いては煙草・食鹽・酒類等總て律令に依つてゐる(臺灣煙草專賣規則・臺灣食鹽專賣規則・臺灣酒類專賣令)。尙租稅關係の法規では、租稅の性質に應じて所得稅・地租・營業稅・臨時利得稅・相續稅の如き收得稅は律令に依り、印紙稅・登録稅の如き流通稅・砂糖消費稅・織物消費稅・揮發油稅・骨牌稅・關稅等の消費稅は内地の法律を施行するといふ慣例である。此の外臺灣に行はるゝ重要な律令としては、臺灣阿片令・臺灣土地收用規則・臺灣刑事令・臺灣礦業規則・臺灣糖業令等其の他各分野に互つて其の數が少くない。

### 第二款 制 令

朝鮮に於ては法律を要する事項は、朝鮮總督の命令を以て之を規定することを得る。此の朝鮮總督の命令を制令と稱するのである。蓋し朝鮮は其の我國に併合せらるゝ以前に於ては、一の獨立國として獨自の存在を把持せるもの、従つて特別の人情風俗文化を有し、必ずしも我が母國の法律と同一規整の下に立たしむることを得ざる事情がある爲である。

#### 一 制令の沿革



明治四十三年八月、所謂日韓併合條約に依つて韓國は我國の領有に歸した。而して此の時忽ち起つた問題は、朝鮮に於ける立法を如何に取扱ふべきかと謂ふことであつた。之をして我國と同一法律の下に立たしむるといふのであれば、固より問題はない。乍併、人情風俗習慣を異にする新附の民をして、卒然として我が母法に従はせるといふことは、實際問題として不可能の事である。於茲、政府は臺灣領有の時に於けると同じく、朝鮮總督に立法權を委任することを適當なりとした。たゞ時恰も帝國議會閉會中なりし爲、時の政府桂内閣は、總督に委任立法權を附與することを不取敢緊急勅令を以て定むることにした。即ち明治四十三年八月二十九日勅令第三百二十四號を以て、次の如き緊急勅令が發布された。

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治四十三年八月二十九日

内閣總理大臣兼 大藏大臣	侯爵 桂 太 郎
陸軍大臣	子爵 寺 内 正 毅
外務大臣	伯爵 小 村 壽 太 郎
海軍大臣	男爵 齋 藤 實
内務大臣	法學博士男爵 平 田 東 助

勅令第三百二十四號

第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得  
 第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ  
 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得  
 前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ  
 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
 第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス  
 第六條 第一條ノ命令ハ勅令ト稱ス  
 附 則  
 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

遞信大臣	男爵 後 藤 新 平
文部大臣兼 農商務大臣	小松原 英 太 郎
司法大臣	子爵 岡 部 長 職

然るに次の議會に於ては、此の緊急命令に對する承認が得られず、結局政府は其の勅令の將來に向つて効力なき旨を公布せざるを得ざる破目に陥つた。乍併、朝鮮總督に對して立法權の委任を爲す實際上の必要は、毫も減少してゐない。否寧ろ益々其の必要の痛感さるゝ矢先きである。乃ち政府に於ては、右の緊急勅令に代はるべき法律案を議會に提出して、其の協賛を得た。それは明治四十四年法律第三十號として、次の如くに公布された。之が即ち現行の



ものである。右は恰も當時行はれてゐた臺灣總督に律令權を認められた法律——所謂三一法——に、全面的に倣つたものである。乍併、右は臺灣の三一法と異り、全然期限の制限がない。蓋し臺灣の場合の苦がき經驗に鑑み、期限の制限を附せなかつたものである。

朝鮮ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

- 第一條 朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
  - 第二條 前條ノ命令ハ内閣總理大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
  - 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ朝鮮總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
  - 前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若ク勅裁ヲ得サルトキハ朝鮮總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
  - 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ朝鮮ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
  - 第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス
  - 第六條 第一條ノ命令ハ勅令ト稱ス
- 附 則
- 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 制令の形式

制令は勅裁を経て發せらるゝ朝鮮總督の命令である。尙此の命令が制令と稱せらるゝことは、臺灣の律令の場合とは異り、法律に依つて規定せられてゐる。制令の制定に際しては、總督は内閣總理大臣を経て勅裁を請ふことを要する。尤も臨時緊急を要する場合に於ては、總督は勅裁を請ふの手續を踏まず、直に制令の公布を爲し得る。乍併、此

の場合には、公布後直に勅裁を得なければならず、若し其の勅裁の得られざるときは、其の制令の將來に向つて効力なきことを公布しなければならない。尙茲に注意すべきは、朝鮮總督が制令に付て勅裁を請ふ場合、其の内閣總理大臣を経由すべきことは法律の明文に依つて明なるも、其の他の大臣を経由するの要ありや否やの點である。此の點に關し臺灣總督の律令に付ては、明に「主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ」と法律の規定に謳つてあるが、朝鮮總督に關しては此の種の規定がない。尤も此の點に關しては、臺灣總督は内務大臣から一般的行政監督を承くる立場に在り、従つて律令の制定に當つても、之を経由すべきは正に其の所であるが、朝鮮總督は本來天皇に直隸するの立場に在る關係上、之に關しては主務大臣たるものがなく、従つて唯内閣總理大臣を経由することの要求せらるゝのみと解することも出来る。乍併、制度運営の實際としては、朝鮮總督の制令制定の場合に於ても亦、從來拓務大臣を——従つてまた現在に於ては内務大臣を経由してゐるやうである。蓋し内務大臣は朝鮮總督府の事務を統理するの職責を有し、其の職責を果す上に於て、かくすることを必要とするに依るものであらう。乍併、之はどこ迄も實際手續上の問題であつて、制度上の問題ではない。次に問題となるのは曩に臺灣總督の律令制定權の場合に於て述べたる所の如く、這般の改正により、朝鮮總督は特定の範圍に於て内閣總理大臣及各省大臣の行政監督を承けることとなつた點に關聯するものである。即ち其の監督を受くる範圍内に於て總督が制令を制定せんとする場合には、上奏に際して内閣總理大臣及各省大臣を経由することを要するものと解すべきや否やの點である。既に内閣總理大臣及各省大臣が、個々特定の事務に就て朝鮮總督を監督する以上、各大臣は其の限度に於ては總督の制令制定に付ても何等か事前に之に付て知り得る機會を與へるべきものである。乃ち總督は此の場合、曩に臺灣總督の場合に就て述べたる所の如く内閣總理大臣及各省大臣を経由することを相當と考へられる。



制令に依つて規定せらるゝ形式は、臺灣の律令に於けると同様に、内地の法律を基準として所謂「……ニ依ル」の形式を執つてゐるものと、朝鮮独自の規定を掲ぐるものとの二がある。唯「朝鮮ニ施行スル法令ニ關スル法律」第四條の規定に明なるが如く、特例事項を定むることを勅令に委任した規定が置いてない。従つて内地の法律に極小の特例を設ければ、充分勅令で以て法律の施行が出来ることと謂ふやうな場合に於ても、勢ひそれは制令の形式に依らなければならぬ。従つて制令に於ては、臺灣に於ける律令の場合と異り、「……ニ依ル」の形式を用ひたものが多いのである。朝鮮に於ては臺灣に比して特殊立法たる制令で以て規定せらるゝ分野が廣いのは、此の理由に依るものである。尙制令で内地の法律に依る場合に、其の法律の改正の効果が朝鮮に及ぶか否かと謂ふ點に付ても、臺灣の律令の場合に於けると同様の規定がある（明治四十四年制令第十一號）。

尙日韓合併の際、當時韓國に行はれてゐた諸法令は、其の舊韓國の法令たるを將た帝國法令たるを問はず、一樣に其の効力を失ふべき筋合であつた。乍併、併合章創にして諸事匆忙の際、全法令に互つて一舉に其の改廢を斷行することは事實上不可能のことであつた。そこで朝鮮總督府設置の際其の効力を失ふべき従前の帝國法令及韓國法令は仍舊當分の間其の効力を有するものと定められ（明治四十三年制令第一號）、尙其等の諸法令は各其の性質に従つて、制令に相當するものは制令、府令に相當するものは府令として取扱はるゝことになつた（明治四十三年制令第八號）。併合後茲に三十年、今仍舊當時の法令にして制令としての効力を有するものが存してゐる。即ち當時行はれた帝國法令にして、現在尙制令としての効力を有するものには、例へば保安規則（明治三十九年統監府令第十號）、出版規則（明治四十三年統監府令第二十號）、新聞規則（明治四十一年統監府令第十二號）、朝鮮總督府裁判令（明治四十二年勅令第二百三十六號）等があり、韓國法令としては新聞紙法・保安法・出版法等がある。

### 三 現在に於ける制令施行の狀況

現在朝鮮に於ては内地の法律の施せらるゝものは寧ろ少く、法律に該當する事項は概ね制令を以て規定せらるゝ状態である。臺灣總督が律令を發するに付ては、それは必ず「臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スベキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關」することを要する旨の制限がある。然るに制令の場合に於ては、唯それが「朝鮮ニ施行シタル法律及特ニ朝鮮ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス」とあるのみにて、何等律令の場合に見るが如き制限は存しないのである。即ち法律は「朝鮮ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ朝鮮總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得」として、法律事項は之を制令を以て規定することを本體としてゐるのである。即ち臺灣に於ける律令の行き方とは、恰も反對の態度を持してゐるのである。従つてまた臺灣に於けるが如く、内地の法律を施行するに便なるが如き措置を法律に認められてゐない。さてこそ朝鮮では内地の法律の行はるゝことが少く、制令に依るものが壓倒的に多いのである。従つて現在制令がどのやうに行はれてゐるかといふことを見るよりも、寧ろ内地の法律で朝鮮に施行せらるゝものには、現在如何なるものがあるかといふことを見方が適當であると謂へる。内地法を施行してゐるものとしては、例へば特許法、意匠法、商標法等無體財産に關する法律、貨幣法、臨時通貨法等の貨幣關係の法律、關稅法、關稅定率法、保稅倉庫法、保稅工場法等の關稅關係法規、郵便法、郵便爲替法、電信法等の通信に關する法律、陸軍刑法、海軍刑法等軍人に關する刑罰法規等を擧げることが出来る。其の他尙内地法の施行されてゐる分野は必ずしも狭少と謂ふを得ず、其の數も亦必ずしも之を少しとしない。乍併、制令の占むる分野に比しては物の數でもなく、此の點臺灣に於ける律令と好箇の對照を爲してゐる。



### 第三款 律令及制令以外の外地行政官廳の命令

#### 一 朝鮮に於ける命令

(イ) 朝鮮總督府令 朝鮮總督は其の職權又は特別の委任に依つて、朝鮮總督府令を發することが出来る(官制第四條)。茲に特別の委任と謂ふのは、法律及勅令に依る委任の外、制令に依る委任も含むものである。尙此の朝鮮總督府令の規定事項は、其の内容より見て之を内地の勅令又は省令に該當するものと考へられる。府令に對し得べき罰則の限度は、一年以下の懲役若しくは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料と謂ふことになつて居り、勅令と同程度である(官制第四條)。府令に規定する形式は、通例獨自の規定を掲げるものが多いが、中には内地の省令等を基準として依るの形式を執つてゐるものもないではない。

(ロ) 道令 道知事は管内の行政事務に關し、職權又は委任の範圍内に於て道令を發することが出来る(朝鮮總督府地方官官制第六條)。道令は其の内容から見ると恰も内地の府縣令に相當するものであるが、之に附し得べき罰則の限度は三月以下の懲役若しくは禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料となつて居り、其の程度は閣令省令と同様で、府縣令よりも遙かに其の程度が高い(大正八年勅令第三百九十二號)。

(ハ) 島令 島令は島司が管内の行政事務に關し、法令に依り又は道知事より委任せられたる事柄に於て發するものである(朝鮮總督府地方官官制第二十一條ノ五)。之に於ては罰則を附することが出来ない。

#### 二 臺灣に於ける命令

(イ) 臺灣總督府令 臺灣總督府令は臺灣總督が其の職權若しくは特別の委任に依つて發する命令であつて、これには一年以下の懲役、禁錮若しくは拘留又は二百圓以下の罰金若しくは科料の罰則が附せられ得る(臺灣總督府官制第五條)。諸般の點に於て、朝鮮總督府令に於て述べた所と全く同様である。

(ロ) 州令及廳令 州令及廳令は、州知事廳長が部内の行政事務に於て、其の職權又は特別の委任に依り、管内一般又は其の一部に發する所の命令である(臺灣總督府地方官官制第六條)。其の内地の府縣令に相當するものなることは全く朝鮮の道令と同様である。尙州令に附し得べき罰則の限度は、二月以下の懲役若しくは禁錮、拘留、七十圓以下の罰金又は科料となつて居り、朝鮮の道令の場合よりも低く、内地の府縣令の場合よりも高い。廳令に附し得べき罰則は尙之よりも低く、拘留又は科料の限度に止まる。

#### 三 樺太に於ける命令

(イ) 樺太廳令 樺太廳令は、樺太廳長官が其の職權又は特別の委任に依つて發する命令である。而して之に附し得る罰則の限度は、三月以下の懲役若しくは禁錮、拘留、百圓以下の罰金又は科料である。右の罰則の限度は、閣令・省令と同程度であり、府縣令よりも遙かに其の程度が高いことが注目される。(樺太の内地編入に伴ひ地方官廳命令公式令の改正あり、樺太廳令は總ての點に於て全く府縣令と同等のものになつた)

(ロ) 支廳令 樺太廳支廳令は、樺太廳支廳長が法律命令に依り、又は長官より委任せられた事件に於て發する所



の命令である。之に付ては罰則を附することが出来ない。」

#### 四 關東州に於ける命令

(イ) 關東局令 關東局令は、滿洲國駐劄特命全權大使が、其の職權又は特別の委任に依つて發する所の命令である。之に對しては普通一年以下の懲役若しくは禁錮、二百圓以下の罰金、拘留又は科料の罰則を附することを得る(關東局官制第四條)。右罰則の限度は内地の勅令と同程度のものである。ところが大使は、安寧秩序を保持する爲臨時緊急を要する場合に於ては、右の制限を超えた罰則を附したる命令を發することが出来るのである(同上官制第五條)。本來かゝる高次の罰則を附する爲には、それは法律を以てするか又は其の委任あることを要する。乍併、前にも述べたるが如く、關東州は租借地であつて我が領土ではない、従つて之に對しては帝國憲法が行はれてゐない。従つて凡そ法規を定むるに付ては、假令憲法施行地に於ては法律を以てせざるを得ざるものに付ても、尙之を法律を以てすることを要しないのである。即ち法律事項と雖も勅令を以て規定し得るのである。尙此の命令に付ては特別の名稱がなくそれは依然として關東局令と稱せらる。それは其の發布後直に、大東亞大臣を経て勅裁を請はなければならない。若し其の勅裁を得ざるときは、大使は直に其の命令の將來に向つて効力なきことを公布しなければならない(同上官制第五條)。

(ロ) 關東州令 關東州令は、關東州廳長官が其の職權又は特別の委任に依り發する所の命令である(關東局官制第十七條)。之に對しては三ヶ月以下の懲役若しくは禁錮、百圓以下の罰金、拘留又は科料の罰則を附することを得る。右罰則は閣令省令と其の程度を同じくし、内地の府縣令の罰則よりは遙に高いことに注目を要する。

#### 五 南洋群島に於ける命令

(イ) 南洋廳令 南洋廳令は、南洋廳長官が其の職權又は特別の委任に依り發する所の命令である。而して之に對しては、普通一年以下の懲役若しくは禁錮、拘留、二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得る(南洋廳官制第四條)。右罰則の程度は内地の勅令に附し得るものと同様である。ところが、長官は之また、安寧秩序を保持する爲臨時緊急を要する場合に於ては、右の制限を超える罰則を附した命令を發することが出来る(同上官制第五條)。此の如き所謂法律事項を勅令を以て規定し得る理由に付ては、さきに關東局令に付て述べた所と全く同様である。尙それが公布後直に大東亞大臣に由り内閣總理大臣を経て勅裁を請はなければならないこと、並に其の勅裁を得ざるときは、直に其の命令の將來に向つて効力なきことを公布しなければならぬことも亦關東局令の場合と同様である(同上官制第五條)。

(ロ) 支廳令 南洋廳支廳令は、南洋廳支廳長が部内の行政事務に付、其の職權又は特別の委任に依つて發する所の命令である(南洋廳官制第十六條)。尙之に付ては罰則を附し得ない。

#### 第五節 外地の舊法令

茲に外地の舊法令とは、外地が未だ我が完全なる統治權の下に服せざる以前——即ち我が領土、租借地又は委任統治地域とならざる以前——に於て、其の地域に於て行はれた法令の謂である。其等の法令は、其等の地域が我が統治



權の下に服するに至りたると同時に、其の効力を失ふものである。即ち其等の地域が我が外地となると同時に、其等の地域に行はれた法令は其の形式及内容共に効力を失ひ、之に代つて帝國法令が行はるゝに至るのである。

唯其等の地域が我が外地に編入された場合、早急に其等の地域に行はるべき帝國法令を整備することは、事實上困難なことが多い。従つて其の間の不備を補ふ爲、従前其等の地域に行はれた法令——即ち當然には其の効力を失つた法令——を、尙引續き効力あるものとする場合がある。此の場合には、舊法令が尙實質的には其の効力を有することになるのである。乍併、それは其の實質的効力に關することであつて、其の形式的効力に於ては、舊法令は既に死滅してしまつたものである。そしてそれは其の形式に於ては、どこ迄も帝國法令として効力を有するのである。即ち帝國法令が、唯其の内容に於て舊法令に規定するものと同様のものを有するといふだけのことである。

かゝる意味に於て外地舊法令の實質的効力を認められた一般的規定としては、朝鮮に關する明治四十三年制令第一號(朝鮮ニ於ケル法令ノ効力ニ關スル件)及關東州に關する明治三十九年勅令第二百三號(關東州ニ於ケル諸般ノ成規ニ關スル件)の二を擧げることが出来る。明治四十三年制令第一號は、「朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ効力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ當分ノ内朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尙其ノ効力ヲ有ス」と規定し、舊法令が朝鮮總督の命令として尙其の實質的効力を有する旨を認めてゐる。尙また右に關しては明治四十三年制令第八號を以て、「明治四十三年制令第一號ニ依リ現ニ効力ヲ有スル命令ニシテ其ノ制令ヲ以テ定ムルコトヲ要スル事項ヲ規定シタルモノハ制令、其ノ朝鮮總督府令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定シタルモノハ朝鮮總督府令、其ノ道令ヲ以テ定ムルコトヲ得ル事項ヲ規定シタルモノハ道令ヲ以テ定メタルモノトス」と規定し、各其の舊法令の内容として規定せられた事項に隨ひ、それ〴〵これを規定すべき法令の形式を以て制定されたものとする。此等の法令で今日なほ其の効力を存續

してゐるものは、帝國法令としては裁判所令(明治四十二年勅令第二百三十六號)、保安規則(明治三十九年統監府令第十號)新聞紙規則(明治四十一年統監府令第十二號)、出版規則(明治四十三年統監府令第二十號)、舊韓國法令としては新聞紙法(光武十一年法律第一號)、保安法(同年法律第二號)、國有未墾地利用法(同年法律第四號)、出版法(隆熙三年法律第六號)等を擧げることが出来る。今日残つてゐる此の種の法令は、其の數としては大したものではないが、其の内容としては何れも重要な事項を規定したものである。尙もと〴〵韓國法令は原則としては韓國人に、韓國に於ける帝國法令は原則としては日本人に適用されたものである。従つて今日に於ても舊韓國法令は原則としては朝鮮人に、舊帝國法令は原則としては内地人に適用せられる。尤も國有未墾地利用法の如きは、其の公布當時より日韓人双方に適用されたので、現在に於ても内鮮人双方に適用せられて居る。

關東州に關するものとしては、明治三十九年勅令第二百三號を以て、關東州ニ於ケル諸般ノ成規ハ別段ノ規定ヲ設クル迄當分ノ内從前ノ例ニ依ル但シ租稅其ノ他ノ收入及其ノ支出ニ關シテハ會計検査院ノ検査ヲ經ルコトヲ要ス」と規定されてゐる。即ち、別段の規定の設けられざる限り、舊法令が依然として其の實質的効力を有してゐるものである。



## 第五章 外地の司法機構

### 第一節 概 説

外地には裁判所構成法が施行せられず、朝鮮に於ては朝鮮總督府裁判所令に依り、臺灣に於ては臺灣總督府法院條例に依り、關東州に於ては關東州裁判令に依り、南洋群島に於ては南洋群島裁判令に依り、それ／＼各別の系統の裁判所が組織されてゐる。而して此等各外地の裁判所は、何れも其の地の最高行政官廳に直屬してゐる。尤も直屬してゐると謂つても、それは此等各外地の行政長官が裁判に關して各外地裁判所の上級官廳であると謂ふ意味ではなく、唯各外地裁判所に關する司法行政の最高監督權が司法大臣に統一歸屬せられず、それが各外地行政長官に分屬することを意味するに過ぎない。尙外地の中に於ても樺太に付ては、明治四十年勅令第九十四號を以て裁判所構成法及同施行令が施行せられ、早くより内地司法機構の一環として、札幌控訴院の管下に樺太地方裁判所が置かれてゐる。即ち事の司法機構に關する限りに於ては、樺太は早くから内地に編入されてゐるのである。

さて外地裁判所の憲法上の性質如何に付ては、學者間にかなり議論の存する所である。それは畢竟外地に帝國憲法が施行さるゝや否やの議論と關聯を有するものであつて、憲法が外地に行はれないといふ立場を執る者は——憲法中司法に關する部分は外地に行はれずと爲す者も亦齊しく——外地の裁判所は憲法外の裁判所であるとする。而してそ

れは所謂實質的憲法に基く外地統治の大權に依つて設置せられたもので、従つてそれが憲法上の通常裁判所なりや特別裁判所なりやの問題の如きは、其の起るべき餘地がないのである。之に反して外地にも亦憲法が施行せられると爲す者は、外地裁判所も亦當然に憲法上の裁判所であるとする。唯それが帝國憲法第五十七條の裁判所なりや、或はまた同第六十條の特別裁判所なりやの點に付ては、必ずしも其の説が一致しないものゝやうである。否寧ろ學者の説としては之を目して特別裁判所と爲すものが多いやうである。私見に依れば、朝鮮及臺灣の裁判所は帝國憲法第五十七條の裁判所であり、關東州及南洋群島の裁判所は、所謂實質的憲法に基く外地統治の大權に依つて設置せられた所の憲法外の裁判所であると解する。何となれば上來屢々説き來れる所の如く、外地中に於ても朝鮮及臺灣は我が領土に屬し、従つて當然に憲法が施行されてゐるものである。之に反して同じく外地と稱せらるゝも、關東州及南洋群島は我が領土に非ず、従つて憲法は之に施行せられてゐないのである。既に朝鮮及臺灣に憲法の施行せられてゐる以上、其の地の裁判所は憲法上の所謂通常裁判所と見るべきものである。

之に反して關東州及南洋群島には憲法の行はれてゐない關係上、其の裁判所は所謂憲法上の裁判所ではない。従つてそれは所謂實質的憲法に基く外地統治の大權に依つて設置せられた、實質上の裁判機關である。従つて之に對しては、帝國憲法第五十七條乃至第五十九條所定の所謂憲法上の司法權の原則に關する規定は全然働かないのである。

さて外地司法機構の特質に付て概言すれば、それは要するに外地に於ては所謂三權分立の原則が確保されず、従つて司法權の獨立が十分に期し得られないと謂ふことである。前述の如く外地裁判所と雖も、其の朝鮮及臺灣に關する限りに於ては憲法上の裁判所であり、従つて憲法上の司法權の原則は當然に行はれてゐる譯である。即ち裁判所の構成及裁判官の資格・懲戒等に關しては、朝鮮に於ては制令を以て、臺灣に於ては律令を以て規定されてゐる。又民事



及刑事の訴訟手續に付ても、朝鮮では制令を以て規定せられ、臺灣では勅令を以て民事訴訟法及刑事訴訟法が施行せられてゐる。即ち司法權に關する規定は法律を以てすべしと謂ふ憲法上の要請は、一應買かれてゐる譯である。

惟ふに法治の下、克く公の秩序善良の風俗を維持し、臣民の權利を保全する所以のものは、専ら法規の解釋適用の任に當る司法裁判の適正衡平に負ふ所大なるものがある。而して此の裁判の適正衡平は、裁判が行政權干渉の外に在つて、克く權勢威力の侵犯を被ることなきに依つて其の全きを得るものである。之れ即ち司法權の獨立が憲法上の要請となつてゐる所以である。帝國憲法第五十七條以下、裁判所の構成及裁判官の身分保障等の規定が、其の必ず法律を以てすべき旨を定められてゐるのも、一に此の理由に基くのである。蓋し行政各部の官制と同じく、命令を以て容易に裁判所の組織を定め、裁判官の身分保障等の特權を變更し得るものとせば、其の獨立は到底之を期し難いからである。然るに朝鮮及臺灣に於ては、其の制令制定權及律令制定權を有する者は、各其の總督である。即ち謂はゞ立法權が行政權に合一してゐる貌である。即ち朝鮮及臺灣に於ては、行政權を以て司法權に關する規定を定むることになり——即ち或る意味に於て行政權が司法權に關與すると謂ふ結果となり——司法權の獨立が期し得られぬと謂ふこととなるのである。

尙關東州及南洋群島は、其の憲法の施行せられざる關係上、三權分立——司法權獨立の憲法上の要請は全然存在しない。従つて裁判所の構成及訴訟手續等に關しても、それは總て勅令を以て規定されてゐる。また其の裁判官の身分保障に付ては、何等特別の規定の存することもなく、此の點全く他の行政官と同一の地位に在るものである。

## 第二節 朝鮮の司法機構

朝鮮に於ける我が司法機構は、其の源を遠く統監府設置時代に發する。即ち日韓合併の未だ實現を見ざる以前に於て、我國は既に朝鮮に統監府裁判所を開設し、以て其の司法事務を取扱つたのである。其の後日韓併合に依つて、新に朝鮮總督府裁判所が設置せられ、爾後若干機構の變遷を見なければども、固より其の根本觀念には何等變化なく、以て今日に及んでゐるのである。今左に統監府時代及び朝鮮總督府設置以後の二段階に分つて、朝鮮司法機構の概略の説明を加へて見たいと思ふ。

### 一 統監時代に於ける朝鮮の司法機構

明治三十八年十一月十七日我國と韓國との間に第二日韓協約の締結を見るや、我國は之に基いて其の翌三十九年二月一日京城に統監府を設置した。而して三月二日には公使伊藤博文が第一代統監として入城し、韓國保護の大任に膺り施政百般の刷新に着手した。而して司法制度の刷新には特に意を須ひ、由來韓國百弊の根源は司法と行政の混淆に在り、而して之を匡救するの途は司法權の獨立以外にはないとの信念の下に、銳意之が實現に努力した。乍併、此の目的を達せんが爲には、先づ制度の改正、法令の制定、法官の養成、其他各般の施設の整備を必要とする。而もかゝる根本的革新の大事業は、到底之を一朝一夕に爲し得べき所のものではない。依つてかゝる根本的施策の實行は之を後日に譲り、當面の施措としては先づ當時の制度内に於て及ぶ限りの刷新を圖らんことを期し、主として我國官吏



の參與に依つて其の效を收めるの方針を樹てた。かくして韓國法部に日本人の參與官一人、主要な裁判所に日本人の法務輔佐官又は法務輔佐官補各一人を傭聘せしめ、司法事務の指導誘掖に膺らしめたのである。乍併、制度上の痛とも謂ふべき行政・司法の混淆を改めずして、謂はゞ姑息の手段とも謂ふべきかゝる方法を採つたとしても、其の實效を擧げることには至難である。従つてかゝる努力も、結局積年の宿弊を廓清するに足らなかつたものゝ如くである。

其の後明治四十年七月二十四日、帝國代表伊藤統監と韓國代表總理大臣李完用との間は、日韓新協約が調印せられたが、其の第三條に「韓國ノ司法事務ハ普通行政事務ト區別スルコト」といふことが明記せられた。かくして茲に韓國建國以來未だ會て行はれなかつた行政と司法の分離が、漸くにして實現の機運に到達したのである。即ち右新協約に基き、同年八月東京控訴院檢察長倉富三郎を招いて法部次官兼統監府參事官とし、韓國司法制度改善の事業に參與せしめた。かくして韓國に於ては從來の制度を一新し、先進國の範例に依つて完備した裁判所を設置するの方針が決せられ、隆熙元年(明治四十年)十二月法律第八號裁判所構成法、同第九號裁判所構成法施行法、同第十號裁判所設置法等が相續いて公布せられた。右に依れば韓國の裁判所の構成は、其の範を概ね帝國の裁判所構成法に採り、大審院・控訴院・地方裁判所・區裁判所の名稱を用ひ、三審制四階級である。其の帝國のものとは異なる點は、帝國では當時控訴院が區裁判所の裁判に對する第三審を行つたのであるが、韓國では大審院が一切の裁判の上告を審理裁判するといふ點である。かくして大審院は京城、控訴院は京城・平壤・大邱の三箇所、地方裁判所は京城・公州・咸興・平壤・海州・大邱・晋州・光州の八箇所、區裁判所は漢城府外全道著名の都邑に合計百十三箇所が置かるゝことになつた。尙各裁判所には何れも檢事局が附置され、大審院檢事總長の統轄の下に檢察事務を取扱ふことゝなつた。かくして右の新法令は隆熙二年(明治四十一年)一月一日から施行せられたのであるが、應會其の他の諸準備の關係上、同日全部

の裁判所を開廳する運には至らなかつた。乍併、其の後鋭意裁判所の開廳に努め、日本より多數の有能なる司法官を聘用すると共に、朝鮮人中よりも之を任用して着々其の陣容を整備した。而して一面また法典調査局を設置して韓國法典の編纂に従事せしめ、尙また法官養成所を法學校と改稱して韓國人法官の養成に該らしむる等、其の施設の改善は大に見るべきものがあつた。かくして韓國の司法制度は漸を逐ふて改善の效果を收めて來たけれども、尙眞に民衆の生命財産の安固を期せんが爲めには、まだまだ司法制度の劃期的躍進を必要とするものがあつた。乍併、如何にせん當時窮乏した韓國政府の財政状態を以てしては、到底其の需に應じ得べくもない。さりとて當時の機構を以て司法の昂揚を圖らんには、所謂百年河清を俟つの状態であつた。

然るに其の後明治四十二年七月十二日、各本國政府の委任を受けた我が第二代統監曾彌荒助と韓國總理大臣李完用との間に「韓國司法及監獄事務委託ノ覺書」なるものが交換せられ、韓國政府は其の司法及監獄事務の全部を擧げて帝國政府に委託し、帝國政府は之を受託し、且之に關する一切の經費を負擔することゝして其の協定が成つたのである。其の結果韓國政府は、其の裁判所、監獄及法部を廢止した。之と同時に帝國政府は明治四十二年勅令第二百三十六號を以て統監府裁判所令を、同第二百三十七號を以て統監府裁判所司法事務取扱令を公布し、同年十一月一日を以て統監府裁判所を開廳した。尙又別に官制を公布して統監府司法廳を設置したが、右は統監の監理に屬し、韓國の司法及監獄に關する行政事務を掌る官廳とせられた。

統監府裁判所は舊韓國裁判所と同じく三審制四階級で、高等法院・控訴院・地方裁判所及區裁判所に區別された。統監府裁判所は統監に直屬し、韓國の民事刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌るものである。而して區裁判所は裁判所構成法に定めた區裁判所の職務を、地方裁判所は同法に定めた地方裁判所の職務を行ひ、控訴院は地方裁判所



の裁判に對する控訴及抗告に付、高等法院は地方裁判所又は控訴院の第二審の判決に對する上告及控訴院の裁判に對する抗告に付裁判を行ふ。尙高等法院は裁判所構成法に定めたる大審院の特別権限に屬する職務及第一審且終審として韓國皇族の犯した罪で禁錮以上又は韓國法規に依り禁獄以上の刑に處すべきものゝ裁判を行ふことになつてゐる。裁判所の構成は、區裁判所は判事單獨で以て裁判を爲し、地方裁判所及控訴院は三人の判事を以て組織した部で、また高等法院は四人の判事を以て組織した部で合議して裁判を爲すものとされた。尙また各裁判所に檢事局が設置されたがそれは統監の管理に屬し韓國の檢察事務を掌るものとせられた。結局舊韓國當時の裁判制度と比較し、それは唯大審院を高等法院、檢事總長を高等法院檢事長、地方裁判所檢事長を檢事正と改稱せられた位で、さしたる差異は見られない。

尙當時我國は韓國に於ける領事裁判權を有してゐたのであるが、右の司法事務の委託に關聯して其の運営の上になる種の變化を生じて來た。由來帝國臣民は韓國に於て治外法權を有した爲、其の訴訟に付ては總て帝國領事官に於て之を取扱ひ來つた。ところが其の後明治三十八年十一月、帝國政府と韓國政府との間に第二日韓協約が締結せられ、帝國政府は其の代表として統監を京城に置き、韓國に於ける各開港場其の他必要と認めらるる地に理事廳を置くの權を有することゝなつた。而して理事官は統監の指揮を承け、從來帝國領事に屬した一切の職權を執行する旨が規定された。かくして明治三十九年二月一日統監府の開廳と同時に、従前の領事館は總て理事廳となり、理事官又は副理事官は從來の領事官に代つて、其の管轄を區域内の訴訟事件に付第一審の裁判を行ひ、且非訟事件をも擔當することとなつた。之と同時に同年勅令第六十四號を以て統監府法務院官制が公布され、統監府法務院は京城に設置され、第二審且終審として理事廳理事官の裁判に對する上訴事件を管轄することになつた。統監府法務院は、院長たる評定官の

外評定官三人、檢察官一人、書記五人を配置せられ、評定官三人を以て組織した部で審問裁判をする制度であつた。ところが既述の如く、我國が韓國の司法事務の委託を受くるに至つた結果、こゝに統監府裁判所の開設を見るに至り、理事廳理事官が裁判事務を管掌することを罷め、此等の事務は總て統監府裁判所に合流歸一せらるることになつた。即ちかくして日韓兩國國民に對する裁判機關は、茲に其の統一を見え譯である。尙統監府法務院も當然廢止せられ、其の事務は統監府裁判所に於て受繼がることになつた。

## 二 日韓併合以後に於ける朝鮮の司法機構

明治四十三年八月二十九日、日韓兩國は相互の幸福を増進し東洋の平和を確保する爲日韓併合條約を締結し、韓國は永久に我が領土となるに至つた。此の結果前に勅令を以て公布せられたる統監府裁判所令は、當然其の效力を失ふに至るべきものであつた。乍併、當時諸事草創の際に屬することゝて、早急に諸法制を整備することの困難なるに思を致し、明治四十三年制令第一號を以て「朝鮮總督府設置ノ際朝鮮ニ於テ其ノ效力ヲ失フヘキ帝國法令及韓國法令ハ當分ノ内朝鮮總督ノ發シタル命令トシテ尙其ノ效力ヲ有スルものとした。而して同年制令第八號を以て、右「明治四十三年制令第二號ニ依リ現ニ效力ヲ有スル命令ニシテ其ノ制令ヲ以テ定ムルコトヲ要スル事項ヲ規定シタルモノハ制令……ヲ以テ定メタルモノトス」と規定せられ、上記裁判所令は其の性質上制令たるべきものであるから、之を制令を以て定めたるものとせられた。従つて制令第五號を以て之に所要の改正が施され、統監府裁判所令は其の看板を塗り換へて朝鮮總督府裁判所令となり、依然として其の實質を繼續したのである。従つて統監府裁判所も亦看板を塗り換へて其のまま朝鮮總督府裁判所として其の實質を繼承したのである。かくして朝鮮總督府裁判所は、朝鮮總督に



直屬し、朝鮮に於ける民事刑事の裁判及非訟事件に關する事務を掌るものとなつた。

朝鮮總督府裁判所の組織は、其の開設當初に於ては前の統監府裁判所の組織を其のまゝに引繼ぎ、三審四階級制度であつた。即ち高等法院の下に三種の裁判所が置かれ、第一審の裁判事務は區裁判所と地方裁判所、第二審の裁判事務は地方裁判所と控訴院といふやうに、兩種の裁判所に分屬してゐた。其の爲其の權限が相錯綜し、事務簡捷に適せざるものが頗る多かつた。於是、明治四十五年三月制令第四號を以て朝鮮總督府裁判所令中所要の改正が加へられ、區裁判所・地方裁判所・控訴院の區別を廢して地方法院・覆審法院の二とし、高等法院と合して三審三階級とした。尙朝鮮總督は必要に應じて地方法院の事務の一部を取扱はしむる爲、地方法院支廳を設置し得ることゝされた。此の改正に依り、地方法院は民事・刑事の第一審裁判及非訟事件に關する事務の全部を、覆審法院は第二審の裁判事務を掌り、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告事件並に裁判所構成法に定め大審院の特別權限に屬する事件の裁判を行ふものとして、各其の權限を明確にした。尙地方法院では判事單獨で以て裁判を行ふのを原則とし、特定の事件に限つてのみ三人の判事を以て組織した部で合議の上裁判することになつた。

尙日韓併合が朝鮮法政史上に及ぼしたる影響として、當時各國が朝鮮に於て有してゐた治外法權の撤廢を擧げなければならぬ。従前諸外國は韓國との間に條約を締結し、又は最惠國條款の結果、韓國に對し治外法權を有して居た。蓋し之は當時朝鮮に於ける司法制度の不完全なりしに鑑み、まことに已むを得ざるものであつた。而して此の治外法權に基く領事裁判は、各國それ〴〵相異なる法規及訴訟手續に依るもので、控訴の如き英國領事裁判所では之を香港に佛國領事裁判所では之を西貢に、又米國領事裁判所では之を上海に持ち出さねばならず、此等諸外國の居留民は多大の困難を感じてゐた。従つて若し朝鮮の司法制度にして改善さるゝならば、寧ろ其の保護を朝鮮裁判所に求むること

を以て利益と考へてゐたのである。今回日韓併合の結果、列國と韓國との間に締結された條約は、當然無効に歸した譯であつて、當時帝國政府は列國に對し「日本國ト列國トノ現行條約ハ其ノ適用シ得ル限リ朝鮮ニ適用セラレ、朝鮮ニ在留スル諸外國人ハ日本法權ノ下ニ於テ事情ノ許ス限リ日本内地ニ於ケルト同一ノ權利及特典ヲ享有シ且適當ナル既得權ノ保護ヲ受クルコト、並ニ帝國政府ハ併合條約施行ノ際現ニ朝鮮ニ在ル外國領事裁判所ニ繫屬スル事件ハ最終ノ決定迄其ノ裁判ヲ續行セシムルコトヲ承諾ス」等の聲明（韓國併合ニ關スル宣言第一號）を發した。之に對し列國は異議なく之に同意したので、茲に列國の治外法權は全く撤去せられ、内鮮人は固より諸外國人とも一齊に、帝國司法權に服することゝなつたのである。

### 三 朝鮮に於ける現行司法機構

#### 一 裁判機關の構成

朝鮮總督府裁判所は、朝鮮總督府裁判所令(註)の定むる所に依り、地方法院、覆審法院及高等法院の三階級よりなる。

地方法院は、民事及刑事に付第一審の裁判を行ひ、且非訟事件に關する事務を取扱ふ。地方法院に於ける裁判は、判事が單獨で以て行ふを原則とする。乍併、(イ)訴訟物の價額が千圓を超過する民事事件、(ロ)人事に關する訴訟事件、(ハ)刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、(ニ)死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該る犯罪事件(但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號第二條